

のである。なお、有馬君の牧馬もこの一と考えられる。この一族には朝倉君、井上君、佐味君、物部君、石上部君、磯部君、池田君、檜前部君等があげられる。車持君は榛名山南面に、有馬君は榛名山東麓に、朝倉君は前橋市朝倉町を中心に、佐味君は佐波郡玉村町から藤岡市北部にかけて、物部君は高崎市南部（？）に、石上部君は高崎市西部から旧碓氷郡に、磯部君は安中市南部から甘栗郡に、池田君は伊勢崎市西南部に、檜前部君は伊勢崎市東部に勢力を張っていたものであろう。井上君は明らかではないが、波志江、飯土井あたりではなからうか。

なお、上毛野君の一族以外のものとしては、東部の山田郡の渡良瀬川沿岸に美和神社、賀茂神社があり、神氏、鴨氏の居住が考えられ、邑栗郡に長柄神社を中心とした長柄氏、那波郡に倭文神社を祀る倭文部、緑野郡の南部に土師神社と土師郷の名を残している土師部の存在が推定される、これらの氏族はことに上毛野地方の周縁にあたる神流川、鳥川、利根川、渡良瀬川の岸近く位置していて、上毛野君の一族分布の外辺に、とりかこむように分布している。ここで注意されるのは、その分布の中心地は赤城山南麓の地であり、それを中心とした旧勢多郡、及びその地続きの旧新田郡の地には、赤城神社以外の著名社の存在も見当らず、赤城神を祀ったと考えられる上毛野君以外の豪族も見出されない。したがって、右の上毛野君の一族及びその他の諸豪族の居住地以外の旧勢多郡、旧新田郡の地は上毛野君の宗家の直轄地であったのではなからうか。その上にあつて宗家が總括していたのであろう。この赤城南麓地帯は六世紀後半から七世紀前半へかけての文化の中心地であつたことにならう。

大屋の地の前橋市大屋町に産泰神社というのがある。「産泰—さんたい」という名は江戸時代の表現であらう。松平氏が前橋城主になり、安産を祈って験があり、因つて社殿を改築し、もと南向きであつたものを西向にかえ、前橋城に相對せしめ前橋より直線の参道を造らしめた。それ以前には「さんたい」は山体又は三体ではなかつたらうか。山体が妥当ではなからうか。山を祀つた場所が神社の形となつたと見るのである。社の裏には神龍石と称する岩塊が

ある。古代祭祀の場であろうとは思われるが、未調査で、まだ確証を得てはいない。この付近は赤城山の裾野の端に近い部分で、独立の小丘陵が起伏しており、なお、細長い低丘陵が一脈伊勢崎市まで南走している。赤城山の泥流の痕跡と見られるもので、それに乗って溶岩が流されてきたのが、社後の岩塊と見られている。この例には産泰神社から東北二キロメートルの七ツ石、東南三キロメートルの石山観音の岩塊をあげることができる。七ツ石は神社に、石山観音では言うまでもなく仏教の崇拜の対象となっている。産泰神社の社城の丘陵は最も高く、形もととのっている。その丘陵の裾部には、小型の前方後円墳（大黒塚）などがあり、この附近には東に伊勢塚古墳（中型の前方後円墳）、南には阿久山古墳（同上）等の古墳の群在する阿久山などがあり、七ツ石、石山その他の丘陵にも小古墳が群在していた。この地に赤城山を祀る場が設けられたと推定するのは妥当ではなからうか。上毛野君の居住地もこの附近にあったものではなからうか。

大屋の地名は「おおや」から起ったもので「みや」に対するものであろう。共に語幹は「や」で、それに「おお」、「み」という美称、敬称が冠せられたものである。「おおや」は豪族（支配者）の家屋を指し、更に転じてその当主及び一家を指すものとなった。それが再転じてその豪族の住居地の地名となったものである。「延喜式神名帳」の紀伊国の項には、大屋郡比売神社が記載されており、『日本書紀』にもその神名が見える。『続日本紀』には、多胡郡建置の郷名に大家（おおやけ）郷がある。神名は大屋とよばれる豪族の祀る神であり、「おおやけ」は支配者の生活の料から地名に転じたもので共に「おおや」すなわちその地の支配者である豪族との関係を意味する。

大室の「室」も住居から起った言葉である。『神武紀』には大室屋と書いてあり、『景行紀』には寔室とある館を意味しており、また、「館」を「むろつみ」と訓んでいる。大室の地には大居館があったとも考えられる。しかし、石室を「いしむろ或はいわむろ」とよんでいるので、或は前、中、後の二子古墳の石室から起ったものであろう

とも言えよう。この三大古墳が次々に造られ、いずれも巨大な石室をもっていたことから起ったものではなからうか。他にも巨大な石室は存在しているが、三基並んでいることは例がない。また、同時に支配者の石室を敬って「おむろ」と称したということも、この語の意味に含まれているであろう。してみると、産泰神社は大屋と称された豪族が祀っていた名残りとも見ることができよう。

豊城の名は前述のように、「き」を語幹として、七世紀前半の天皇名に見える美称を冠したものと考え、赤城も同様にして求められたものと見たのであるが、同時に赤城の「赤」は四神思想に因っているのであろうと考えた。いずれも七世紀前半にかかっているものであり、上毛野君が当時の系図及び氏族の歴史の編修の傾向に依りて求め出したものであろうと考えられるのである。ところで、赤城というのは山名が先か神名が先かということも一応考えて置かねばならない。万葉集の東歌には赤城山を「くろほのねろ」と表現してある。一般的には八世紀においてまだこの名称が使われていたものであろう。赤城神の名が史上にあらわれるのは九世紀である。しかし、神名帳にはすでに八世紀において赤城神社として登録されていたと推定される。しかし山名が先か、神名が先かは判定することは困難であるが、「赤城」は「くろほ」、「いかほ」のように自然発生的な名ではないし、七世紀には祖名と同時に神名も求められていた傾向が認められるし、「赤」、「城」共に訓読になっていて、訓で文字を自由に構成しているのであるから、神名が山名より先であるとすることが妥当であろう。

大古墳を年代差で追ってゆくと、まず、五世紀初めには太田市附近の遊水池と認められる周辺、次いで五世紀終りにはその西方の湧水池の並ぶ東西の一線付近に、六世紀中頃には粕川の流下水を遡って、赤城山南麓の標高二〇〇メートル線前後にいたっている。灌溉用水を求めて発展していった跡がたどれる。灌溉用水を自然現象にのみ負っている頃には、旱魃、暴雨を恐れ、ことに風雨時に順うことを期待した。雷雨を一方では恐れ、一方では折ったことである

う。「くろほ」も、「いかほ」も共に雷に由来する名称であり、往時の新田郡では所謂「くろほのねろ」の雷雲を且つは恐れ、且つは期待して、祈り祀ったことであろう。その対象となったのは「くろほのねろ」である。新田の地からその「くろほのねろ」の山麓に移っても、この信仰は持続されたものであろう。

鏡手塚古墳の近くに近戸神社が鎮座している。その地は勢多郡柏川村大字月田の地であり、月田（つきだ）の地名は「齋田—いつきだ」から転じたものであろうといわれており、鎮座の古いことを示しているようである。鏡手塚古墳と近戸神社との中間に御門（みかど）という地名がある。ここにはまた鏡手塚古墳の左右につづいて四十数基に及ぶ古墳が連つており、その西北端は隣村宮城村大字苗ヶ島に到っている。この「御門」の地名については、すでに『勢多郡誌』に地名考証を載せて置いた。多胡碑のある地の地名「みかど」を例にして、県下各郡毎にある地名「みかど」をあげて、八世紀の郡衙の所在地であろうとしたのである。すなわち、勢多郡司の居った地と見たのである。古墳群は六世紀後半から七世紀にいたるもので、郡司の父祖及びその関係者の墳墓と推定され、中には八世紀初めと見られるものもある。

この近戸神社は柏川に關係が深い。その祭事には柏川河原に御輿渡御があり、神事を行なうのであるが、甘酒を流すことが行なわれている。その由来は明らかではないが、親神が上流にあって、嚴祭を執行し、その無事終了の合図に神酒を流し、それによって川下においては直会（たかひ）に入るといのである。この伝承、神事は近戸神社が柏川に縁由があるということ、上流に親神が居るといことを示し、ことに上流の親神と近戸という名の起源とを結びつけて考へることができよう。

近戸神社には本殿奥に虚空蔵菩薩の像が保存されている。この虚空蔵は本地仏であり、近戸神社の本地仏が虚空蔵であることは、他の古文書類と併せて証明されている。上流の親神というのは、柏川の支流大猿川の右岸、標高七〇

○メートル附近の宇通遺跡にあたるのであろう。その中心の堂宇は、山の稜線上に虚空藏嶽の頂が出ており、これを拝するかのようには構えられている。粕川の水源は山頂の小沼であり、小沼が神格化され、その小沼神の本地仏は虚空藏である。小沼及び虚空藏嶽、宇通遺跡、近戸神社と粕川で結ぶ一連の虚空藏信仰を知ることができるが、この本地仏の出現は本地垂迹説によるもので、早くとも九世紀後半になる。したがって、近戸神社が此の地に祀られた時を、古墳築造時と見るならば本地仏はまだ問題とはなり得ない。粕川を遡って水を求めてきた集団が移してきた神と考えられよう。

新田郡地帯では現在でも早魃に際しては、赤城山へ水貰いにゆくという神事が伝えられている。この辺の灌漑用水は、古くは遊水池の水の自然の増減によったのであり、次いで大間々扇状地の伏流水の湧水に、また赤城山から出る粕川、早川等の流下水によったものであるが、これらは「くろほのねろ」に起る雷雲に関係あるものとして、「くろほのねろ」の神に祈ったと見られるであろう。近戸神社も粕川の水源である小沼に結局は到達する信仰であったが、水をもとめて此処まで到った形と見るのが妥当であろう。然も此処に到った集団は後統の大部隊の尖兵的作用をたしたものであろう。

上毛野君で小熊の次に名が『日本書紀』にあげられているのは舒明紀の上毛野君形名である。形名の記事は舒明天皇九年（六三七）の条にあるので、時代は上毛野君が大屋の地に居を移したと推定される以後のことにならう。はたして、その地に居住していたかどうかは明らかではないが、東山道の末端近くに居り、東国を治めていたと伝えている氏族であるから、蝦夷征伐に赴いたものであろう。この記事には敗戦を逆転せしめる機縁となった形名の妻の女丈夫振りが大書してある。また、形名は「大仁上毛野君形名」とあって、「大仁」の位にあったものとみえる。「大仁」というのは推古天皇十一年に定められた冠位十二階の三番目の位である。高位であって、朝廷の官人に賜わるものであ

る。形名はすでに朝廷に出仕していたものであろうか。

上毛野君小熊は安閑天皇元年（五二四）に武蔵国造の内訌の件に関係して、朝廷に対抗し敗北している。形名の蝦夷征伐は六三七年のことであるから百数十年の差があり、少なくとも、その両者の間に二・三代は経っている。その間には世の中も変化していることであろうから、一概に推定してしまうこともできない。天皇の世代も継体、安閑、宣化、欽明と移ったものとされているが、安閑、宣化の両代は欽明の代と併行していて、いわば兩統に分れていたという説も出るくらいで、はっきりしていない。欽明天皇の紀も『百濟紀』や『百濟本紀』の記事で埋められている。日本で、近畿地方だけに限定しても、どのような事が起っていたのかははっきりしない。聖徳太子の伝記にしても、『日本書紀』に載せられているものには、かなりフィクションが認められる。東国ことに上毛野のことはほとんど触れていない。

豊城命については東国を治める詔が出たとはあるが、実際に東国に下った様子は受取れない。御諸別は東国に下って平定したと記され、その子孫が東国に繁栄していると附記してあるが、これもはっきりしない。荒田別、竹葉瀬、田道は天皇の朝廷にあったかのような書き振りである。なるほど、大化改新の後には、上毛野君の本宗は朝廷に出仕していたようではあるが、それまではその本貫の地である上毛野国に居ったようである。近畿地方での天皇の家の変革にはむしろ関係していなかったように見える。舒明天皇の代に、形名が朝廷の命によって蝦夷征伐に出たとしても、当時の権臣である蘇我氏とは密接な交渉があったとは考えられない。大化改新後になると、本家をはじめ一族が急に史上に名を表わしてくるのであって、天武朝になると、新制の姓（かばね）の第二位の朝臣を、上毛野君をはじめ、車持君、下毛野君、佐味君、大野君、池田君などが賜っている。朝臣の賜姓五十二氏のうちの六氏がその一族で占めているのである。

また、屯倉トウクラの設置については、山ノ上碑にある佐野三家サノミヤ（屯倉）はその碑文から推古天皇十五年（六〇七）の国毎に屯倉を設置されたことに当るものであろうし、緑野屯倉キナノトウクラの設置は『日本書紀』では安閑天皇二年（五三五）のことになっている。『新撰姓氏録』によると、車持公（君）は雄略天皇代に乘輿を製作してたてまつり、車持君となり、商長首シヤウチウノコは崇峻天皇代に呉の権イカリを持ち帰ったとあり、垂水公シヅメノミコ（阿利直公—有馬君）は孝徳天皇代に高麗を以て供御の水を引き、垂水公を賜り、垂水神社を管掌せしめられたとある。雄略天皇代を除くと、屯倉の設置も引きくるめて、いずれも六世紀以後のことである。上毛野君の中央への進出は六世紀後半以後のことではなからうか。そしてまた天皇乃至朝廷との結びつきに注目される。

しかし、上毛野国の文化は古い。古墳文化に限っても、近畿地方の最古の数例の古墳に匹敵する前橋天神山古墳などがあり、その変化、発展も近畿地方にはほほ似ている。この古墳文化は一応外来人によってできたものと見られるであろうが、外来人の居住地と考えられる地帯には案外大古墳や古いものは見当らない。たとえば新羅人百九十三名が吉井連を賜姓されたと『続日本紀』にある吉井地帯には、竪穴式の大古墳もなければ、横穴式のものもない。ほとんど横穴式の円墳のみである。この地の西方は甘栗郡であり、甘栗は「から—韓」と見られ、外来人の居住によって名づけられた郡名であるが、やはり、竪穴式の前方後円型の大古墳は見当らない。外来人が古墳文化を持ち込んだとのみはこれだけでは考えられない。むしろ、古墳文化を持った多数の集団が一挙に移住してきて、その後も近畿地方の古墳文化との接触があったものと見ねばならない。

上毛野君が七世紀前半頃にその祖名を豊城としたのは、その伝承に「き」に関係しているということがあったのではなからうか。更に憶測すれば、大和平野の南部から移住したとの伝承があったのではなからうか。そして古墳文化から見ると、実際にその伝承を裏づけることができるようにも思える。

上毛野君が赤城山南麓地帯に移ったとするならば、それは六世紀の中頃のことと推定され、近畿地方でも大変革が起っていた頃である。大陸の文物が次第に伝えられてきたのであり、朝鮮半島を経てきたものばかりでなく、中国からも直接伝えられたりもしている。日本の文化はかなり複雑化してきているのである。ことに六世紀後半には横穴式古墳の石室築造が伝えられたが、その頃には朝鮮半島の北半部の高句麗国からの文物が目立ってくる。七世紀前半の所謂飛鳥文化の主流はこの高句麗文化の影響によるものが多いように思える。また、高句麗国は中国の黄河流域の文化を直接最も多く受け容れていた国である。前述の四神付飾土器にあらわされた四神思想もこの国からもたらされたものであろう。

これらの大陸の文物の影響のあらわれの一として、推古天皇廿七年には史書の編修がされている。史書の編修は勿論中国の史書に範をとったのであろうが、一朝にしてできあがったものではあるまい。資料の蒐集からはじめて容易ならぬことである。『持統紀』には史書（日本書紀）編修の資料集めに十八氏に詔して、祖等纂記（纂記ともいふ）（纂記ともいふ）を提出せしめられたとあるので、推古天皇の時にもこのようなことが行なわれたかも知れない。この祖等纂記といふものは色々説があるが、系譜のようなものであったと思われる。史書を編修するためにはその基礎に系図が必要なものであって、まず系図作りが行なわれ、それぞれの家の祖先を求めることが行なわれたのであろう。

漢字が伝来した頃にはわが国には「祖」という意識がまだ発生していなかったかと思える。「祖」の訓は「親」と同じ「おや」であって、「祖」に「親」と区別した特別の訓はなく、むしろ、一般には漢音の「そ」のそのまままで現在にまでいたっている。「文」、「文字」、「死」、「忠」、「孝」などと併せても、文字が訓なしに漢音のままで使用されているのと同じであって、文字のなかった頃には意識されていなかったことであろう。祖が意識されるのは観念的なことである。祖の文字が入って意識されはじめたものであろうが、現実的な「親」からの発展であり、神が即物的な

「ち」から観念的な「み」への発展であるように、即人的な「親」から観念的な「祖」へ発展したものであろう。

『皇極紀』の元年の条に、蘇我大臣蝦夷が葛城の高宮に祖廟を立てたとある。祖廟というのは祖先の牌を安置して祭る建物であろう。中国には家廟というものがあって、祖先以来の牌を納め、歴代の祖宗を祭っている。その祭にはその家から分派した一族がすべて集合するのであり、最も重要な祭である。蘇我蝦夷はこの廟制に倣って祖廟を建てたものであろう。蘇我氏はその祖を武内宿禰と称している。この人は新羅王子天日槍の血を受けたと伝えられている神功皇后に従って、新羅征伐を行ったのであり、爾来、多くの族人達が朝鮮半島に往来し、その地との外交の衝に當っており、外人人との関係が強く、当時、大陸文化を最も多く受容していた氏族と見られる。そのために祖廟を建てるにいたったとも考えられよう。

しかし、『日本書紀』では武内宿禰は孝元天皇の皇子彦太忍信命の孫であり、屋主男武雄心命が紀直の遠祖菟道彦の女影媛を娶って生んだ子となっている。蘇我氏は最初その祖を求めて武内宿禰としたものであろう。武内宿禰は「たけしうち」の宿禰であり、弟を「うましうち」の宿禰といっている。「たけし」、「うまし」は美称であり、宿禰は姓（かばね）である。「うち」とは菟道彦の「うち」と同じであって、紀川の流域の大和国宇智郡の地名であろう。次いで武内宿禰の出自を求めて孝元天皇に結びつけたものである。「彦太忍信」とか、「屋主男武雄心」とかの名は、七世紀頃の成立と見られる天皇の尊号に似ており、「菟道彦」は菟道津彦でなく、「津」をいれない「磐余彦」と同類である。七世紀後半の成立とも言えよう。

「祖」の意識がはっきりしてきたのは六世紀後半以降ではあるまいか。七世紀前半で蘇我氏が祖廟をはじめて建てたのである。この頃はまだ祖先神は成立していなかったものであろう。一方で各集団で祀る神々があり、そこで中国の家廟の風習が伝えられ、「祖」の意識が起ってきた際なので、上層階級を形成していた氏族といわれる豪族たちは、

それらが祀っていた神を端的に「祖」としたものであろう。祖には名前がある筈であるということから、盛にその名を求め作り出したものと見える。それらの祖神名のうち、最も単純にこの作り出したことを示しているのは「玉祖命」である。天孫降臨の際の五伴緒の一である玉造部の祖神で、そのまま神名としている。「神代紀」にある「塩土老翁」の「塩土」は「しほつつ」とよんであり、「塩筒」とも書いている。「しほつつ」の転訛であらう。同紀の「底筒男」などの「底筒」は同様に「そこつち」であり、これが「わたつみ」となり、「古事記」では阿曇連等が祖神として祀る神となったものである。「あつみ」も「吾つみ」ではなからうか。「阿曇」の氏族というのは「わたつみ」を「あつみ」（我が神）と祀る氏族の意ではなからうか。それが祖神と考えられたものであろう。

なお、祖廟に関連して、『続日本紀』には、百済の武寧王の子純陀太子の子孫である高野新笠が、光仁天皇の皇后となつたものであるが、後宮でその祖を祀っていたとあって、恐らく祖廟であつたと見られる。延暦元年（七八二）にはその祖は「今木大神」として、神として待遇されている。平安京に遷都後には、平野神社として祀られたものである。律令制下では、祖廟も神社として取扱われたものであろう。その頃にすでに祖先神という観念が成立していたものと見られるが、要は神と人との区別をしたものである。やがて、これに神仏習合が作用し、日本の神は祖先であり、神と人との区別が判然としない状態にいたるものである。

赤城神と上毛野君との関係は上毛野君は赤城神を祖先神と考えたものではない。蘇我氏がまず武内宿禰を祖として、その名を作り出したように、荒田別を作り出し、蘇我氏が孝元天皇にその出自を結びつけたように、崇神天皇に結びつけているのである。これは上毛野君が蘇我氏の真似をしたという訳ではなく、系図作成の一傾向としてあらわれたものであろう。天皇の系図にしても、応神天皇を起点として、崇神天皇まで、更に神武天皇まで、時代がさがるに従って、先へ先へと延びていつているのである。赤城神は上毛野君の崇敬神であつて、祖先または祖先神ではない。祖先

は始祖として崇神天皇の皇子豊城命をあげている。祖名「豊城」とよき」と神名「赤城―あかぎ」とは六世紀後半から七世紀前半頃までに作成せられたものであろうということはずでに述べている。

第四節 上野国の赤城神社

一 二之宮の地と赤城神社の鎮座

大化改新によって諸国の国造は廃止されることになった。上毛野国の国造であったと考えられる上毛野君は、都に居を移したものと見える。国造の廃止は一挙に行なわれたものではない。大化改新は六四五年とみると、那須国造の廃止は持統天皇三年（六八九）で、四四年も後のことである。廃止ということは定められても、その実施は中央から徐々に地方に及び、東国の東辺の那須国までは半世紀近くかかったことになる。国造は従来の支配範囲をそのまま郡とされて郡司に任命されている。しかし、従来の支配範囲は大小区々で統一がない。一国すなわち一郡が原則であったようであるが、上毛野国のような大国はそのまま一郡とするのには、那須国や知々父国に比してその差が余りにも大である。常陸国（茨城県の大部）は上毛野国よりもやや小であるが、国造の国が六箇集められている。上総国は更に小範囲であるが、これも六国造の国が集められたものである。それが常陸国では一一郡に、上総国では右の範囲ではやはり一一郡に分けられた。上毛野国すなわち上野国では、はじめ一三郡に分けられているのである。つまり、知々夫や那須などの一國造の国が一部になったものを基準にしたと見られるのであり、上毛野国は一國造の国であったが、その基準からすれば、遙かに茫大な地域であることが知られる。つまり、上毛野君は大化改新の制度に照らせば

一三の国造の国にあたる地域を支配していたもので、すなわち、新制度の国司の国と同等の支配範囲である。

大化改新の制では、郡司には必ず国造を任命することになっている。郡司という言葉は、大宝律令制定までの間に除々に定められたもので、大化改新から大宝律令制定までの間は、大体「評督こおりのかみ」という言葉が用いられている。この期間は地方の行政区劃の統制時代と思われる。大化改新によって、国造を廃止することになったが、その実施は順次中央或は実施条件の具備していたところから行なわれていったものと思われる。その際もまず国造の支配範囲をそのまま評としたものであろう。評をいくつか集めて、国が設定されたのであろうが、もともと国造の支配範囲が大小区々であったから、評も国も多様であり、これを整理統合する必要があったようである。天武天皇十二年（六八三）から諸国の境界を定めることがはじまったが、容易なことではなく、東国地方では同十四年（六八五）に国界が設定された。評についてもそれにつれて定められていったことであらうが、本来、評は国造の支配範囲であり、或は国造に匹敵する豪族の支配範囲であったであらうし、その支配も属人的であり、属地的ではなかったであらうから、境界がどのように設定されたかは明らかにしがたく、自然村落の集合としての形であったのであろう。

上毛野国では上毛野国造であった上毛野君が国司となったのではなさそうである。大化元年には東國の国司（くにのみこともち）を任命したとあり、翌年その治績の評価がされている。それによると、紀麻利香^{あきの}陸臣^{りくしん}が上毛野国司となつたようである。新任の国司はその国で朝倉君、井上君及び国造と交渉があったと記してある。朝倉君、井上君は共にその姓の上から上毛野君の一族と考えられ、国造は勿論上毛野君である。

しかし、上毛野君は形名^{かたちな}がすでに「大仁」の位をもった高官であったのであるから、はたして、大化改新の時に上毛野国に居って国造の職を行っていたものであろうか。天智天皇二年（六六三）には、上毛野君稚子^{わかこ}が朝鮮半島出兵の前將軍となり、その六月には新羅の二城を征めとっている。この出兵にあたり、稚子は中央にあって將軍に任命された

ものであろう。しかし、その経済的基礎は上毛野国にあったものと見ねばならない。

そこで、粕川村大字月田に「御門―みかど」という地名があり、先に郡衙の地と推定していたのであるが、それと、天平勝宝元年(七四五)に、上野国分寺建立に功があつて、外従五位下を賜つた勢夕郡少領上毛野朝臣足人という人物とを併せてみると、上毛野君は中央にあつて上毛野朝臣となり、その一族は上野国にあつて勢多郡少領(郡司)になつており、やはり、宗家と同じに朝臣の姓を称しており、どうも月田に居住していたのではなからうかと思われるのである。「みかど―御門」という地名は、勢多郡では他に北橋村にある由であるが、その地は七世紀始めの榛名山の一峯二ツ岳の爆裂の被害地であり、月田に求めた方が穩当と思われ、その月田の地から東方には七世紀後半から九世紀にかけての優秀な遺跡が多数残存していることにもよる。

『倭名類聚鈔』の上野国勢多郡の郷名の項に、深田、田邑、芳賀、桂萱、真壁、深栗、深沢、時沢、藤沢があげられてゐる。このうち、真壁の名は勢多郡北橋村大字真壁に、時沢は同郡富士見村大字時沢に、藤沢は前橋市勝沢町(旧芳賀村大字勝沢)、同小神明町(同大字小神明)にかけて藤沢川というのがあり、その川名に、それらの郷名が認められる。芳賀と桂萱とは旧村名につけられていたが、はたして旧郷名を伝えたものであるかは疑がわしい。ただ、旧芳賀村の大字に端気(はけ)があり、「はが」と「はけ」との関係も考えられよう。「はけ」とは川端の崖上を指す普通名詞であり、それが地名に転じてゐる。しかし、芳賀は下野国に芳賀郡があり、別の起源も考えられはしないだらうか。桂萱(かいがや)は明らかにしがたい。深田は粕川村大字深津、田邑は阿村大字田面(東西のもの)ではなからうか。深沢、深栗は全く不明である。これらの分布は荒砥川を境にして、西部は密であり、東部はわずかに二郷にすぎない。然も旧荒砥村、大胡町、宮城村の区域には、これらの郷名に相当する地名は見当らない。粕川村、新里村の標高二〇〇メートル前後の地から赤城山の中腹にかけての地域にも当てはまる地名はない。その地域には古墳

が多く分布し、巨大な古墳もあり、その他、山上多重塔（延暦廿年銘）、武井庵寺跡、赤城神社等が現存している。当時の文化の中心と考えられる地である。

この地域に当て得る郷名もなければ、そのあて得る郷名も数も二郷という少ないこととは、上毛野君の居住地であろうということと関係があるのではなからうか。大化改新以後私有地を公有にした際、上毛野君が私領として保留した地ではなからうか。丁度その赤城山真南で、赤城山南麓地帯の中央の土地が、ぼっかりと空いた形になっているのである。この地は、重ねて説明するが、西に荒砥川が流れ、南は広瀬川（利根川の旧流路）で削られ、東は神沢川で境されている。神沢川の左岸すなわち東部地域は、同様にこの地域に入れて考えた方が妥当と思われるが、今は伊勢崎市に入っており、そこには南北に連なる低丘陵があつて佐波郡赤堀村と境されている。その丘陵の東には桂川が流れ、粕川に合流しているが、昭和廿一・二年の赤城山南面の豪雨洪水の時は、粕川はこの桂川の流路をとつたのである。昔はこの流路であつたと見られる。その粕川が桂川の流路をとつたあたりは、赤城山の裾野の傾斜が更に緩傾斜に変化する地域で、そこに粕川村大字深津があり、やや広い田圃を南に越えて、三大二子古墳が連なる大室地区になる。南からの低丘陵は大室地区の南端となつている。大室地区の西北が大屋地区である。

荒砥川、広瀬川、神沢川に囲まれた地域と、その北につづく大室、大屋の両地区を加えたほぼ旧荒砥村地内の古墳の分布は、大室、大屋両地区に多く、また、河川に沿うて密であつて、中央の二之宮町及びその周辺は疎で、丁度ドーナツ状になっている。その二之宮町に赤城神社が鎮座している。二之宮町の北は荒子町、荒子町の西に続いて荒口町があり、荒子町内の北部に新屋という地名があり、荒子町の北が下大屋町である。大屋地区から荒子、荒口を隔てて二之宮の地があり、大屋の地から分村したと見られる地より更に南に神社の鎮座地がある。荒子町の中央には新らしい型の古墳があり、七世紀終り頃と推定される。七世紀頃の分派の結果ではなからうか。

二之宮町の赤城神社は、荒砥川と神沢川の間約三キロメートル半のほぼ中央に鎮座しており、両川は神社の南二キロメートルのところ、二等辺三角形をなしてその頂点で合流している。神社の西方荒砥川近くに宮原、南に二之宮の村落が発展し、その南に続いて八王子の村落があり、東は飯土井の地になる。宮原から荒砥川を越えたと筑井町である。その地はまた桃木川によって縦断されている。飯土井、筑井の名は古くからの地名と見られる。この「井」のつく地名を、群馬県下から拾い、地図に記してみると、今井及び新井を除けば、大體、甘葉の南蛇井から坂井、碓氷の岩井、金井瀬、群馬の井手、高井で利根川を渡り、勢多の細井、筑井、飯土井、佐波の波志江（馳井）、田部井、平井、新田の金井、市野井、上野井、小金井、寺井と、赤城山の南を西から東に連り、金山の北をぬけ、渡良瀬川をわたって栃木県にいたっている。その坂井に接して式内大社貫前神社・抜鋒神社（中世の一宮）、高井の近くに伊香保神社（同三宮）、筑井と飯土井の中間に赤城神社（同二宮）が鎮座している。律令制以前の豪族の居住地をつなげているようでもあり、古代の交通路を暗示しているようでもある。後には多少の変化も考えられるが、東山道はほぼこのあたりを通過していたものではなからうか。

これらのことから見ると、赤城神社ははじめ大屋の地で祀っていたのを二之宮の地に移したようにも考えられる。これにはまた上毛野君の宗家が、大化改新以後は都へ住居を移したように思えるので、その近い一族がこの地にのこり、祭祀を継承していたことも推定されよう。上毛野君は上毛野国の国造になっていたのであるから、大化改新以後、当然、郡司（評督）になる家柄である。上毛野国は上野国になり、十三郡に分轄された。上毛野君が十三郡の郡司になる家柄ではあるが、奈良時代の天平勝宝元年（七四九）には勢多郡少領（郡司）になっていたのであるから、上毛野君が居った土地への郡制施行によって、勢多郡の郡司にその一族がなったものである。しかしその一族というのは粕川村大字月田に居ったものと推定されるのであるから、宗家の祀っていた神が律令制によって朝廷及び国司か

らの祭祀を受けることになる、固定した神社の設置が必要となる。このような経緯のもとに、二之宮町の現位置に鎮座されるようになったのではあるまいか。

神社の形は時代によっていろいろ変化したようである。二之宮町鎮座の赤城神社の現状は、中世の武将の館跡に見られるように、濠とその内側に土塁とを方形にめぐらしている。その城内には鎌倉時代と推定される塔の心礎（中心礎石）とそのまわりの石だたみ、やはり同時代の凝灰岩製で漆を塗った痕跡のある多宝塔（所謂赤城塔）が残存しているのみで、平安時代の遺物はまだ発見されていない。そのはじめは前述のように神籬、磐境であったとするならば、磐境も単に境を区切るだけでなく、ある形にととのえられたものと思われる。仮りに方形をとったとしても、中央に根こじにしてきた櫛を樹て、四隅に木を立てて、これにしめ縄をはりめぐらしたものであろう。方形を考えたのは諏訪神社の御柱にその名残が見られるようであり、且つ土師器使用の住居跡がほとんど方形であるからである。この櫛に神宝をつけた。この神宝はそのまつりに参加する氏族の族長又は一邑、一地域の支配者が保管していたものである。また、その族長又は支配者がまつりを執行したものである。この神宝の保管は当初はその族長の家に置かれたものであろう。同床共殿の伝承の起る所以である。やがて、まつりの場が一地に固定してくると、そこに神庫をつくり、常時そこに収蔵し、まつりに備えた。

奈良県桜井市三輪町の大神神社では、拝殿の後に有名な三輪鳥居があり、左右に玉垣がめぐって、その内部は禁足地となっている。同県天理市布瑠の石上神宮では、拝殿の背後が禁足地となって居り、その左方（拝殿から禁足地に対し）に神庫があり、正面奥に明治年間に新築された本殿があり、これらめぐって玉垣が配され、その内部はすべて禁足地となっている。元来、本殿はなかったもので、禁足地内にその中心部と神庫一棟のみが存在していた。長野県諏訪神社の下社の秋宮では、楼門の左右に廻廊及びそれにつづいて玉垣をめぐらし、その内部は禁足地で左右

に神庫があり、中央奥に櫛が植えられている。御柱はその外側四隅に立てられている。本殿というようなものはない。この形は同社の春宮でも同じであり、同上社の本宮にもこの形が指摘され、前宮にもその形があったのではなからうかと思われる。

これらは禁足地が祭祀の場であり、これに櫛を立て、そこに三種の神宝をつけたものであろうが、その神宝を常時収蔵して置く神庫が附加され、その神庫の改造のため交互に使用の二棟が造られるにいたった発展過程を示している。この神庫が発展して本殿となるのであって、鳥根県杵築市の出雲大社の本殿はその代表的なものである。従来、出雲大社の本殿は住居であったといわれていた。しかし、これらの発展過程とその構造を見る時、神庫の発展と見ざるを得ない。「古事記」には大己貴神の住居としてあるが、これは「古事記」編修の八世紀初頭にいたるまでに、まとめられてきた伝承によったものであり、大神神社の鎮座伝承にも大物主神の住居としたことがあり、それにも拘わらずこれには本殿も神庫も存在していないのである。伊勢神宮の本殿の平入りで、正面柱間三間とした構造は大陸の影響によって成立したものであろう。

こうして本殿は成立したものであるが、伊勢神宮における廿一年毎の遷宮式は諏訪神社における神庫の交互の使用と機を一にしたものである。長元元年（一〇二八）成立と推定される『上野国交替実録帳』には、抜鉢大明神社の項に「借玉殿一字」、「専玉殿一字」、赤城明神社の項に「御玉殿一字」、「御向殿一字」の記載があり、抜鉢大明神社の卅一年一度の改造、赤城明神社の七年一度の改造と記されている。これらも右の名残りであろう。「借玉殿」、「専玉殿」、「御玉殿」の「玉」は神霊の「たま」の意にもとれるが、「宝」の略と見た方が穩当のように思える。「玉殿」は「宝殿」であろう。

しかし、この建造物がどこにどうあったかはっきりしない。また、宇通遺跡の状態とも違うようである。

二 官社赤城神社

九世紀になると、群馬県下の著名な神社が官社に列せしめられたり、祭神に神位が与えられたりするようになった。官社に列せしめられるということは、祭政一致という体制を法制化した律令による政治下においては、国家の祭祀を定めて、大祀、中祀、小祀とし、その祭祀にあたって、官幣、国幣の幣物を班した。この班幣に預る神社の名簿を作製し、社名を登録したのであって、これを神名帳と称し、令の規程の施行細則である式のうちにいれられているのである。「古語拾遺」では天平年中に神帳を勅造したと言ひ、天平五年（七三三）成立の『出雲風土記』には「神祇官に在り」と記されている神社が『延喜式神名帳』に載っており、『続日本紀』慶雲三年（七〇六）の条には「其の神名は神祇官記に具さである」とあるので、伴信友は神名帳の成立は更にさかのぼるであろうとしている。恐らくそれは令の成立と大した隔たりはないのであろう。

赤城神社がいつ官社に列せしめられたかは不明である。群馬県の神社のうち、官社に列せしめられた事の国史に記されている最初の記事は、『日本後紀』の桓武天皇延暦十五年（七五六）八月の条で、山田郡の賀茂神、美和神、那波郡の火雷神が相並んで官社に列している。この三神は『延喜式神名帳』ではいずれも小社である。赤城神社は大社であつて、貫前神社、伊香保神社と共に延喜式内社十二社のうち名神、大社として特別な待遇を受けている神社である。また、伊香保神は仁明天皇承和二年（八三五）に名神とされたのであり、貫前、赤城両神については記載されていない。当然、伊香保神より前に名神にされていた筈である。少なくとも承和二年以前、或は延暦十五年以前で、神名帳成立の時期と余り差がなかったのではなからうか。赤城神を崇拝していたと推定している上毛野氏は当時朝廷での名族であつたからである。

ついで、赤城神には神位が授けられた。『続日本後紀』に仁明天皇承和六年（八三九）六月のことである。無位から従五位下になったのであり、従来、神位が授けられていなかったのが、抜鉾神、伊香保神と一諸に従五位下にされた。貫前神はすでに正五位下勲八等になっていたらしく、これから二〇年後の貞観元年には従四位下勲八等になっている。赤城神は貞観九年に従五位上から正五位下になり、同十一年に正五位上、同十六年に従四位下、元慶四年に従四位上になっている。その年には貫前神が従三位勲七等、伊香保神が従四位上である。この三神は他の諸神よりも上位にあったのである。そして延喜式においてはその神名帳に大社として登録され、更に名神の待遇が与えられていた。国司から特殊な取扱いを受け朝廷からも優遇されていた。

『延喜式』に登録されている上野国の神社名をあげれば、貫前、赤城、伊香保の三大社のほかに、小祝、宇雲、榛名、甲波宿禰、賀茂、美和、火雷、倭文、大國の九小社である。これら以外の社で、六國史に記載のものとして、抜鉾、波己曾、若伊香保、稲妻地、小高、丹生の諸神がある。貫前神は甘菜地方の外来人、赤城神は上毛野朝臣の族人、伊香保神は有馬氏の族人及び國府関係者、賀茂神は賀茂族、美和神は三輪族、倭文神は倭文部の部族、抜鉾神は物部、石上部の部族が祀っていたものと考えられる。小祝神も波己曾神も外来人との関係、宇雲神は貫前神及びそれを祀る人々との関係、若伊香保神は伊香保神及びそれを祀る人々との関係、丹生神は丹生氏との関係が考えられる。稲妻地神は稲包山に対する吾妻町原町に住んだ豪族、小高神は武尊山に対する利根郡中央部に住んだ豪族の各崇拝による神であろう。大國神は佐波郡の郡司である楢前君（上毛野佐位朝臣）の祀っていた神が、その出身の老刀自が上野國造になったが故に、大國という名称をとったものではなからうか。それぞれの氏族人が國司を介して朝廷と結ばれたものであり、神祇官は國司に幣物の頒布を行なわしめている。

元来は神はこれを祀る人々の居住地近くに祀られたものである。賀茂、美和、倭文等の諸神を祀る人々は大和平野

の南部から移住したものと見られる。その故地の神をそれぞれ移し祀った。これに類するものに土師神社、長柄神社がある。いずれも平坦地に、恐らく居住地すなわち倭文神社は倭文郷、丹生神社は丹生郷、土師神社は土師郷、長柄神社は長柄郷に鎮座している。山を祀った神社も本来は豪族の居住地の近くに祀ったものである。上毛野君（上毛野朝臣）が赤城神を祀ったならば、やはり居住地の近くに祀ったものであろう。豪族の居住地はその周囲の地において最も開拓の進んだ地域であらうし、広潤な耕地をひかえた地と見ねばなるまい。

上毛野君がどこに住んだかは今以てはつきりしないが、二宮赤城神社は二之宮町に鎮座している。境内地は方形に濠と土塁とをめぐらし、中に鎌倉時代と推定される塔跡があり、舍利孔をもった心礎と、それととりまく截石の敷石とが発見されている。また、無銘ではあるが凝灰岩製で、表面に漆を塗った痕跡のある特殊な形の多宝塔があり、この形を赤城塔とよんでいるが、鎌倉時代のもものと推定している。この赤城塔の形のもは粕川流域に分布し、安山岩製で、南北朝時代の紀年銘のあるものから推して、大体、その時代のもものと考えているが、二宮赤城神社境内所在のもののみが凝灰岩製なのである。この凝灰岩を資材としている仏像、塔婆の類は、群馬県では大體鎌倉時代と推定されているもののみである。つまり、二宮赤城神社には鎌倉時代の遺構は歴然としているが、それよりも更にさかのぼった頃のものにはつきりしていない。

二宮赤城神社の東方、二之宮町字宮東に、無量寿寺という寺がある。新義真言宗豊山派で、筑波山来迎院無量寿寺というのである。この寺に観音と思われる古い木像二軀と地藏像一軀とが客仏としてある。観音像の方は二軀共朽ち荒れているが、藤原時代（平安時代後期）のもの、地藏像は首部は後補であり、塗りは全くはげているが、体軀堂々として、彫は深く、明らかに鎌倉時代の作と見られる。この三軀の木像の由来は全く不明である。無量寿寺を宮東の地にある古寺ということで、赤城神社との関係があるようにも思える。

しかし、二宮赤城神社の神宮寺は玉蔵院と伝えてゐる。この寺は早く大胡町に移り、三夜沢赤城神社の「年代記」によれば、その天保十四年（一八四三）の条に、「三月三日大風、堀越村（現大胡町）丸山ノ民家ヨリ出火、金胎寺、玉蔵院焼、大胡大方焼ル、西側斗残ル、未刻」とあり、その後両寺は合併して、現在金蔵院となつてゐる。新義真言宗である。二宮赤城神社に「赤城二宮大明神絵図」というのがあつたが、「明和五年子ノ三月五日御渡し公儀江上ル」と註記してある。それによると、ほぼ正方形の境内から道を隔てた南西の地で、一ノ鳥居の内側に「玉蔵院古寺跡」とある。玉蔵院はすでに明和五年（一七六八）には他へ恐らく大胡へ移つてゐたことになる。方形の境内の東南隅には区画して「田所石見」、それにつづいて、観音堂がある。境内の西南寄りの「田所石見」の対称の位置に、「六谷田讃岐屋敷」、それにつづいて「浦野左近」というのが見えてゐる。この観音堂は本地仏の堂と見られる。玉蔵院はその寺名からみると、虚空蔵に由来するものである。したがつて、二宮赤城神社の本地仏は観音と虚空蔵であり、ことに虚空蔵が神宮寺に関係するものとして主体となつてゐる。

このような事だけでは、二宮赤城神社が平安時代以前から現位置に鎮座してゐたとは言えない。しかし、先にも述べたように、荒砥川と神沢川との中間地帯辺には、平安時代の郷名に合うものがないことからみて、大化改新に際し、上毛野君の私領として保有された地ではなからうかと考へるのである。勢多郡司となつたのはその分家で、粕川村大字月田字御門に住した上毛野朝臣と見たのであるが、本家としては、この地帯を引き続き私有してゐたものであろう。やがて、本家上毛野朝臣の手から、その崇敬神である赤城神社へ社領として移つたのではなからうか。少なくとも、国司の手が入つたものではなさそうに思へる。抜鉢神社の社領は一宮と称する地域であつた。この名称が起つた中世には、『倭名類聚抄』に記されている貫前郷、抜鉢郷の名称は使用されてゐない。多野郡吉井町大字神保の辛科神社は多胡郡の総領守とされ、韓級郷に鎮座してゐたものと考えられるが、中世には韓級郷の名は使用されず、す

でに神保と称されていた。平安時代後半において、韓級郷が神領となり、神保と称されたものであり、此の地から抬頭した神保氏は源頼朝の隨兵として『吾妻鏡』に載っている。『神道集』に見える有馬の洪川保は伊香保神社、白井保は子持神社の各社領となっていたものであろう。

この社領から中世武士が起っている。右の神保氏のように、洪川保から洪川氏、或は伊香保神社の社領であったと見られる新保を併せた桃井郷から桃井氏、白井保から白井氏等が出ている。二宮赤城神社の社領からは大屋、大室、大胡、二宮の諸氏が出ているのである。武士が勢力を張るのにその基盤として、社領を侵蝕することが最も容易であったのであろう。然も、この大屋等の四氏は『倭名類聚鈔』記載の郷にいずれも軋触していない。上毛野朝臣から二宮赤城神社が受けたと見られる地域からのみ抬頭しているのである。

この二之宮町の二宮赤城神社の鎮座地を、一応、平安時代以前からの赤城神社の鎮座の地と置いてみよう。その地は広闊な耕地の真中と考えられる。赤城山の尖峯荒山の頂から真直ぐ南の地にあたる。この地から見た荒山は赤城山表の中央の最高の峯に見える。この尖峯と赤城神社とはこの地に鎮座について重要な関係があったものであろう。但し、現在において磁石で真南であることに多少の疑問がある。若し、六世紀鎮座としたならば、真北は現磁北とずれがある筈である。しかし、八世紀初頭の古墳の石室は磁石での南に開口しているものが多い。この南方向と一致する頃にこの地が擧げられたとするならば八世紀始頃と言えるであろう。

赤城神社についての十一世紀の史料として、長元元年（一〇二八）と推定される『九条家本延喜式異文書』（平安遺文所収上野国交替実録帳）に次のようにある。

（延喜式卷二十異文書）

勢多郡

正一位赤城明神社

御玉殿老字 御美豆垣壹廻 □廻 御向殿壹字 御吊殿□字 大門壹字 鳥居壹基 荒垣□東 館屋壹字

□屋壹字 厨屋□

件社七年一度有大修造之例、當任相當件修造之年、仍皆新所修造也

(延喜式卷三十二裏文書)

勢多郡

正一位赤城明神社

御玉殿一字 御美豆垣一廻板玉垣一廻 御向殿二字 御吊殿一字 大門一字 鳥居一本 荒垣一前東

館屋一字 陪從屋一字 厨屋一字

件社七年一度有造作之例、當任去方壽四年相當□大修造之年、仍皆新所修造也

とある。この『延喜式裏文書』は『上野国交替実録帳』として、『平安遺文』にまとめているが、実は反故の寄せ集めであり、上野国司交替に際しての不^ふ与^よ解^げ由^ゆ状^{じょう}からむ勘^{かん}状^{じょう}、陳^{ちん}状^{じょう}による裁^{さい}決^{けつ}状^{じょう}の反故である。それ故、書替えなどにより一事に二様に重複したり、半端な記載部分があったりした紙を継ぎ合せ、その裏に延喜式を書写したものである。赤城神社については、このように二度も反故としたものである。

右の記事によって十一世紀頃の赤城神社の建造物の種類及び配置がほぼ推定される。その規模は、御玉殿をめぐる御美豆垣と玉垣とがめぐり、その域外に御向殿と御吊殿とがあり、その前に大門、それらのある区域の一边を限って荒垣が東西にわたり、その荒垣中央に鳥居があけてある。その外に館屋、陪從屋、厨屋があったことになる。御玉殿は御宝殿であらう。宝殿をめぐる、板をはった瑞垣みづかきがあり、その外を更に玉垣がめぐっていた。御向殿とは何

であろうか。御吊殿は幣殿と見られる。まだ拜殿は出現して居らなかつた時代であるから向殿の意味がはっきりしない。宝殿に相對してあつた建物ともとれるが、その使途が不明である。

向殿について、右の裏文書にある他の神社の記載を参照してみた。伊香保神社については

群馬郡

正一位伊賀保明神社

玉殿一字 幣殿一字

鳥居二基 向屋一字

美豆垣一廻 荒垣一廻

舞人陪從屋一字 厨屋一字

であり、宿祢(甲波宿祢)明神社、若伊賀保社、椿榛(榛名)明神社はいずれも同じ構造である。火雷明神社は「神館壹字 鳥居一基間垣壹廻、委文明神社は「向殿壹字 間垣壹廻 鳥居壹基」のみである。伊賀保明神社以下四社の記載にある「向屋」が「向殿」と同じ用途のものであるかどうかははっきりしないが、向屋は委文明神社の向殿とも同じように、神社の聖域の中にあり、美豆垣、荒垣及び間垣の中にあるように記載されている。神事に重要な関係のある建造物である。

この頃の儀式は所謂庭儀であつて、舞楽人は庭前で演奏するのであり、幣殿はさほど大きなものではなく、幣物及び神饌を供えるのに用いられた建物である。してみると、「向屋」は神饌をととのえたり、たとえば、機織神事、筒粥神事、御卜神事などの特殊神事を執行した場所ではなからうか。抜鉾明神社については、借玉殿と専玉殿とがあり、その規模も明らかで、長さ三丈五尺、広さ三丈もあるので、神事用の建物は必要とされなかつたのであろう。ま

た、抜鉢神社についての記載は建物の規模、用材の規格、使用数まで詳細にあげてあるが、これは万寿二年が卅年毎の造替の年にあたり、玉殿からはじめ垣にいたるまで、新材木で造立した直後の書上げであるためなのである。但し、裏文書にあるのみで全部とは言えない。反故の三紙が難いであるので、終りには悉く造立とあるが、その難目のところなどに充分検討する必要がある。それと同時に、宗岐明神社のところでは「美豆垣壹廻、館屋壹宇」で、玉殿、鳥居、幣殿などの記載がない。火雷明神社、委文明神社も同様に玉殿の記載がない。なくても、差支えなさそうにも思えるが、やはり、国司の修造によつたもののみの記載と見た方が妥当であらう。

赤城神社についても、七年一度の造作の例であり、万寿四年が大修造の年に當つたので、前にあげた建物を皆新たに修造したと裏文書に記している。抜鉢神社とはちがつて造替ではない。抜鉢神社の方は卅年毎の造替で、万寿二年には旧村を一枝も用いずに造り替えたとある。赤城神社は七年毎の修造である。前掲の建造物はその修造にあつたものである。これが全部の建物であつたかどうかはわからない。なお、この記述の中には神宮寺のことは入っていない。「大門」という表現があるので、多少仏教伽藍の影響を受けていたものであらう。

この裏文書の成立は長元元年（一〇二八）とされているが、その時照合された記録は万寿元年（一〇二四）、寛元四年（一〇二〇）などの国司の交替日記である。前述の字通遺跡では十世紀乃至十一世紀と推定の瓦片が発見され、その頃の創立と見ている。右の裏文書の十一世紀前半の記録の赤城神社の規模と字通遺跡の規模とを比較するに、到底同一のものとは考えられない。したがって、この両者は別個に存在していたものと断ぜざるを得ない。ことに国内著名神社に一宮、二宮等の格づけがはじまつたのは十二世紀頃と考えられ、『吾妻鏡』にはその記述の当初からこの称号が用いられているので、十三世紀に入らない以前であることは確実である。また、その名称が地名に転じるのは、たとえば、寺名のように十三世紀に存在していたものに多く認められる。したがって、赤城神社を二宮と称した

のは十二世紀のことであり、十三世紀にはその二宮が現二之宮町に鎮座しており、その鎮座を十一世紀にさかのぼらせることも可能であろう。更に九条家本延喜式裏文書の記述によって十世紀以前にまでさかのぼらせ得るのではなからうか。

三 神 仏 習 合

柏川村大字月田鎮座の近戸神社の東方約一キロメートルのところ、新里村大字山上字相窪（あひくぼ）というところに、俗稱山上（かみ）の多重塔とよばれる石製の層塔がある。安山岩製で、屋蓋は後補（室町時代か）であるが、塔身は一石で、総高三メートル四五、幅二メートルである。屋蓋をとると、塔身の頂面に楕円型の孔がうがたれ、その内面の長径に併行して、両側に棚が造り出されている。経巻をいれた際の経軸受けである。法華経八巻をならべて納入したものと思われる。銘文は各層の側廻り四面に横書きの大文字で刻みつけてある。

その銘文を層毎に縦書きに改めると

如法経坐 奉為朝庭 神祇父母 衆生含靈

小師道 輪延曆 廿年七 月十七日

為愈无間 受苦（老）人生 永得安樂 令登彼岸

となる。小師道輪が延暦廿年（八〇一）七月十七日に建立したものである。

その銘文の「奉為朝廷神祇父母衆生含靈」といううちの「奉為朝廷神祇」とはどういう意味であろうか。まず、朝廷を神祇の上に置いているのであり、朝廷のために仏に祈願するということは現代人でもわかりそうに思えるが、神祇のためということになると、神祇が絶対なものではなく、信仰の対象ではないということになり、その神祇のた

めに仏に祈願するという解しがたい状態を示しているのである。これは仏教が入ってきて、その深い哲学を理解することによって、日本人の神観に変化がきたためである。すでに、日本人は儒教によって、祖先意識とか祖廟とかによって、従来祀っていた神祇を祖先と考へ、所謂祖先神の成立を見た。所謂自然神から祖先神に変化したものが多く、ここに神観の変化が見られたのである。この神祇を祖先と見たということは、祖先神は人間であったという觀念と結びつく。神から人間に降ったのである。そして次には仏の前には人間も神祇も帰命頂礼すべきものと考へたのである。

この考へ方は八世紀中頃にははじまっていたと見られる。藤原武智麻呂は鎌足には孫、不比等には長子にあたる。当代随一の文化人であり、聖武天皇の傅育官であった。この人が夢に一奇人に遇い、その奇人が自分は宿業しゆくごうによって長い間神となっていたが、今仏道に帰依したいけれども因縁がないと告げた。さめてこの奇人は氣比神であることを知り、氣比神宮の神宮寺を建てた。ということが武智麻呂の伝記である『家伝』下にある。つまり、神が人間並みに仏に帰依するという考へ方に変ってきていたことを示し、それが八世紀の文化人の考へ方になってきているという例である。

神祇は仏よりも下位にあるばかりでなく、仏によって成仏する人間的な取扱いなのである。銘文の「朝廷」は神祇の上位に記してあり、神祇よりも上位は当時は天皇であるから、「みかど」と訓んで天皇を指したものである。天皇は日本の支配者であると同時に、高天原たかまはらの最高神天照大神あまてらすおほみかみと一体と考へられ、現人神にほんのかみと言われていた。したがって、高天原の諸神を祖先と考へている氏族を、天皇は支配しているのであり、その氏族の祖先神も天皇即天照大神の支配下にあるものとした。朝廷—みかど—天皇—が神祇の上位にある所以であり、この天皇は仏に帰依されたのである。山上の多重塔の銘文はこの考へ方から見れば理解される。八世紀中頃の国分寺の建立も仏力によって和平ならしめよう

という政治の根本を示されたものであり、国師は国分寺にあって精神面の指導、統制を計ったものである。

しかし、仏教の浸透、信仰の拡大を計ったけれども、諸氏族にはその祀る神すなわち氏神、村々にはそれぞれ崇敬する神があり、これを仏教化してゆくことは容易なことではない。仏教の潔癖性では布教は困難である。なお、天皇の統一国家建設の業は着々進められてはいるが、天皇家も一氏族としての氏神があり、各氏族の氏神と共に、氏族の神として排他的である。これを以て信仰上から統一することは困難である。これらの神祇を超えた絶対の神が必要とされる。仏教はその役割に当てられてきている。ここに新たに考え出されたのが密教による神仏習合であり、本地垂迹説としてまとめられた。

本地垂迹説によれば、神の本地は印度の仏であり、印度の仏が教の手を及ぼしたのが日本であり、印度の仏は日本の神であり、日本の神は印度の仏であり、神を拝することも、仏を拝することも同じであり、本地の仏を拝すれば好いのであるという結果になる。最澄（伝教大師）と空海（弘法大師）は共に渡唐して、新仏教を将来したのであるが、空海は主として密教によって真言宗を開き、最澄も円、頓、禪の教を、兼ねて密教をもたらして、天台宗を開いた。最澄は比叡山に延暦寺を建立し、天台宗の中心としたが、「ひえい」山の神をその寺の守護神とした。仏教に帰依して仏を守護する神となるというのが密教の教義の一解釈である。印度をはじめ西域、中国等におけるその地の俗信仰の対象の神々を、仏教に帰依して解脱したと解釈して、仏教の諸仏のうちに組入れてきたのが密教であり、日本でも神々をその仏の系列に組入れようとした。このことによつて神々を崇拜する氏族、諸人を仏教の信仰に引き入れることができ、布教を容易にしようとしたのである。

まず、神祇は仏教の守護神として出発することになった。その例は各天台宗の寺院で日吉（日枝）神社を祀っていることである。日吉（日枝）神社は山王社とも称され、その鎮座地には山王の地名が現存している。このような守護

神を鎮守というのである。寺が主となった場合は神社は鎮守であるが、神社が主となった場合は寺は神宮寺である。しかし、仏教の力が強大となると、神社はあたかも鎮守のような形となる。赤城神社は仏教徒によって山深く移されていったようである。勢多郡粕川村の字通遺跡は、標高七〇〇メートル上下に拡がる広大な寺院跡であるが、その遺跡地の入口近くに位置する二棟の建築遺構は、その礎石の配置上、神社建築と考えられるもので、他は五間四間の大堂、方三間の堂又は塔、八角円堂等の礎石群が散在している。つまり、寺院の入口部に神社を置き、これに堂、塔を配しているようであるが、大堂は壮大で、この建築遺構群の中心と見られるものである。

この字通遺跡の建築遺構のうち、方三間の堂で、その内部の四天柱の礎石が堂の平面の対角線上を外方にややずっているものがある。阿弥陀室にも似た感じであるが、この礎石群の南北の中心線上に立って見上げると、赤城山頂の小沼の東方の小地藏岳の山嶺を稜線上に仰ぎ得る。この堂宇で仏を拝すると右の山嶺をおがむことになる。小地藏岳には山頂にもと虚空蔵堂があり、金銅製の像が安置されていた。今、東麓の勢多郡黒保根村大字上田沢の医光寺に移されている。小地藏岳はもと虚空蔵岳といわれたものではなからうか。虚空蔵菩薩を礼拝する遺構として考えられ、虚空蔵信仰の存在を証明しているものである。この字通遺跡の遺構からは十世紀頃の軒丸瓦及び軒平瓦の瓦当が発見されているし、更にその建築焼失による木炭屑の上から十三世紀（一二八一年）の浅間山噴出の浮石細粒層が検出されている。十世紀頃から十三世紀頃まで存在していたものと推定されるのである。

どの神社がどの寺院の僧侶の手によって山深く移されたものであるかは、それが粕川の上流、その支流大猿川の右岸にあることから、また、粕川は虚空蔵岳に関係ある小沼から流出するものであるから、粕川の流域に求めることが穏当であろう。それには粕川村大字月田の近戸神社と、その近くの山上の多重塔を含む地域の廃寺としぼられてくる。延暦廿年（八〇一）にこの石製層塔をのこした寺院である。その層塔を建立した道輪という僧については国師と

いうだけで、詳細は不明であるが、浄法寺創建の僧道忠、二荒山開闢の僧勝道等に関係あるものではなからうか。ことに僧勝道については、赤城山を開いたとの伝説があり、或は二荒山に擬して起った伝承とも考えられるが、時代的には相応するものである。

この僧勝道は仏教徒ではあるが、奈良の各大寺の僧侶とは修行の仕方が少しちがっている。經典を読破し、教義を論じ合う所謂教学派ではないようである。むしろ、山野を跋渉して聖地を求め、そこを開いて修行の場とする徒で、奈良時代には所謂教学派に対して行動派であり、伽藍仏教の正統派に対し反正統派であった。僧行基もその出であったのであらうと言われている。金鐘行者こしやうぎやも同様であらう。僧勝道もこれらに類する仏教徒であったと考えられる。

これについて、最澄は比叡山に延暦寺を建立し、やがて空海も高野山に金剛峯寺を建て、それぞれ天台宗、真言宗の中心道場とした。こうして、山嶽仏教が起つたのである。この傾向は九世紀以降において、山嶽仏教の隆盛をもたらした。寺院が山嶽に構築されると同時に、その山嶽の神は鎮守として祀られた。このように宇通遺跡の寺院及び神社も造られたものであらう。同様な経過をたどつたものに榛名神社がある。榛名神社はもとほ広くひらけた豪族居住地の近くにあつたものであらう。恐らくは箕郷町箕輪あたりに鎮座していたものではなからうか。それが仏教徒の手によって現在地に移つたものであらう。これはその現在地からして、明らかに密教すなわち真言宗の僧侶の手によつたものと推定される。宇通遺跡の神社もそのような僧徒によつたものではなからうか。

第五節 仏教化された赤城神

一 二大明神と三所明神

十三世紀になると、赤城神社の資料も多くなるのでかなりはつきりしてくる。伊勢崎市宮前町（下植木）の赤城神社には、弘長四年（一二六四）二月十三日銘の青銅製毛彫千手観音座像の懸仏がある。それには「二大明神御正鉢一面有志者為藤原是員所願成就也」と刻されている。二大明神の御正鉢の一面であるというので、更に一面あった筈である。同じ神社の境内に貞治五年（一一三六）丙午仲冬日銘の多宝石塔があつて、「敬白 奉造立頼木宮石塔事」という書出して、堂々とした銘文があり、その中に「三所明神」という言葉が入っている。この赤城神社は旧称下植木にあり、頼木宮はすなわちこの赤城神社を指す。この神のために石塔を造立したのであり、「三所明神」とは赤城神を指している。前の御正鉢すなわち懸仏には「二大明神」とあつて、これも赤城神を指しているのである。約一〇〇年の間に「二大明神」が「三所明神」に変わったことになる。

延文三年（一一五八）頃の編修であらうとされている安居院作の『神道集』という説話集には、赤城神についての説話が二篇載っている。その一は「上野国勢多郡鎮守赤城大明神事」（同書巻七）、その二は「上野国赤城山三所明神内覚満大菩薩事」（同書巻八）である。その一では大沼、小沼を神格化しているのであり、その二では大沼神に千手観音、小沼神に虚空蔵菩薩をあて、これに覚満すなわち地藏菩薩を加えている。地藏菩薩は中央火口丘の地藏岳を神格



小 沼 (地蔵岳頂より臨む)



大 沼 (地蔵岳頂より臨む)

化したものである。その一の方ではまだ神に仏が配されていない。説話の内容も人間が大沼、小沼に入水したが、法華経の功德によって、大沼の神、小沼の神となって顕現したというのであって、その二のような神即仏という考え方にはなっていない。この二つの説話の間に伊勢崎市の赤城神社の懸仏を挟んで考えてみる事ができよう。



小沼出土の藤原鏡

せ祀っている。赤城山でも小沼と共に小沼の東の峯で、赤城山南面から直接仰ぎ得る峯を併せて祀ったようである。

水神は『日本書紀』では「罔象女―みづのはのめ」といって、女神である。水源神も『延喜式神名帳』に「飛鳥川上坐字須多比売命神社」とあるように女性である。貫前神も女神であり、一般に湖、沼、池などには女性にまつわる伝承が多い。小沼も当初は女神として考えられていたものではなかろうか。納鏡信仰の対象であるから女性というので

小沼にはこれ以前に納鏡信仰といわれる信仰の形が認められる。小沼から鏡が数面発見されているのであり、小沼を信仰する人々が鏡を奉納するために投げ入れたものである。この鏡は藤原鏡といわれる和鏡の一種で、十世紀から十一世紀頃のものである。丁度、宇通に神社や寺院の大規模な建築群ができた頃で、小沼に対する信仰が、愈々深くなったことを知る資料である。小沼への信仰は前にも説明したように水源として尊崇したものと見られる。水源の信仰としては貫前神もその一である。十世紀頃からの鏡が多数奉納されている。貫前神は鑛川の水源すなわち荒船山の湧水池を祀ったものであろうが、同時に荒船山自体をも併

はなく、納鏡信仰と女神とは別個の考え方であろう。小沼神に虚空藏菩薩が配されるのも、納鏡信仰とか女神とかとは別個の考え方によつたものと考えられる。

虚空藏菩薩が配されたのは小沼である。しかし、小沼の東の峯の上には、永祿元年（一五五八）銘虚空藏の銅像が安置されていた堂が近年まで存在しており、現在銅像は勢多郡黒保根村大字上田沢の医光寺に移されている。その銘文は

本主村上三光坊

上坊赤城山

小沼本地虚空藏开

右旨趣者信心法主

忠憲僧都現當二

世悉地成弁持師長

父母自身 證果仍

如件

永祿元年今日日

百疋 田井丹後守

五百 同内

というのであり、小沼の本地仏が虚空藏であり、東の峯も関係あることが明らかである。今、この東の峯を小地藏岳と称しているが、虚空藏岳が地藏岳に対して訛つたものであろう。小地藏岳は赤城山南面から仰ぐときに、山頂の東

端にあって、小沼の所在の目標となる。その頂は天空に接しており、虚空蔵をあてるのに最適な地である。利根郡の中心の峯武尊山もその最高峯に虚空蔵を配し、その峯の頂近くに池が存在している。虚空蔵を配した点相似た様相によるものであろう。

この虚空蔵をあてた小沼神をば『神道集』の「上野国勢多郡鎮守赤城大明神事」では男性として表現している。水源神を女神としていたことは矛盾しているようである。但し、右の説話の中心人物は女性赤城姫であり、赤城姫は大沼神としてあらわれ、千手観音が配されているのである。『神道集』編集者或は説話作者において、その頃、仏、菩薩に性を意識していたようであり、元來、仏、菩薩には性がない筈であるが、祭神を男性、女性に区別し併存せしめている。

貫前神は前述のように女神であるが、本地仏には弥勒菩薩が配され、抜鉢神は男神であるが、本地仏は観音菩薩であった。十一世紀から十二世紀にわたって、貫前神と抜鉢神とが崇敬の篤さの度合がかわり、武士による抜鉢神信仰が主位を占めて、遂に上野国一宮抜鉢神社となり、貫前神は女神とされていたので、抜鉢神の配神のように扱われるようになった。そこで次のような変化が起った。『神道集』に抜鉢神の本地仏は俗体では弥勒菩薩、女体では観音菩薩と記している。俗体とは男性を指しているものであり、一神で両性の本地仏をもっているように考えられたのである。密教の両部思想の影響でもあろう。

伊香保神はやはり『神道集』に男体は伊香保の御湯の守護、湯前にあっては本地薬師仏、女体は里に下っては三宮泷河保にあって、本地十一面観音であるとしている。これも一神に両性の本地仏をあてているが、実は薬師は温泉明神の本地仏で、伊香保神社が温泉明神即薬師の堂の前に無理に鎮座した形であるので、湯前に在っては御湯の守護と言いながら、薬師を伊香保神の本地仏と誤ってしまった結果であり、伊香保神の本地仏は十一面観音なのである。然

も観音であるが故に女性と考え、『神道集』の「上野国第三宮伊香保大明神事」の説話では、主人公伊香保姫として表現されている。

赤城神についても、当初、本地仏を配するのに、虚空蔵を小沼神にあてたのであろう。貫前神に弥勒をあてたと同様に、水瀬神で女神であるということは意識にあったかも知れないが、仏・菩薩に特に性を意識せずにあてたものではなからうか。男神に観音をあてていることでも明らかであろう。赤城神を小沼神、大沼神の両神として意識したのはいつであるかわからない。『三代実録』の陽成天皇元慶四年（八八〇）五月廿五日の条には、寛文十三年刊本では「従四位下赤城沼神」となっており、新訂増補国史大系本では「従四位下赤城石神」となっている。私は「赤城沼神」が正しいものと考えているが、この赤城沼神というのは赤城神であり、この頃、赤城神の実体として沼神をとらえたものであり、当初は勿論小沼を指したものであろう。やがて、大沼を併せて赤城神の内容を二神としたものであろう。この分析は九世紀にはすでにはじまっていたと見ねばならない。宇通遺跡で虚空蔵岳を拝したと見たのもこの理由である。

このような事から大沼神には千手観音をあてた。それが『神道集』では虚空蔵を男性、千手観音を女性と見て、その説話に女性赤城姫を千手観音すなわち大沼神として登場せしめ、伊香保姫と並べて主人公としてるのである。上野国第三宮伊香保大明神事」では男神とした薬師は全く活躍していない。同書の「上野国九ヶ所大明神事」及び「上野国一宮事」でも男神についての記述はない。「上野国勢多郡鎮守赤城大明神事」では小沼神が大沼神の父親として重要な位置を占めている。大沼神が赤城姫というので、赤城神の本体と見られようが、小沼神が実は本体で、大沼神は説話の行文上主人公として取扱われたと見られる。

ここで修験道しゆげんどうについて触れて置かねばならないだろう。修験道は役行者やくぎやうからはじまっているとされている。役行者

の行法ぎょうぼうを受けて、密教の修行者が密教の教儀によって発展せしめたもので、半俗半僧で山野に聖地を求め道場とし、神仏習合を実践した仏教の一派である。この修験者を山伏と称している。修験道がいつ頃確立したかははっきりしない。草津白根山の湯釜から発見の笹塔ささとうによれば、十二世紀には群馬県で活躍していたと見られる。修験者は山頂をきわめて、そこに神を祀り、草庵を結び、洞窟を開いて仏を拝し、谷の奥に流を求めて、不動明王を安置して荒行にはげんだ。したがって、この人々によって、峰、滝、川、沼など一山のうち各所に神仏が祀られるようになった。小沼、大沼の神に本地仏が配されるようになったのは、勿論弘長四年（一二六四）以前のことであろうが、九世紀の赤城沼神まではさかのぼれないであろう。恐らく、宇通遺跡の神社（？）跡の設定された頃ではなからうか、してみると十世紀終り頃から十一世紀頃になるのではなからうか。

一 「赤木嶽焼」

吾妻鏡の建長三年四月二十六日の条に、「去十九日、上野国赤木嶽焼、為先例兵革兆之由、令在庁等申之由云」とある。去る十六日に上野国の赤木嶽が焼けた。先例では兵革（戦乱）の兆候であるといっているので、在庁（国府の庁に居る役人、在庁官人の意）の人々に報告させたといふことだそうであるという意味になる。甚だ解釈しにくい文章である。従来、「赤木嶽焼」というのは、赤城山の噴火であるとか、山火事であるとかと解釈されていた。それはその次に続く文章をはっきり解釈できなかったためである。このことを国府の役人等に報告させたとあるが、誰が報告させたのか、何処へ報告させたのかをはっきりさせない分には解釈できない。

建長三年（一二五一）には勿論幕府から派遣された守護が権力を持っていたのであるが、国府ではまだ朝廷の支配系統の役人が居って、一部には律令政治が残存していた。中でも神社や寺院への形式的な支配は、朝廷が執行していた

のである。そこで誰が報告させたということになると、守護であろうと考えられる。「吾妻鏡」は幕府の記録によって書かれたものであって、したがって幕府方の命令には主語を欠いている。守護が在庁官人等に朝廷に報告させたのであって、その事を守護が幕府へ報告した。幕府の記録者はその報告によって記録をした。それ故「云々」言い換えれば「ということである」と附け加えている。守護は朝廷へ報告する権限はなく、幕府には社寺を支配する権限はない。この事を注意したならば、右の解釈もはつきりするであろう。

「為先例兵革兆」ということは朝廷にとっては一大事である。その兆を「赤木嶽焼」によって判断したのである。そのことが噴火であるとする説は、地学の研究によってすでに否定されている。十三世紀頃に噴火という事実があったという形跡はない。したがって山火事だけで判断したものであろうか。私はただの山火事ではないと考えた。火事は火事でも特に信仰の対象であった神社、寺院の火災と見る方が妥当であらう。それ故に在庁官人に朝廷へ報告せしめたものであろう。宇通遺跡の発掘調査において、方三間の堂の礎石と基壇及びその周囲を掘り開いて見たのであるが、礎石は火災に遭っており、周囲の溝には木炭屑が堆積していた。その木炭屑の層の上に浮石層がのっていたのである。この浮石層は浅間山の噴出物で、一二八一年の堆積であることが推定された。一二八一年以前にこの堂は火災に遭っているものであり、その年から三〇年前が建長三年にあたり、その時の火災を示しているものと言える。

宇通遺跡の建造物は火災によって消滅したものであり、その時期は一二八一年の浅間山噴出の浮石の堆積以前である。吾妻鏡には一二八一年より三〇年前の建長三年に「赤木嶽焼」とあり、それに関係して、兵乱の兆があるとして朝廷へ報告せしめたとある。「赤木嶽焼」というのは、噴火では勿論ないし、単なる山火事でもなく、宇通にあった赤城神社及びその関係の大寺院が焼けたのである。こう見ることが妥当であらう。宇通遺跡にあったこの建造物は復興しなかったようである。標高七〇〇メートルのところから急に下って、標高六〇〇メートルのところ、傾斜変換線附



宇通遺跡

近に移ったようで、そこに礎石群が小規模ながら発見されており、地名を「御殿」と称している。この名称がはたして建長三年頃についたかについてはなお再考を必要とする。

いたことになろう。一は赤城山腹に実在していたものであり、一は実録として認められるものである。後者は二之宮町に存在していたものと考えられる。

鎌倉幕府の三代目の将軍 源実朝（たかむね）の歌に「かみつけのせたの赤城のからやしろ、大和にいかで跡を垂れけむ」(夫木集)とある。実朝は建仁三年(一一二〇三)から承久元年(一一二一九)一月二十七日まで将軍となっていた。また、宇通遺跡の建造物は堂々と存在していた頃である。「からやしろ」と称するのは唐風の神社建築を意味するもので、その美観に実朝をしてこの歌を作らしめたものではなからうか。裏文書記載の赤城神社の建造物は、従来の素木の社殿であったようである。この「からやしろ」は宇通遺跡の建築群を指すものであろう。また、このように実朝を言わしめたように、唐風の神社建築は少なくとも関東地方では稀有のものであったかも知れない。なお、このような建

造物であったからこそ、兵乱の兆とさえ称するほどに問題視されたのではなからうか。

この宇通遺跡発見の動機は、実は昭和四十年にこの地域に大山火事があり、その跡始末の際、土地が造成されており、段々に平坦な部分を造り、それに一棟宛の礎石群があり、それらが発見されはじめたということからなのである。この標高七〇〇メートルの山腹の高所に、全地域六町歩に及ぶ地を伽藍配置のため整地して、五間（一間は十二尺）四間の大堂、方三間の堂、八角円堂その他数十棟の建築が配置されていたのである。仏教の庇護下において、この神社はこれが赤城神社の本社であるかのように考えられはじめたものではなからうか。これに対して十二世紀頃に武士の興起によって、二之宮町の赤城神社はその社領を侵略され、その武士として大胡、深栖、大屋、大室、やがて二宮の諸氏が起ってきたものであろう。

三 赤城山の世良田

新田郡尾島町世良田に長楽寺という寺があるが、この第五代の住職を月船琛海と言った。後に（おとこ）識（し）されて法照禪師という。この月船は弘安五年（一二八二）に住職となり、徳治二年（一三〇七）に京都の東福寺の住職に移った。翌年の六月二十六日に示寂し、年は七十八歳であった。長楽寺に住職となっていた二十五年間は多くの人々から篤い敬信を受け、その弟子からは高僧が輩出した。そのことは月船の伝記である『東福第八世法照禪師十乗坊行状』に詳しくのっている。弟子のうちに、赤城了需という人があった。中国の元に渡り天童山に行き、住持雲外にたのんで、月船の十三回忌を修したことが天童雲外の書によって知られているが、『十乗坊行状』の中には、了需というのがいて、どうも赤城了需と同一人らしい。この了需という人ははじめ赤城山にいた練行人であった。山から一足も出なかつたが、たまたま、月船が赤城山へ登った時に、出迎えて懇願して弟子となったというのである。

了儒は月船の弟子になってからは、赤城山から世良田へ通った。一月に一回ぐらい、それも朝早く世良田に来て、た月船に会って拝礼したたけで直に引き返した。後に上野国で月船の道を学ぶものを赤城門徒とよんだが、赤城門徒は了儒をその派の祖としていたと『十乗坊行状』に記してある。なお、了儒の肖像が赤城山にあるが、人々は神のように尊んでいると附け加えてある。さて、了儒は赤城山のどこにいたのであろうか。赤城山から尾島町世良田の長楽寺

まで、場所によつてはかなりの道程まじのりがある。朝食前に一寸行つてくるといふわけにはいかない。字通の地であらうか。山中から一步も出なかつたとあるからには、字通であらうとも考えられる。

宮城村大字大前田の小字に「世良田」というところがある。現在でも薬師堂を中心に百坪ぐらいの一区画された地があり、多数の石塔類が残存している。その石塔類のうち、「赤城塔」と称している多宝塔が数基ある。これらの石塔類は皆安山岩製でもあり、形から見て、粕川の流域に分布している紀年銘のある赤城塔に照して、十四世紀以降のものである。薬師堂の本尊の薬師仏像は石造ではあるが、凝灰岩製で、損傷、磨滅がひどいためにはつきりとは言えないが、凝灰岩製である点では十三世紀頃すなわち鎌倉時代のもつと考えられる。また、「世良田」という地名は、新田郡の長楽寺のあるところと同じであるが、他に余り見ない名である。新田郡の「世良田」というのは、「新田」を「あらた」と



堂薬師田世良字田前大 大字

訓んだ訛と見ている。すなわち、「安良田」の「安」が「葺」と誤られたものであろう。そこでこの宮城村の「世

良田」は、新田郡の「世良田」の名から移されたものではなからうか。

赤城了需が月船探海に逢ったのは、月船の長楽寺任職中のことで、一二八二年から一三〇七年までの間である。了需が月船の十三回忌を天童山で修したのは一三二一年のことになる。宇通遺跡の寺院はすでに一二五一年に焼失して廃墟になっていた。「御殿」の地に下ったとすれば、その地が月船存命中の赤城山の社寺の所在の地と言えよう。大前田の世良田の地は、その地（推定）から西南五キロメートルで、粕川を挟んだその右岸に近い地であり、粕川村大字月田の近戸神社のほぼ西にあたり、その神社の附近から西北に延びて、粕川をわたり、宮城村大字馬場及び苗ヶ島にいたる古墳群の南方になる。この世良田の地は赤城山の中腹に近いが、雪線以下の村落の間にあつて、赤城山中とは言えない。了需は当初赤城山中にあつたが、月船に逢った後に、大前田の地に居を定めたものではなからうか。

長楽寺は新田義重の子義季が開基となり、榮西の高弟榮朝を迎えて開山した寺で、承久三年（一二二一）のことである。榮朝は榮西から臨濟禪と、天台宗の密教の一派である業上流の灌頂を受けている。榮朝の高弟に有名な朗誓と円爾がいる。朗誓は榮朝の後を継いで長楽寺第二世となったが、招かれて鎌倉の寿福寺の住職となり、晩年は長楽寺にもどつて、隠退しており、この寺で示寂した。円爾は東福寺の開山となり、後に諡されて聖一國師といつた。月船はこの円爾の弟子であり、榮朝の禪、密の後継の第一人者である。朗誓の次は幕命によつて一翁院豪が長楽寺の第三世の住職となった。院豪は榮朝の系統ではない。以前台密の灌頂を受けており、宋に渡つて仏鑑、普寧の両師に臨濟禪を受け、帰朝して長楽寺の住職になったのであり、その後円覚寺の開山子元祖元から教えを受けたものである。院豪は正嘉二年（一二五八）に入寺し、弘安三年（一二八〇）に退職し、寺内に隠退して、翌弘安四年（一二八二）に入寂した。

院豪は二十二年も長楽寺の住持であり、名僧であつたので、遠近の僧侶、武士、百姓の帰依が篤かつた。金沢文庫

所藏の『往生伝』の著者行仙房との交遊が深かったことは『沙石集』に載っている。行仙房は念仏の行者で、山上の窪井に居った。山上の窪井というのは山上保の窪井村のことで、現在の勢多郡新里村大字新川字窪井にあたる。今の新里村の大部分を当時山上保と称した。この窪井村の地には善昌寺が現存しており、長楽寺文書によると、その善昌寺を応安六年（一三三三）には、沙弥道福（まゐらふ）が世良田長楽寺の塔頭大通庵（たうとうあん）に寄進している。長楽寺と善昌寺との関係はこれでは見当がつくであろうが、後江戸時代には、善昌寺は三夜沢の赤城神社の西宮の神宮寺である神光寺、同東宮の竜赤寺の両寺を支配しているのである。

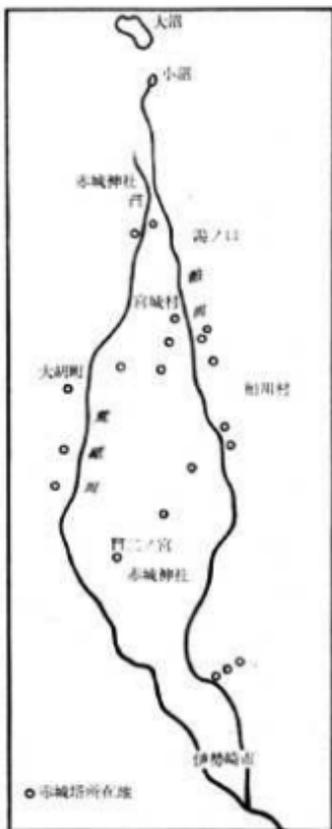
なお、院豪は弘安四年六月十五日に文書注進状を作っている。文書注進状というのは重要書類の目録であり、殊に寺領の寄進状等が中心になっている。長楽寺の第四世断岸元空は、院豪の弟子で、弘安四年三月に入寺している。この文書注進状は住職引き継ぎのために作られたものであるかも知れない。この類のものが四通ほど現存している。この院豪の文書注進状の中に、女塚御寄進状（義季の）、上江田覚耀内寄進状（頼氏女、檀供寄進状）、檀供寄進状（頼氏の）等の重要書類と並べて、「二宮文書アマタノ一ツ」というのがある。当時の二宮というのは言うまでもなく赤城神社であり、その関係文書が多くあつて、その代表的なものを一つあげてみると見られよう。院豪の頃にすでに長楽寺と赤城神社とに密接な関係があつたものであろう。

長楽寺境内の文殊山に院豪造立銘の石造多宝塔が一基ある。台石の土に面したところに立派な筆致の造立銘があり、建治二年（一二七六）の造立である。朗普はこの年六月五日に入寂している。銘文中には朗普のためということには一切触れていない。栄朝の入寂後では三十年目になる。栄朝か朗普か何れかに関係をもつものであろう。この多宝石塔は現在九輪が半壊であるが、典型的な形をしていて、且つ凝灰岩製である。群馬県にはこの典型的な形のもとは他に認められない。そのほとんどが安山岩製で、塔身の下方がすぼまり、樽型をしている。これを赤城塔とよんで

いるのであるが、長楽寺のはこのような変形ではない。

四 赤城塔の分布

赤城塔は粕川の流域に分布している。下流のものとしては伊勢崎市の赤城神社の貞治五年銘のものであり、上流のは忠治温泉庭前の元亨四年銘のものである。在銘のものは四基であるが、粕川村大字月田の近戸神社境内所在（参道鳥居傍から移転）、粕川村大字深津字三ヶケ尻所在のものなどは大型である。前述二之宮町の赤城神社境内のもののみは凝灰岩製で、漆をかけた痕跡があり、右の在銘のものよりは古いものである。ただし、長楽寺文殊山の多宝塔と同型



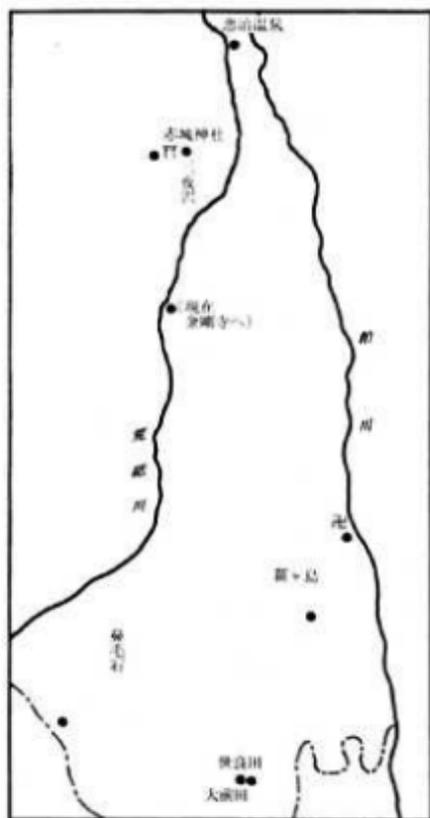
粕川流域の赤城塔分布図

ではない。凝灰岩製というところで、鎌倉時代のもものと見られるのであり、或は長楽寺のものから変化したのではなからうか。院豪と二宮との関係が文書の上で考えられる以上、このような推定も或る程度は許されるであらう。しか

も、安山岩の赤城塔は赤城神社関係地に多く分布していることに注目される。

これらの多宝石塔はその銘文によると法華経信仰を表わすために建立されたものである。伊勢崎市の赤城神社のも、赤城山頂大沼の小鳥ヶ島のも共に法華経信仰に関係あるもので、恐らく天台宗の僧侶、修験者などにより造立せ

られたものであろう。伊勢崎市赤城神社の観応二年（一三五一）の紀年のある赤城塔の台石の銘文に、「一結諸衆、伝大蘇之行儀、秘標殿之古風、企法花三昧之妙行、書十如実相之妙文、安石塔之宝室、備逆修之修善処也」とある。佐波郡玉村町大字茂木の法蓮寺の石塔台石の銘文には、「上州玉村本木郷法花別時結衆名帳」とあり、参考にできる。勢多郡富士見村大字大洞すなわち赤城山頂の大沼の小島ヶ島所在の応安五年（一三七二）の赤城塔の銘文には、「奉納額写一百三十六部内四十六部」とあって、伊勢崎市赤城神社の観応二年の銘文の「書十如実相之妙文、安石塔之宝室」に相応じ、いずれも法華経信仰によるものである。無銘のものもこの傾向によって造立せられたのであろう。また、在銘のものは粕川系統に限られ、無銘のものも粕川沿岸に最も密である。



宮城村内の赤城塔分布図

宮城村には前掲宿ノ平忠治温泉庭前の元亨四年銘、及び大前田世良田薬師堂境内所在のほか大字三夜沢の赤城神社境内、大字苗ヶ島金剛寺境内、大字鼻毛石字前原、大字苗ヶ島字小林等所在のものが発見されている（文化財の項参照）。それぞれ形には異同があるが、大別して三種類になる。その一は元亨四年（一二三四）銘の忠治温泉庭前のもので、塔身は径に比べて高く、エンタシスをもってお

り、多宝石塔の原型の塔身を多少変形したもので、笠石の軒は真反りである。その二は一の形の塔身の高さを径に比してそれよりも低くし、下部をすぼめたもので、笠石は軒の上の線は真反りであるが、下端は直線になっている。大前田字世良田の薬師堂境内にある二基である。この二基については、散乱していたものを復原する際に、笠石を取りちがえているかも知れない。鼻毛石字前原所在のものはこれに類するが、笠石の軒の上端の線の真反りが急であり、苗ヶ島所在のものは、笠石の軒の面が下方内に斜に切り込んである。垂直に切り落したのが、建治二年、元亨四年の型であるので、次第に退型的になったものであろう。その三は塔身が更に低くなり、須惠器の合子の身のような形になったもので、苗ヶ島の金剛寺境内のもの、三夜沢赤城神社境内のものである。この型は赤城山頂の小鳥ヶ島の応安五年（一三七二）銘のものに類する。

粕川沿岸及び山頂の多宝石塔の在銘のものをあげれば次のようである。

- 1 建治二年（一二七六）銘 長楽寺文殊山所在
- 2 元亨四年（一三二四）銘 宮城村忠治温泉庭前
- 3 貞和二年（一三四六）銘 伊勢崎市天増寺境内
- 4 観応二年（一三五五）銘 同 市赤城神社境内
- 5 応安五年（一三七二）銘 赤城小鳥ヶ島

これらは年次によって変化したものと認められよう。無銘のものをこれらの在銘のものに照して、加工法の変化も加えて編年したならば、各造立の概略の時が得られるであらう。大前田字世良田所在の赤城塔は、観応二年以降のものであろう。

今まで述べてきた赤城山、長楽寺、赤城塔などを、赤城了需を中心として年代にしたがってあげてみると次のよう

になる。

建長三年（一二五一）

吾 妻 鏡

赤木巖焼

弘長四年（一二六四）

懸仏千手観音

二大明神

建治二年（一二七六）

長楽寺多宝石塔

院家造立

弘安四年（一二八一）

浅間山噴火

宇通遺跡浮石層

弘安五年（一二八二）

禪利住持籍長楽寺

月船住持

徳治二年（一二〇七）

同右

月船転住

延慶元年（一二〇八）

同右

月船入寂

元応二年（一二三〇）

天童雲外書

了需月船十三回忌

禪利住持籍長楽寺

了一住持

この間に了需出現

元亨四年（一三二四）

赤城塔忠治温泉庭前

嘉暦二年（一三二七）

禪利住持籍長楽寺

了入寂

元弘三年（一三三三）

北条氏滅亡

新田義貞

建武元年（一三三四）

禪利住持籍長楽寺

長楽寺文書 新田義貞
補任状

了恩住持

暦応五年（一三四二）

六地藏石殿月田近戸神社 地藏信仰

貞和二年（一三四六）

赤城塔伊勢崎天増寺

観応二年（一三五二）

赤城塔伊勢崎赤城神社 法華経信仰

延文三年（一三五八）

神道集卷八

法華経信仰
三所男神

貞治五年（一三六六）

赤城塔伊勢崎赤城神社 三所明神

応安五年（一三七二）

赤城塔山頂小鳥ヶ島 法華経信仰

右の経緯にしたがつて解説を試みるならば、了需の出現は宇通遺跡の建造物が焼失した後、三〇年乃至五六年経った後のことになり、了需と宇通とは直接関係ないものと見られる。二大明神ということは伊勢崎赤城神社では成立しているが、宇通遺跡では未調査の部分が多く、虚空蔵のみはわずかに推定できる。「神道集」の巻七の「上野国勢多郡鎮守赤城大明神事」の大沼、小沼兩神はこの二大明神にあたるものと考えられるが、まだ、千手観音、虚空蔵を本地仏としていない点からすれば、その物語の素材の成立はこの伊勢崎赤城神社の懸仏よりもさかのぼるものと見られる。しかし、その説話は文章中に「三条室町」とあるので、延文頃とも考えられる。また、宇通の地名及びそのところにあたるような記述はない。

元亨四年の赤城塔は、了需が月船十三回忌を修した年より四年後であり、了一が長楽寺住持中のことであり、この頃、月船の塔所普光庵ができていた。了需が帰朝して、赤城門徒の発展に努力していた頃に当るであろう。元亨四年銘赤城塔の所在地は、宇通遺跡の西方三ツ目の谷の低い地である。この中央の谷が瀧沢である。この赤城塔には紀年銘のみで銘文ははっきりしない。はたしてどういう意図で作られたものか明らかではないが、この塔の形は下流の長楽寺文殊山の建治二年銘の多宝塔の変化したものと見るほかには、他に求めるものがない。その上、多宝塔が本来法華経信仰として造立されたものならば、長楽寺の栄朝から朗誓へ受けつがれた天台宗の密教を、院豪が嘗て受けたやはり天台宗の密教とに併せて、造ったものと考えられるのであり、柏川流域の多宝塔（赤城塔）の造立はここからはじまっていると考えざるを得ない。元亨四年から二二年後の貞和二年の塔はそれから発展したもので、無銘の月田の赤城

塔、深津の赤城塔は元亨四年銘のように塔身が高く、貞和二年銘のように下部がすぼまっている。貞和二年頃までに造られたものであろう。

観応二年、応安五年の銘の赤城塔には法華経信仰が銘文にはっきりあらわされている。その中間の貞治五年銘のには赤城神を三所明神と明記している。延文三年頃の編著とされている神道集巻八には「上野国赤城山三所明神内覚満大菩薩事」とあって、三所明神についての説話ができている。法華経を書写して塔中に納めることは延暦廿年銘の山上多重塔に見えているのであり、それが再び盛に行なわれるようになってきたのである。それと同時に赤城神は三所明神に変ってきた。地藏信仰がとりいれられてきたのである。その信仰の対象である地藏の像は、二之宮町の無量寿寺にあるのが、赤城山南面地帯にあるものとしては最も古いもののように、鎌倉時代の作風を示している。六地藏信仰も柏川村月田の近戸神社境内にある暦応五年銘の六地藏石殿によって、すでにこの地方に入っていたことが知られる。したがって、赤城神に地藏が加わって三所明神になったのも、鎌倉時代末から暦応五年ぐらいまでにちぢめて考えることができよう。

大前田字世良田の薬師堂境内に、大型の赤城塔が二基も存在し、なお、いくつかの部分的な残存品も認められるところを見ると、その大型なものは、伊勢崎の赤城神社境内の観応二年銘の赤城塔に近いものであるので、やはり法華経信仰として考えられよう。貞治五年銘のものも三所明神のために、法華経の供養を行なったものであり、これらの多宝塔はいずれも法華経信仰によるものである。法華経信仰は天台宗の伝統的な信仰であり、宝塔涌現は法華経に記すところである。造塔供養は法華経信仰によって成されたのであり、天台宗の教勢の振興を意図したものであろう。

これは榮朝の法流を受けた了需を中心に、所謂赤城門徒の手によって成されたものではなからうか。「世良田」の名はその門徒の中心道場のあった地で、長楽寺の所在地から由来したものであろう。それと同時に、了需は赤城神に関係

ある寺院に住していたものとも考えられよう。

五 『神道集』の赤城神

ここで、いよいよ、これまでしばしば引合いに出していた『神道集』の記事に移らなければならない。それはその巻七の「上野勢多郡鎮守赤城大明神事」の文章に

猶モ此ノ山ノ名残り惜シクシテ、小沼沢ニ三ヶ日御逗留有リケリ、故ニ今ノ代ニハ此所ヲハ三夜沢ト申シケリ
とあって、「三夜沢」の名が出てくるからである。

『神道集』の中には、巻七に「上野勢多郡鎮守赤城大明神事」、巻八に「上野国赤城山三所明神内覚満大菩薩事」、巻三の「上野国九ヶ所大明神事」等のうちに、赤城神のことが記されている。巻七、巻八のは全くフィクションの僧侶の説教用の説話であるが、いずれも法華経の功德を説いたもので、神名、本地仏名、地名に十四世紀頃の上野国の状態をうかがうことができる。巻三のは上野国の一宮乃至九宮までの神名、本地仏名をあげ、各本地仏の性格、功德を説いたものである。

巻七のについては、上野国勢多郡深柄郷（現粕川村大字深津）を出発点として、潤名庄（現佐波郡境町）、大室（現前橋市東、西大室町）、有馬郷（現渋川市有馬）、赤城山を主要な舞台としている。且つ神名は潤名明神のみをあげているが、大沼、小沼に社を建てたと記している。また、赤城沼電神唾佐羅摩女と、赤城沼電神の跡を継いだ赤城大明神、その従神王子宫というのが見えている。この赤城沼というのには「黒檜ノ嶽東ノ岳大瀧上横枕藤井」という地の近くのように表現されている。黒檜嶽というのには赤城山頂の東北にあって、その最高峯である。黒檜嶽の東には峯はない。東ノ岳というのはその南に連なる外輪山の一峯で、虚空蔵岳にあたるものであろう。『神道集』の編者が仮りに榛名山

の東南の中腹樺東村の櫛沢寺あたりに居たものとすれば、虚空蔵岳は黒檜嶺の右に見え、東と見誤ったものともとれる。大滝は南面から見上げる山頂の中央の凹部の下にあって、その上手の凹部は峯と峯との間をつなげて横たわっている。横枕と名づけるのにふさわしい地形である。藤井の地名は不明である。小沼の水はこの地を流れて、大滝となって落下している。したがって、ここで赤城沼というのは小沼を指すものであろう。

しかし、物語の上では赤城大明神となった赤城姫は大沼にあらわれ、赤城姫の父は小沼にあらわれるのである。赤城沼の竜神の後継者になったというのは、入水ととることができるようであり、その後についた赤堀家の女の入水の伝説は小沼であり、藤原鏡が投入されたのも小沼である。大沼よりも小沼の方が神秘性が強い。この小沼にはじめに虚空蔵を本地仏として配し、大沼を千手観音とした。それが物語には悲劇の主人公を女性としたために、それが千手観音に配され、父親である男性が虚空蔵とされたのではなからうか。その父親は深栖郷を居住地としていたとある。深栖郷の名は粕川村大字深津の地に残っている。ここには近戸神社が鎮座し、嘗ては粕川の流はこの地を通っていたこともあったと見られる。昭和廿一年の洪水には、ここを通ったのである。また、宇通遺跡の地は深津の住民の入会地であったのであり、現在はその区有である。なお、その小字みかじりには無銘ではあるが最大の赤城塔があり、前述の元亨四年銘に次ぐ頃のものである。この地が粕川、宇通遺跡、小沼との関連の赤城神信仰の重要地点であったことも知られる。その年次は元亨四年から延文三年までの前後の頃と見られよう。

しかし、前掲の小沼沢の地を三夜沢というところある記事は、三夜沢は小沼沢であって宇通ではなさそうである。小沼沢は小沼から流出する水の通っている沢の意で、現代の滝沢にあたることになる。元亨四年銘の赤城塔の所在地は、滝沢の岸ではなくて、その西の湯ノ沢に沿っている。現在の道は湯ノ沢のその所在地から低い尾根を越えて滝沢に入るのである。滝沢には現三夜沢の赤城神社蔵の『年代記』に、応永十三年に滝沢不動尊造立とある不動を祀る堂がある

が、社寺の堂宇を建て並べるような余地はなく、元亨四年銘赤城塔所在地が比較的広い。宮城村大字鼻毛石字鼻石の赤城寺の元地であると伝えられている。小沼沢というのはこの地であろうか。但し、この地が元三夜沢の地であるという伝えはない。

三夜沢を今は「みよさわ」と読んでゐる。若し「夜」を「や」と読んだならば「みやさわ」となる。宮沢ではなかつたのではなからうか。宮の所在する沢で、赤城神社の鎮座を意味してはいないだらうか。すでに延文三年以前に「三夜沢」の名は存在していた。これをどう読んだか「神道集」には記していない。「三ヶ日御逗留」とあったので、この名が起つたとしている。地名があつて、その起原を説明した地名伝承であり、他に起原があるのではなからうか。現三夜沢の赤城神社に、明治初年頃と思われる社誌があるが、それに

分社 同郡（勢多郡）月田村ニ在、近戸明神ト云、元宮地鎮座ノ時ハ旅宮行幸ノ神輿休供御ノ社ト云伝とあり、この伝承は月田の近戸神社にもあつて、元三夜沢と二宮との間の神幸式の休憩所としている。元三夜沢というのは、そこと二宮町の赤城神社との中間に、月田の近戸神社が存在しているという位置にあるのであつて、月田の川上に求めねばならない。それは字通遺跡が相応するのであるが、延文年間にはすでに字通遺跡の社寺は存在していないと見られる。字通遺跡の南に「御殿」と称するところがあり、標高六〇〇メートル前後、傾斜変換線附近で、現三夜沢の地に相応する。或はこのあたりに字通から降つたものではなからうか。但し、小沼沢からはやや東方へはずれている。

近戸神社という名称は、本社社領域に入る場所に鎮座する本社に直接関係があり、然も村落に近いところから起つたものであらう。「上野国神名帳」には、榛名木戸明神、伊香保木戸明神が記載されており、群馬郡榛名町大字本郷字満行原には榛名木戸神社、同大字神戸字宮山及び同郡倉淵村大字三ノ倉字椿山には戸榛名神社が現存して

いるが、いずれも榛名町大字榛名山の榛名神社に登る入口に位置している。「近戸」もこの「木戸」或は「戸」に類するものと考えられる。したがって、月田の近戸神社は更に高所の本社への入口であり、その本社は恐らく字通であり、御殿であったものと見られる。深津の近戸神社もいはば山麓的な地形であるので、或はこの系列に入れべきものとも言えよう。大胡町鎮座の大胡神社はもと近戸神社と称したが、これは現三夜沢の赤城神社に対するものである。これらは山中の本社に対するものをあげたのであるが、この外に前橋市の旧木瀬村地内に、大字上大島字長磯前、大字筑井字近戸前、大字上増田字宮下の三社が現存し、佐波郡赤堀村大字今井字仲に存在していたのは今井神社と改称されている。このうち筑井及び上増田鎮座の字名は近戸前、宮下であり、月田及深津鎮座の字名は共に近戸で、神社鎮座に由来する地名となっている。前掲榛名木戸神社鎮座の字名満行原は榛名神の仏名満行から由来し、神戸字宮山の戸榛名神社の鎮座地名は社領と鎮座に因ったものである。社寺名が地名に固定するのは那波郡善養寺村、新田郡安養寺村の例がすでに鎌倉時代に出ている。榛名木戸、伊香保木戸の名は『上野国神名帳』に出ており、その成立は総社本の奥書によると、永仁六年（一二九八）に正本から書写し、貞和四年（一三四八）と弘治三年とに写し改えている。近戸という名は遅くも貞和四年頃には存在していたものであろう。つまり、筑井、上増田の近戸神社は月田、深津と共に古くから存在していたものと見られよう。

この筑井、上増田の近戸神社は、上大島の同神社を加えて、東南流する桃木川に沿うて、上大島を上流に、上増田を下流に分布している。二之宮町の赤城神社を中心にすればその社領域への西方からの出入路にあたり、上増田は桃木川、広瀬川を利根川の旧流路と見る時には、南方からの出入口を併せていたと見られよう。赤堀村今井の地は粕川の岸に位置し、東方の出入口にあたる。このような例は、貫前神社が東方鑛川と高田川との合流点附近に鎮座していた小舟神社を被戸とし、北方碓氷川南の台地上の咲前神社を前宮としていた。前掲戸榛名、榛名木戸神社も烏川の岸に近

い。小舟神社の抜戸に類するものであろう。つまり、たきまき換場であり、深斎場である。二之宮町の赤城神社参詣路にあたっていたものと考えられる。

『神道集』には「淵名明神」の名が見えている。「淵名」というのは地名に残っており、佐波郡境町大字上淵名、下淵名にあたる。『倭名類聚鈔』には佐位郡に淵名郷とあり、十三世紀には淵名庄というのが『長業寺文書』などに見えている。秀郷流藤原氏の淵名氏の居住地としても有名である。しかし、『上野国神名帳』には「淵名明神」は記載されていない。その總社本によれば

佐位郡 十二社

従一位大国玉明神 従三位八田女明神

従四位郡玉明神 従四位郡都奈明神

従五位於神明神 従五位穂積明神

右之外在六社

となつてゐる。現在、上淵名に「淵名神社」というのがある。しかし、明治十五年の参謀本部陸軍測量局の二万分の一の境町の地図には、その位置に神社の標はあるが、名称は載せていない。はたして、その名称があつたか疑問である。その地図には下淵名の村落の東南端に「大国祠」、その東北に「御手洗祠」をのせており、御手洗祠の南に沼が画かれている。この附近は早川の沿岸であり、その南をもと粕川が東流していたので、この両川の合流点附近にあつた。『神道集』に謂う「倍屋ヶ淵」というのはこのあたりであろうか。してみると、「淵名明神」はどれにあたるのであろうか。要はやはり粕川系統の神として見るのが妥当であろう。

ところで、『神道集』巻八になると、赤城山三所明神となり、そのうちに覚満大菩薩が加わるのである。『神道集』

卷八の「上野国赤城山三所明神内覚満大菩薩事」には

赤城山三所明神ト顯レテ、大沼ハ赤城御前ト今ハ赤城明神トテ、御本地ハ千手也、小沼ハ御父ノ高野辺大將殿也、

今ハ小沼明神トテ御本地虚空藏菩薩也、山頂美濃法印覚満也、今ハ赤城山々頂ニ覚満大菩薩トテ、御本地地藏菩薩也

とある。要するに二大明神の大沼、小沼兩神すなわちその本地仏千手観音、虚空藏に地藏が加わつたのである。

六 三夜沢赤城神社の『年代記』

三夜沢の赤城神社に『年代記』という記録がある。貞和元年から書き起し、明治五年にまで至っているが、これを三段にわけてみられる。(1)貞和元年から天文廿三年まで、(2)弘治元年から安永九年まで、(3)天明元年から明治五年までである。(1)は記事が極めて少ない上に、そのほとんどが赤城神社の記録とは考えられず、神社のことは像銘、棟札等により記入されたものである。(2)はやや具体性をもっているが、それでも古文書によって補筆されたように見える。(3)においてはじめて神主自筆の具体的な記録として見ることができよう。表紙裏に次のように記してある。読み下してみよう。

往古ノ年紀書在リテ、承久ヨリ書キ誌ス、墨朱ヲ用ヒ、紙悪シク、古筆故分明シ難ヤ所多シ、依テ成有杜年ニ書キ写ス処也、最モ前後重複モ在リ、然レ共、古紀ノ徒ラニ失ヒシ事ヲ恐ル

天保三壬辰九月中旬再記ス 中務成孝謹誌

この『年代記』の至徳三年の条に、「今年三月御造立、宝堂共三所成就」とあり、応永十三年の条に、「東社地藏一千株、西社虚空藏千手観音五百体ツ、当国邑栗郡庄司寄進、七月一日滝沢不動尊造立、大洞地藏岳当地蔵当国佐貫庄

司又太郎藤原沙弥道広(廣カ)とある。ここにはじめて東社、西社という言葉が出てくるのであり、それに滝沢不動、大洞が出てくる。このうち

東社 地藏一千鉢

虚空蔵五百鉢

西社

千手観音五百鉢

というのは、東西両社が存在し、西社には虚空蔵、千手観音を、東社には地藏を祀っていることを示したもので、三所とはこの兩者を併せてのものである。また、虚空蔵は小沼神、千手観音は大沼神の本地仏であり、地藏は新たに加わったものであるので、東社は地藏信仰と共に成立した社であり、新興の社である。

右の記事は恐らくこれらの仏像の造立銘から補記されたものであろう。更にこの千体仏は当国邑栗郡庄司寄進とあり、その庄司は大洞の地藏像寄進の佐貫庄司又太郎藤原沙弥道広と見られる。沙弥道広とあるが、これは道慶の写し誤りであろう。佐貫道慶は日光の二荒山神社の社領管理にも関与していたのであり、佐貫庄司としての有力者である。したがって応永十三年において、赤城神社は東西両社に分れていたことになる。然も、東社は地藏を祀っているのであり、地藏岳を対象としている。地藏信仰によって成立したものである。弘長四年(一二六四)以降であることはすでに述べた。暦応五年(一三四二)前後であろうとも推定して置いた。延文三年(一三五八)、貞治五年(一三六六)には三所明神として表現されている。三所明神として表現された時には、地藏のみの信仰によって、東社が成立していたと見ねばなるまい。暦応五年には六地藏信仰がすでに存在している。これが小沼系統の月田の近戸神社に残っているのである。すでに地藏信仰が赤城信仰にとりいれられた後のことになろう。してみると、東社の成立は暦応五年(一三四二)以前のことにもなろう。

七 上野国の神社の情勢

この頃の上野国の他の神社の情勢はどうであつただろうか。簡単に触れて、赤城神社の東西両宮の出現、二之宮と三夜沢との関係の参考としてみよう。

伊香保神社は現在北群馬郡伊香保町に鎮座しているが、もとは同郡吉岡村講祭にあつたもので、その地の三宮神社がこれにあたる。すでに、『神道集』成立以前に、伊香保湯街の温泉明神の庭前に移座したものと認められる。『神道集』には湯前にあつては本地仏は薬師であり、里に下つては十一面観音であると記しているが、薬師は温泉明神の本地仏と混同されたのであり、江戸時代の後半、文化、文政頃に、伊香保神社と薬師堂との境界争をしており、その裁決状の絵図はこの経緯を最も好く物語っている。すなわち、十三世紀頃に、伊香保神社の主体は、伊香保の薬師堂前庭に逃げ込んだものと見られる。恐らく、その社領と見られる有馬・桃井両郷あたりに桃井氏、渋川氏が勢力を固めて、神社の存続となつたのであろう。

赤城神社においても、その社領内に秀郷流藤原氏の出自と称する大胡、大屋、大室、二宮の諸武士の勃興にあい、鎌倉時代の末には社勢頗る衰え、その回復を計ろうとするものも出てきたのであろう。

榛名神社では、建久元年（一一九〇）の留守所下文が現存していて、そのうちに「榛名寺」とあるように、非常に仏教色が強く、座主職と執行職があつて、一山の管理をしていた。神社の名称も仏教名である「満行宮」が一般に用いられていた。本地仏は地藏である。鎮座地も榛名山の西南の頂に近いところから出ている深い溪谷の奥で、奇岩を中心に殿舎、堂塔が配置されている。寺名は正しくは石巖寺後に巖殿寺といったが、榛名寺、榛名山寺というのが多い。早く密教（真言宗？）によって社域を山中の幽谷に定めた故、戦乱や武士による侵略からはまぬがれてはいた

が、僧侶間の派閥争いがはげしくなってきた。

抜鉢神社は武士の勃興につれて、その崇敬が貫前神社を越え、『上野国交替実録帳』には抜鉢大明神社とあるが、その神位は貫前神と混同され、遂に十二世紀頃には上野国一宮とされている。接近して貫前、抜鉢両社が存在していたために、『神道集』では一社と誤られ、その本地仏は俗体は弥勒、女体は観音となっている。弥勒は貫前神、観音は抜鉢神の本地仏なのである。このように本地垂迹説が徹底していたのであるが、すでに抜鉢神及び伊香保神に見られる通り、『神道集』の編者の僧侶に本地仏の混同さえ起ってきているのである。

『神道集』自体が主として法華経の功徳を説いた僧侶の説教集である。その説話に出てくる群馬県に実在の寺院名は現在ほとんど天台宗であり、天台宗の教勢振興の策とも見られよう。赤城塔造立も同じ目的をもったものと考えられる。先には行仙房による念仏の流布がはげしかったが、臨済禅は長楽寺に中心をもち、佐貫氏と大胡氏は法然に帰依し、また、佐貫には親鸞が滞在している。この新興仏教に対抗しての旧仏教僧侶の活動と見てよさそうである。

総社神社には『上野国神名帳』というのが最上の神宝となっている。永仁六年(一一五八)、貞和四年(一一三四八)、弘治三年(一五五七)の三回の書写を経ているものである。貫前神社にも異本があり、これを一宮本とよび、前者を総社本とよんでいる。ところが江戸時代にすでに『群書類従』に入れられたものがあり、前二本とも異っている。これを群書類従本と仮りに名づけているが、赤城神社関係から出たもののように考えられる。これらの三本を比較すると、中世における上野国内の神社の動勢が多少うかがえる。

まず、『上野国神名帳』に記載の神社は、総社本によると、國中五百四十九社である。これを郡別にすると、

碓氷郡 十五社 片岡郡 十四社

甘葉郡 三十二社 多胡郡 二十五社

緑野郡	十七社	那波郡	十八社
群馬東郡	百四十五社	群馬西郡	百六十九社
吾妻郡	十三社	利根郡	二十一社
勢多郡	二十三社	佐位郡	十二社
新田郡	十五社	山田郡	十二社
邑楽郡	十五社		

であつて、群馬郡が他の二〇倍も近く多いし、利根川西と東とを比較しても、東より西が多い。また、各郡の前段に、相殿神として鎮守十社をあげているが、このうち九社は利根川西であり、赤城神社一社のみが利根川東のものである。

群馬郡の神社の記載が多いことは、国府の所在の郡であるという理由もあろうが、三一四社という数では、単にそのような理由では理解しがたいであろう。国司の勢力が衰えて、国内神社への奉幣も次第に不可能になり、總社の独立が起つてきてからの情勢を示しているものではなからうか。ことに鎮守神に一宮乃至九宮と浅間大明神をあげたのは、一宮乃至九宮の成立が十二世紀以降のことであり、浅間神を加えたのは、一二八一年の浅間山噴火の結果である。その一宮乃至九宮は二宮の赤城神が利根川東であるほかは、いずれも、利根川の西の群馬、片岡、甘菜、那波の四郡に鎮座するもののみである。且つ、この神名帳は班幣の際、各神社名をよびあげるリストであつたのが、勧請のため読みあげるといふ性格に変えられている。後にはこの神名帳自体が神体として本殿内に祀られるという方向に発展するのである。勧請には總社神主の勢力を示すために、勢力範囲内の多くの神社名を並べる必要がある。その勢力圏は群馬郡に限られている。やがて、總社神主は一宮との勢力争いをはじめようになるのである。

この神名帳に赤城神、榛名神、伊香保神、貫前神の各関係社と見られるものが散見している。

碓氷郡 貫前神一

片岡郡 貫前神一

榛名神一

甘楽郡 貫前神二(一)

(抜釘)

那波郡 抜釘神一

(貫前)

群馬東郡 貫前神一

(抜釘)

赤城神二

伊香保神三

群馬西郡 貫前神一

(抜釘)

赤城神二

伊香保神一

榛名神四

勢多郡 赤城神一

伊香保神一

榛名神二

邑楽郡 貫前神一

赤城神一

である。貫前神七、赤城神六、伊香保神五、榛名神七となる。これで直に社勢を計ることにはなるまいが、この四神関係社のみが特に多いことは、或程度の神社勢力を示すものと言えよう。但し、これらは少なくとも永仁六年頃までの情勢であろうが、伊香保神社は伊香保温泉明神庭前に移っており、勢は全く地に落ちてゐる。榛名神社は仏教徒の手により勢益々旺盛である。貫前神社は抜釘神社に武士の崇敬によつてその地位をかえとられ、今後明治二年まで名前がほとんど出て来ない。抜釘神社は遂に一宮となつてゐる。このような情勢下にきてゐるのである。

八 三夜沢赤城神社の鎮座

さて、三夜沢の赤城神社のはじまりはいつ頃になるのであろうか。以上のように傍証をかためてきても、はっきりした頃はわからない。「年代記」では、貞和元年(一三四五)から記してあるが、その年から貞治二年(一三六三)

までは、記事はほとんどなく、あつても新田義興の死、京都大火、ホウキ星出現の一般的な事件である。貞治三年の条でようやく「二月十日神主成益卒七十歳、同年八月一日成益妻卒」とある。成益は増田神主であり、過去帳からとつたものであろう。貞治六年の条に「御宮葺替十二月 別当桃井庄司寄進」とある。西宮の葺替であり、具体的な記事であるが、棟札にあつたものの写のようにもとれる。然も、「年代記」は西宮の神主増田家のものになったもので、東宮の起原はこれでははっきりしない。

東西両社が併存していたことは、前掲の年代記応永十三年（一四〇六）の「東社地蔵一千株、西社虚空蔵千手観音五百体ツツ、当国邑栗郡庄司寄進」の記事で明らかである。この東西両社の併存も、年代記の明治二年（一八六九）の条に、「十一月二十五日東本宮上棟祝ナリ、普請ハ去年ヨリ始ル、大工棟梁越後石地森山相模通称森八」とあり、同四年の条に、「正月奈良原出府、官へ御年頭御礼、此序、当社諸祀神ヲ伺、官ニ於テ御定被下処、祀神十柱ニ定、両社ニテ同シニ祀ル」とあるので、明治四年までは確かに両社併存の形で来ている。

増田家（旧西宮神主）に所蔵の天保十一年（一八四〇）八月附の画図によると、三夜沢の中央に南北の大路があり、その北端に東宮が鎮座し、その西に西宮が並んでいるが、その参道は中央大路から派生している。中央大路の左右には東宮に属する社家が十六軒、邸を連ねており、西宮の社家八軒はその外側に分散している。もともと東宮が鎮座していたところへ、西宮が他から移ってきた形である。東宮の勢力は西宮をはるかにしのいでいたように見える。

ここで注意しなければならないのは、三夜沢における社寺の有り方は、社が主で、寺が従の形である。宇通遺跡では寺院が主体を為していたようである。つまり、寺院的な建物が大多数を占めていたという意味である。それが三夜沢では所謂神宮寺といった附屬的な形となっており、更に言えば東宮の寺は竜赤寺、西宮のは神光寺という堂々とした名はあるが、本地仏安置所のような形であつたらしい。この二寺は寺院としての活躍は余りない。それ故、宇通にお

ける社寺の形態がそのまま移ってきたものとは言えない。言い換えれば、僧侶の力が衰えて、神職によって神社が維持されているようである。この傾向は赤城神社の『年代記』や絵図が後世の神主の勢力が強くなり、復古神道の影響のある頃に作成せられたためであるかも知れない。

三夜沢におけるこの頃の仏教関係の遺品は、前述の東宮の竜赤寺跡の赤城塔一基と同種の塔の残欠、西宮神主の増田家の墓地の赤城塔二基と五輪塔残欠、一の鳥居東南の東宮神主家の畑の大型五輪塔二基、その他板碑残欠数枚であり、いずれも十四世紀に属するもののみである。明治初年の排仏毀釈の際、仏教関係のものは境域外の河原に運んで燃して了った由で、その中には木像、経典類があり、在銘のものもあつたにちがいないが、現在は頼りになる資料はほとんど見出せない。『年代記』にある僅かな記事も、その在銘によって記録されたと見られるものが主で、その他の記述は乏しい。それらの僅かな資料によるのであるが、十三世紀までさかのぼり得るものは一つもないのである。したがって、これから推して考えれば、三夜沢の地には十三世紀以前は寺院関係のものは全く存在していなかつたことにならう。それと同時に、当時の神社の有り方からすれば、神社の存在も否定されるであらう。

『年代記』は貞和元年（一三四五）の紀年からあるが、記事は延文元年（一三五六）が始めて、神社寺院関係の記事は貞治六年（一三六七）が初出である。尤も、貞治三年（一三六四）には「神主成益卒七十歳」とあるので、神主増田成益であり、西宮系統であることは知られるが、はたして、三夜沢に居ったかどうかは確証がない。貞治六年の記事にいたって、はじめて「御宮」が存在していたことが知られ、その屋根の葺替えがその年の十二月に行なわれ、それは別当桃井庄司の寄進によつたものであることがわかるのであり、したがって、神主成益もこの御宮に奉仕していたもので、貞治三年以前から神社が存在していたことが推定される。この御宮の葺替えの記事も、三夜沢の神社であるかどうかは疑えば疑えるのであるが、「別当桃井庄司寄進」という記事からすれば、棟札或は棟に記されたもの

によつたと考えられるので、三夜沢にすでに神社が存在していたものと見るのである。

「別当桃井庄司」というのははっきりしない。応永年間に佐貫庄司沙弥道慶というものが二荒山神社の神領を管理していた由であるが、そのような管理者を別当と称した。桃井庄司というのは桃井庄の庄司であらうが、桃井庄の存在がはっきりしない。吾妻鏡の建保元年五月七日の条に、和田合戦の功賞が行なわれており、それに「上野国桃井庄内左衛門尉」とあり、この桃井にあたるものであらうか。上野国桃井は「倭名類聚鈔」の上野国群馬郡桃井郷の地であらう。この地は新田義貞に従って転戦した桃井氏の出た地であり、もともと源姓足利氏の一族であるので、次いで足利氏に属していた。貞治六年の桃井庄司は恐らくこの足利氏系の桃井氏であらう。

次いで『年代記』の至徳三年（一三八六）の条に、「今年二月御造立、宝堂共三所成就」とある。宝堂は仏堂であらう。御造立というのは神社の造立を意味するもので、神社と仏堂とが造立されたことになる。三所というのは神社東西二、仏堂一を意味しているのか、赤城神社の三所明神の社寺が成就したのかははっきりしない。小沼、大沼、地蔵岳の各社殿本地堂ができたともとれる。同応永十三年（一四〇六）に「東社 地蔵一千躰 西社 虚空蔵千手観音五百体つ、当国邑菜郡庄司寄進」とあるので、千躰仏造立の信仰によつて、本地仏を造つたものようであるが、東社は地蔵のみ故一千体であり、西社は二本地仏のため五百体つ計千体となっている。これによれば二社二堂であり、三所とするのには合致しない。至徳元年の条の「御造立」が西宮のみのことであり、小沼、大沼二神の社と本地仏の堂一とすれば三所とも言えよう。兎も角、応永十三年には東西両社が存在したのであり、至徳三年に西宮の社堂が成就しており、貞治六年に御宮葺替えて、社が存在していたと見れば、その年すなわち一三六七年にはすでに社が存在していて、その屋根の葺替えをしていたことになり、次いで一三八六年には社堂ができあがり、一四〇六年には東西両社に千体の本地仏を納めたことになる。貞治六年から至徳三年まで十九年、それから応永十三年まで二十年

になる。

また、貞和元年から貞治六年まで廿三年で、貞和元年から神主成益卒の貞治三年までは丁度二十年である。仮りに『上野国交臂実録帳』の正一位赤城神社の項にある「件社七年一度有造作之例、当任去万寿四年相当□大修造之年、仍皆新所修造也」が踏襲されていたとすれば、七年一度の造作の三回目の大修造に当るとも言えないだろうか。因みに、同書によれば抜鉾大明神社は卅年一度の改造社となっており、現在の抜鉾神社改め貫前神社は十三年毎に遷宮式が行なわれている。してみると、西宮が三夜沢へ移転してきたのは貞和元年頃とも考えられるのではなからうか。その頃はすでに東宮は鎮座していたことにならう。

三夜沢の旧赤城神社の東宮の本地仏は地藏である。地藏信仰の遺物としては、粕川村大字月田の近戸神社境内の曆応四年（一三四一）銘の六地藏石殿が赤城山南麓の在銘のものでは最も古い。その頃にはすでに六地藏信仰が月田に入っていたことになる。二之宮町の赤城神社の東方近くに、無量寿寺という寺があるが、此処に客仏として木彫の地藏立像がある。鎌倉時代後半の作と推定されりもので、体軀は大分荒れており、頭部は後補である。また、この寺には観音像と見える更に荒れの甚だしい木彫二体がある。これらの木像については由緒がはっきりしない。物置に放置されていたのが数十年前見出され、本堂に安置された由である。鎌倉時代後半にはこのすばらしい地藏像を安置した寺があったことになる。

二之宮町の赤城神社の神宮寺は玉蔵院といった。明和五年の境内図によると、その位置は現境内地の南で西側に「玉蔵院古寺跡」とある。この寺は大胡城の西に、曲輪について存在していた金胎寺という寺と合併して、現在、大胡町大字堀越の金蔵院となっている。また、二之宮町の赤城神社境内入口の烏居の東で、玉蔵院跡と対象の位置に鐘樓があり、元和二年の銘の梵鐘がかかっている。それに続いて仏堂的な建物があり、今は全く使用されていない。梵

鐘の銘文もほとんど叩き潰されて、判読が困難である。排仏毀釈の厄に遭い、爾後、廃棄されていったものであろう。赤城神社の神宮寺的なたずまいである。また、明和五年の絵図には、仁王門の東に観音堂がある。神主田所家の邸の西に続いて、正方形の境内であり、本地仏の観音を安置したものであろう。地藏堂ははっきりしない。三夜沢においてはじめて地藏を祀ったものであろうか。くり返しになるが、地藏を祀ったのは伊勢崎市赤城神社の二大明神の懸仏の弘長四年（一一六四）と、同社境内の三所明神の異型多宝石塔の貞治五年（一一三六）との約百年の間のこと、柏川村月田の近戸神社境内の六地藏石殿の暦応五年（一一三三）に近い頃ではなからうか。

玉蔵院は参道の西側にあり、その北に神主六弥太家の邸がある。観音堂は東側で、その東に並んで神主田所家の邸が続いている。この図による限りは二神、二本地仏、二神主の形である。玉蔵院はその本尊が虚空蔵とも、地藏ともされるようであるが、虚空蔵であったと見られる。前橋市西片貝町の玉蔵院は香集山能満寺と称し、片貝神社の前身であり隣接している虚空蔵堂を管理していることに相応している。したがって、二之宮町の赤城神社の本地仏は観音と虚空蔵であって、虚空蔵が主体であったと見るのが妥当である。すなわち、宇通遺跡の推定や月田の近戸神社の現存の本地仏虚空蔵と一系列にあたる。地藏が存在していた余地が見出せない。無量寿寺の客仏の地藏の所屬が益々不明になる。この地藏は赤城神社とは関係が全然なかったものであろうか。

兎も角も、三夜沢の赤城神社の東宮は地藏によって成立したものである。それが二之宮町の赤城神社では地藏に関係のあるものが無いということとなると、三夜沢の赤城神社の東宮は十三世紀末ないし十四世紀始め頃に独自に成立したことになる。二之宮町の赤城神社には神幸式という祭典があるが、これは神体を三夜沢の赤城神社に遷して祭典を行い、同日二之宮町の赤城神社に帰るのである。月田の近戸神社については、この神幸式が元三夜沢との間で行なわれていた時の休憩場所であるという伝説がある。なお、二之宮町の赤城神社の神主は、三夜沢の赤城神社の西宮の

神主増田家の支配であった。これらのことは、二之宮町の赤城神社は月田の近戸神社を介して、元三夜沢の赤城神社との関係深いことを裏付けけるもので、したがって、三夜沢の赤城神社の東宮はこれらの粕川系統の赤城神社と別個に、新しく三夜沢に成立したものと見られよう。

三夜沢の赤城神社の東宮の神主の筆頭は奈良原家である。奈良原家では上毛野君の祖荒田別の子奈良別の子孫と称しているが、奈良原家が上毛野朝臣を公称し始めたのは、江戸時代中頃であり、系図作りの盛んな時であると同時に、復古神道が起つてきた頃にもあたる。「年代記」の表紙裏に増田成孝は次のように記している。

奈良別命後裔多氣麿、倍彦ヲ為奇王、祈年会ヲ行、多氣麿奈良ノ祖、倍彦ハ真隅田祖也此継世良田室（ちよ）權藏上野誌
ニ載

上毛野朝臣ハ下毛野朝臣ト同祖、豊木入彦命五世孫多支波勢ノ後也

以上姓氏録

これを以て見ても明らかのように、奈良別の後裔とするのも、家の伝承ではなくて、世良田の郷土史家毛呂權藏の説としている。奈良原、増田両家共その出自は明らかではなく、奈良原と称しているので、奈良別に附会したものである。

奈良原家の出自は明らかではない。「奈良原」というのは、邑栗郡佐貫に住した佐貫氏の一族に見える苗字でもある。板倉沼を万葉集では「いなら」の沼と記している。この言葉に関連して発生した地名であったのではあるまいか。「年代記」の応永十三年の条に、「大洞地藏岳地藏当国佐貫庄司又太郎藤原沙弥道広」とあるのが、東宮奈良原家と佐貫氏との関係を、地藏を媒介として如実に物語っているように見える。また、武士が修験になり、神社と結びついた当時の社会生活の一形式を示しているようでもある。

西宮神主の筆頭増田家の起原も明らかではない。「年代記」の貞治三年（一三六四）の条に、二月十日、神主成益卒七十歳、同年八月一日成益妻卒」とあるのが、増田神主の初見である。これは過去帳によって記したものであろう。この後もこのような記載例が見えている。「年代記」の表紙裏に、増田成孝が増田家は奈良別の後と記しているのであり、それは天保三年（一八三二）のことで、その頃の墓石には上毛野朝臣と記してあるが、神主家の祖を豊城入彦に附託したものである。「増田」という名は二之宮町の西南に隣接して前橋市上増田町、下増田町に見えている。ここに由来したものではなからうか。

このように種々追及してみても、三夜沢における赤城神社の創祀は明らかにはしがたい。兎も角も、東宮は十三世紀終り頃に現位置に創祀されたものであろう。すでに、その頃に神主が奈良原家であったかどうかもはっきりしない。「年代記」では、永祿四年（一五六一）の条に、「沼田倉内御着之時、東神主奈良原紀伊守、叔父尊義ト二人参向シ、上毛城々前引仕、尊義ハ川原浜村応昌寺祖師タリ、上杉家ヨリ長刀ヲ拝領ス」とあるのが初見である。このことはその後東宮の隆盛につながるものと見られ、「年代記」にも特記されている。西宮神主増田氏もこれを認めざるを得なかつたのであろう。

天保十一年（一八四〇）の図には、東宮とその神主奈良原家宅地との間に、「采女屋舖」というのがある。西宮神主増田家宅地と中央道路を隔てて相對している。采女屋舖おんなやぶというのが東宮の神主筆頭の宅地であるかのように見える。

奈良原家には「采女」を称したのものもある。その屋舖跡としては位置が堂々としており、隠居所とは考えられない。采女屋舖とは何であらうか。「年代記」の寛文八年（一六六八）の条に、「同年三月、奈良原家神主号初ナリ、是迄吉田表祠官也」とある。この記事は奈良原家が従来は吉田神祇管領の被官的なものであったのが、初めて神主号を正式に許されたこととれる。神主という言葉は祭祀に奉仕する最上位の職任者を意味しており、正式には勅許を受けたものである。奈良

原神主にはこの年にはじめて勅許がおりたものであろう。また、この記事は西宮神主が記していたもので、「是辺吉田表禰官也」と付記しているところを見ると、西宮神主はすでに早くから正式の神主であったかにも受取れる。

第六節 三夜沢での赤城神社

一 赤城大明神への復興

十四世紀中頃以降の神社の変遷は『年代記』に記すことが基礎となる。それによれば、まず、貞治六年（一三三六）に「御宮葺替」とあるので、これ以前に「御宮」があり、その屋根を葺替えたことになる。この御宮は勿論西宮であろう。次いで至徳三年（一三八六）には、「御造立宝塔共三所成就」とある。この宝塔とは三夜沢に現存する赤城塔から推定すれば、石製塔であるかも知れない。西宮神主増田家の墓地には、応安五年（一三七二）銘赤城塔に似た石製宝塔が、現在二基認められている。しかし、年代記の右の文章は何を具体的に表現しているのかはつきりしない。すでに建物があり、新造立の宝塔までいれて、三所ができあがったと見るならば、この三所は建物であるかも知れない。或は赤城明神が三所となったので、この宝塔をいれて、三所明神を祀る場所が成就したともとれる。次に応永十三年（一四〇六）には東西両宮に千体仏が納められているので、これを安置する場所があったことになろう。至徳三年から二〇年後のことである。社殿、堂舎が整ってきたと認められよう。

やがて、享徳二年（一四五三）には「神光寺堂造立成就」とあって、神光寺の堂ができあがったことを記している。神光寺は西宮の神宮寺であり、ここにこの堂の完成を記していることは、従来、この寺の建物が存在していな



山長成繁奉納の宮殿



同右 扉

ったかにもとれる。敢えて言えば、ここにその寺の建物の必要が起つたに外ならない。それには、応永卅年（一四二三）に佐貫庄妻塚村の浄土寺の宥尊が発願して、本地仏を納めたことが記されている。また、嘉吉二年（一四四二）には西宮の御輿が作られ、脇立仏二体も安置された。次いで、享徳元年（一四五二）には御正体も奉納されたのである。

御正体は懸仏であろうから、安置の場所は平面の広さを必要としない。或は神輿に納められたかもしれない。ここに言う神輿とは、神座とする御帳台を指しているのではなからうか。同項に「脇立仏二体有」というのは、神輿を中心にした挟侍のように見えるが、西宮のことであるから、或は二体の本地仏であるかも知れない。

三夜沢の赤城神社には神輿は存在しない。現在一般に神輿といわれるものに似た神座或は宮殿とも言うべきものが蔵されている。神輿に似て



同上 扉の銘

いるが、かつぐための設備がない。また、正面のみに鳥居、扉がついている。一面的である。それにしても、かつぐ設備としての台が別に準備されていたものであろうか。その原裏に「源成繁 寄納」と墨書してある。装飾の彫刻や絵画は室町時代の特色を示している。太田市の金山城主であった横瀬（由良）成繁の奉納によるものである。成繁は永禄九年（一五六六）に三夜沢に制札を出している。その文言は「右於大胡領三夜沢濫妨狼藉墜停止之畢若違犯之輩可処罪科之状如件」というのであり、宛名は記されていない。また、「業繁在判」とした写も残っている。この文言からすれば、その地の支配者としての制札である。この神座の奉納もその頃のことであらう。ことにこの神座は西宮の本殿内に在ったものであり、成繁が西宮へ奉納したものである。このことは新田郡地帯の支配者が、その地帯からの崇敬神である赤城の西宮に対し報賽したもので、新田郡地帯と西宮との関係を物語っているものである。

しかし、この神座を以て『年代記』に記されてある嘉吉二年の神輿と同一視することはできない。永禄九年は嘉吉二年から一・二四年も後のことである。成繁は天正六年（一五七八）に死んだと『新田横瀬由良正系図』にある。嘉吉二年に生存していたとは考えられない。してみると、嘉吉二年の神輿は現存の神座とは別個のものであり、由良成繁がこの地方までその勢力下に置いた頃か、或は特殊な信仰関係によるかによって奉納されたものであり、新田郡地方の赤城山に対する所謂水買いと称する行事が現在でものこっているので、この条件と更にその上に、成繁の勢力下に置かれた頃という条件の加わったものと見るのが妥当であらう。

神光寺は西宮の神宮寺である。その名は虚空蔵を本地仏とすることから出たものであろう。五大虚空蔵のうち、南にあたるのを宝光虚空蔵というので、これによったものではなからうか。宝光虚空蔵はまた能満虚空蔵ともいい、右手に三昧耶形の宝珠、左手に宝鉤をもっている。後に神光寺は勢多郡新里村大字新川の新光大平山妙珠院善昌寺の末寺となっている。善昌寺所蔵の文化九年二月付「赤城山三夜沢住善昌寺門徒書上」には「赤城山能福院神光寺」と記

している。「能幅」は「能満」と関係あるのではなからうか。また、善昌寺の山号、院号からすれば、元来、神光寺と関係あったかに見える。善昌寺は長楽寺文書の応安六年（一三七三）二月九日付の寄進状によると、世良田長楽寺の塔頭大通庵の末寺として寄進されているのであって、長楽寺が天台宗となつたのは、長楽寺に天台僧正が住職となつて以後のことであり、大通庵は長楽寺と同様に臨濟宗であり、したがって善昌寺はそれに寄進される以前は或は真言宗系の密教であつたのではなからうか。神光寺の名は五大虚空蔵を本尊とする京都の真言宗神護寺とも相通する点が指摘されよう。なお、前橋市西片貝町字西の天台宗玉蔵院は、香集山能満寺玉蔵院と称し、虚空蔵（片貝神社の前身虚空蔵堂の虚空蔵）と関係深いものである。

東宮の神宮寺は竜赤寺という。竜赤寺の名は、沼の神を竜神と考へたことと、赤城山とに関連させてきたものであろう。竜の文字を冠した寺名は群馬県では曹洞宗に多く、次いで新義真言宗である。しかし、旧勢多郡では竜蔵寺（前橋市竜蔵寺町）、竜泉寺（赤城村津久田）、竜性寺（大胡町茂木）の三寺は天台宗であり、竜沢寺（前橋市西片貝町）、竜光寺（粕川村女瀬）、竜源寺（同村勝）、竜真寺（新里村新川）、竜禪寺（黒保根村八木原）の五寺は曹洞宗である。また、天竜寺（赤城村上三原田）、円竜寺（富士見村原之郷）、善竜寺（新里村武井）は天台宗であり、永竜寺（大胡町堀越）は曹洞宗である。赤城山の周辺である旧勢多郡には真言宗及びその他の寺にはその類名は見当らない。

年代記によれば竜赤寺が東叡山寛永寺の直末になつたのは寛文十一年（一六七二）二月のことである。ところが、同書寛文元年（一六六一）の条には、「東社唐戸、御願、戸帳、京都智積院僧正仙丁房」とあり、更に「右仙丁房祐亭家繁叔父坊ナリ、此由ヲ以苗ヶ島金剛寺モ法流寺ナリシナリ」とある。祐亭家繁という人物ははっきりしないが、この人物を介して金剛寺と智積院との関係を示している。苗ヶ島の金剛寺は京都の新義真言宗智山派の本山智積院と

関係があり、同じ法流の寺であったと述べている。その上、その金剛寺に関係ある智積院の僧正が、東社へ唐戸、御簾、戸帳を奉納しているのであり、東宮と金剛寺と智積院とを関係づけているのであり、同時に竜赤寺との関係も考えられる。すると、竜赤寺は寛文元年には真言宗と関係があり、寛文十一年に天台宗に属したものと見られよう。それより以前も真言宗との関係があったものではなからうか。

応永八年は十五世紀に入る。文龜元年に十六世紀となり、慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原の戦の年が丁度十六世紀の終りである。この兩世紀間の上野国は全く混乱の時代であった。『年代記』には大した記事は見出せないが、平坦地の神社、寺院は次第に荒廢していったようである。しかし、これに対して、三夜沢にある赤城神社の東西両宮は着々安定していったようであり、応永十三年には佐貫庄司の寄進による千休仏の外に瀧沢の不動尊像、大洞地藏岳上の地藏像もできたし、同廿年には佐貫庄の浄土寺の宥尊から本地仏が寄進された。西宮では応永元年から始められた大般若経の書写が応永廿九年に終了し、社に納められた。享徳二年には神光寺の堂が造立され、明応九年には東宮の鐘ができた。その銘に「赤城山大明神宝前明応九年庚申歲三月」としたことに對し、西宮の年代記著者は特記している。

これらの仏堂仏像、写経、梵鐘等も、瀧沢の不動尊像を除くほかは、すべて現存しているものはない。年代記の記事も銘文によったものであろう。ただし、現存の瀧沢の不動尊像には銘はない。その製作の手法等により応永十二年のものだと推定しているのである。

十六世紀後半になると、『年代記』の記事もややくわしくなり、神社についての記事も多くなる。弘治元年（一五五五）から永祿元年（一五五八）までに、社殿の屋根の葺替え、惣門の新設、鳥居の建立など土木建築事業の記述が目につく。この工事は女淵（粕川村大字女淵）の善生という僧侶の本願によったものである。天正六年（一五七八）から同十年（一五八二）までにも普請の記事が目につく。その最初の年は東宮の上葺で、本願は玄覺上人、大旦那は北

桑安芸守（とうあんぎのり）とあるが、女澗の善生も関係していたようである。前の普請は仏教関係者の尽力によっているが、後者では武将の大旦那があらわれている。

この前者の普請の記事の次の年である永禄二年（一五五九）の条に、「近年より近郷農民俵物ヲ当山ニ持上ル、家々預置く」とあるのが特に注意を惹く。俵物というのは穀物の俵であることは言うまでもなからう。近郷の農民がその財産を三夜沢の神職の家に運びあげ、その保管を依頼しているのである。この一行の文言は当時の世相を如実に物語る一資料である。近くの村々の農民がその財産、更に言い換えればその食糧の安全確保さえ、領主に依存できなくなっている情勢を知ることができよう。領主自体が不安定であり、戦乱に入る前夜を示している。その翌年には長尾景虎（上杉謙信）が山越えて上州へ入ってきたのである。

赤城神社には諸武将からの古文書が残存しており、永禄三年（一五六〇）から慶長十八年（一六一三）までの三六通が主なものである。『年代記』にもこれらの古文書に対応する記事が見出せる。それらについて簡単に触れて当時の武将と神社との関係を説明しようとするのであるが、まず、古文書を表示すれば次のようになる。

赤城神社 古文書

註、年号（ ）は推定年

番号	年	月	日	差出人	宛名	種類
1	永禄	三	九・廿七	光哲	赤城山大夫 奈良原紀伊守	祈願状
2	〃	四	拾・二	新居与一 長重	奈良原紀伊守	寄進状
3	〃	四	十二・廿七	豊前守 丹後守	赤城山 三夜沢 神主	制札
4	〃	(五)	三・九	丹後守 虎	赤城山 神主	守護札
5	〃	五	十一・七	丹後守	赤城山 神主 奈良原紀伊守	制札

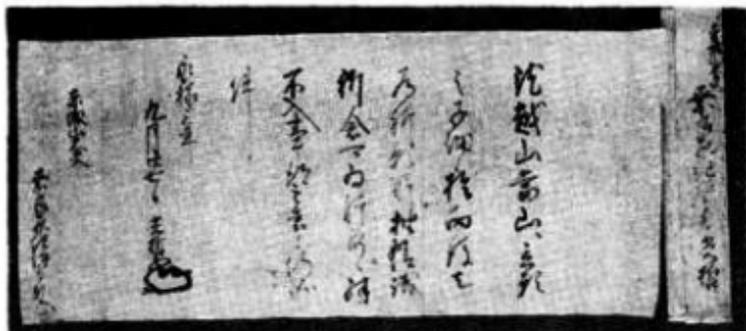
25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6
〃 (八)・ 正・七	〃 七・ 霜・廿四	〃 六・三・ 三・七	〃 六・三・ 三・七	〃 (六)・ 五・十	〃 五・九・ 吉	〃 (五)・ 二・廿四	〃 五・九・ 十六	天正(元)・ 八・廿二	〃 三・極・ 十三	〃 三・極・ 十三	元龜 〃 十二・間五・ 廿三	〃 (十)・ 三・廿六	〃 (十)・ 三・廿五	〃 九・十一・ 十五	〃 九・拾・ 十二	〃 九・拾・ 十二	〃 (九)・ 九・晦	〃 八・九・ 十五	〃 八・九・ 十五
菅 左衛門佐為繁	能 登・守・ 助・威	能 江・能・ 元・斎・沙・ 弥・休・波	安 中・左・衛・ 門・久・繁	氏 邦	景 廣	河 田・備・ 前・守	高 廣	謙 信	香 伊・型・ 印	丹 後・守・ 高・廣	富 貴・印	輝 虎	輝 虎	北 条・丹・ 後・守・ 高・廣	業 繁・在・ 判	成 繁	長 野・氏・ 業	香 伊・型・ 印	香 伊・型・ 印
神 主	三 夜・沢 神・主	神 主・紀・ 伊・守	三 夜・沢 神・主・ 宮・内・ 少・輔	神 主・宮・ 内・少・ 輔	三 夜・沢 神・主・ 宮・内・ 少・輔	三 夜・沢 神・主・ 宮・内・ 少・輔	北 条・丹・ 後・守・ 北・条・ 安・芸・ 守	北 条・丹・ 後・守・ 北・条・ 安・芸・ 守	奈 良・原・ 宮・内・ 少・輔	奈 良・原・ 宮・内・ 少・輔	北 条・弥・ 五・郎	北 条・弥・ 五・郎	三 夜・沢 神・主 奈 良・原・ 紀・伊・ 守	三 夜・沢 神・主 奈 良・原・ 紀・伊・ 守	赤 城・山 神・主 奈 良・原・ 紀・伊・ 守	赤 城・山 神・主 奈 良・原・ 紀・伊・ 守	赤 城・山 神・主 奈 良・原・ 紀・伊・ 守	赤 城・山 神・主 奈 良・原・ 紀・伊・ 守	赤 城・山 神・主 奈 良・原・ 紀・伊・ 守
祈 願 状	掟 願 状	祈 願 状	祈 願 状	書 上 葺 率 加 帳 鷹 橋 郷 勸 進 許 可 状	書 上 葺 率 加 帳 鷹 橋 郷 勸 進 許 可 状	書 上 葺 率 加 帳 鷹 橋 郷 勸 進 許 可 状	書 上 葺 率 加 帳 鷹 橋 郷 勸 進 許 可 状	書 上 葺 率 加 帳 鷹 橋 郷 勸 進 許 可 状	制 護 不 入 札	守 護 不 入 札	制 護 不 入 札	書 護 不 入 札	書 護 不 入 札	寄 進 状	制 護 不 入 札	制 護 不 入 札	書 護 不 入 札	役 錢 停 止	役 錢 停 止

41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26
〃	慶安 式・正・十九	慶長十八・二・廿四	〃 廿・九・廿九	〃 十八・卯・廿三	〃 十八・卯・日	〃 十七・十一・九	〃 十六・閏五・十	〃 十六・閏五・十	〃 十三・七・九	〃 十三・八・吉	〃 (十一)・二・十三	〃 (十一)・二・四	〃 十・九・九	〃 八・霜・三	〃 (八)・五・六

安藤石京進 松平出雲守	前橋侍從源朝臣 酒井河内守忠清	牧野駿河守忠成	頼木九兵衛門尉經次 (カ)	赤尾修理亮広宗	天 德 寺	常 陸 介	氏 照	大胡常陸守高繁	一 輩 法印宗門	常 陸 介 高繁	氏 邦 憲	猪 俣 邦 憲	大胡常陸守高繁	新居形部少孫長重 (マ)	北爪出羽守長秀
----------------	--------------------	---------	------------------	---------	-------	-------	-----	---------	----------	----------	-------	---------	---------	-----------------	---------

酒井河内守 忠 清	三夜沢 神主 (宮内右衛門)	奈良原出雲守	三夜沢神主 きののかみ	神主 紀伊守	大 胡 領	奈良原紀伊守	赤城山三夜沢神主 奈良原紀伊守	赤城山三夜沢神主	三夜沢神主 紀伊守	奈良原紀伊守	三夜沢 主	神主 紀伊守	三夜沢神主 紀伊守	増田左京亮	奈良原紀伊守	かんぬしきの守
--------------	-------------------	--------	----------------	--------	-------	--------	--------------------	----------	-----------	--------	-------	--------	-----------	-------	--------	---------

書	寄 進 状	寄 進 状	寄 進 状	祈 願 状	禁 制 状	書 状	書 状	書 状	祈 願 状	守 護 不 入 状	書 状 (制札)	書 状	祈 願 状	書 状	寄 進 状
---	-------	-------	-------	-------	-------	-----	-----	-----	-------	-----------	----------	-----	-------	-----	-------



永禄三年上杉憲政祈願状

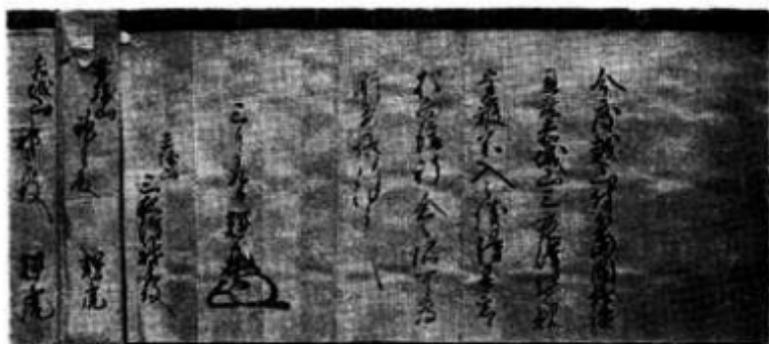
右の表からすれば、天正五年まではほとんど上杉氏関係の文書であり、それ以後には上杉氏関係の文書は出て来ない。小田原北条氏関係のものは、天正十一年、天正十六年及び一菴宗門差出の三通のみである。天正七年の能登守助威はその花押及び文面からすると猪俣能登守であろうから、これも小田原北条氏のものとなるが、上杉氏のものに比較して少ない。丁度、天正六年に上杉謙信は歿しているのである。したがって、天正五年までは上杉氏との関係が深かったものであり、特に上杉氏の部将北条丹後守高広が厩橋城主であったので、その文書が多い。しかし、謙信の死後直ぐに小田原北条氏との関係が深くなったわけではなさそうである。その頃北条高広は厩橋城にあって、上杉謙信の養子景虎（北条氏政の子）に味方していたので、小田原北条氏と親しかったものであるが、高広名の文書すら存在していない。

永禄三年九月廿七日付光哲の文書は、光哲は上杉憲政のことであり、「年代記」には「上杉憲政越在国ニテ、今年九月十五日長尾景虎憲政ヲ引立、沼田倉内エ着陣、彼城自落」とあり、また、同条に「憲政九月十五日越山ニテ氏康方要害落、沼田、鮎間、岩下、高山、倉賀野、小幡、厩橋、大胡、佐貫、松山是ナリ」とあって、九月廿七日付の光哲の文書と相応している。これより先、永正二年（一五〇五）には関東は大方北条家に属したと「年代記」にあり、また、同書の同年の条に「此頃南方ト云北条家ナリ」とある。北条早雲庵ハ永正十六

年に歿している。また、天文十四年（一五四五）の記事には「伊豆、相模、甲斐、武蔵半国氏康ニ成」とある。同二十年の条には「二月九日平井上杉憲政自落ス」とあり、「今年天下大乱也」としている。なお、同十八年には「当年、甲州武田信玄西上州出馬、諸所ノ小城九ヶ所打負、寺尾ニモ同時合戦在リ、西上州片岡郡ナリ」としている。このような状態のところに、長尾景虎（上杉謙信）が上杉憲政と共に上州に入ってきたのである。その時逸早く、東宮の神主奈良原紀伊守は沼田の倉内に参向した。

『年代記』永祿四年（一五六一）の条に、「二月廿日憲政ヲ引立申、相州小田原ニ取掛テ、要害回り其外令放火、相州悉亡國ト成、其陣中、於鎌倉八幡宮自管領職拜領在、改其名政虎ト号、四月廿日御帰陣、沼田倉内御着之時、東神主奈良原紀伊守、叔父尊義ト二人参向シ、上毛城々前引仕、尊義ハ川原浜村応昌寺祖師タリ、上杉家ヨリ長刀ヲ拝領ス、同年七月四日、前橋要害ニ被立御馬、越後御帰国ナリ、同年八月、信州御出馬、武田ト御合戦在、川中島也」とある。この文面からすれば後世の加筆であり、「前橋」の名称さえ出ている。従って、永祿三年、同四年の記事が混乱しているようである。この兩年の記事は後年何かの著作書によって書かれたものでもあろう。「沼田倉内御着之時」とは、「四月廿日御帰陣」の時ではあるまい。「上毛城々前引仕」るためには、永祿三年九月十五日であらねばならない。

上杉謙信は永祿三年九月十五日に沼田倉内に来て、永祿四年二月廿日小田原攻略に移り、四月廿日沼田倉内に帰陣した。九月十五日から翌年二月廿日まで沼田倉内に滞在したものであろうか。そこに基地を設けて、関東を順次攻略し、二月廿日には小田原攻略、次いで四月廿日沼田倉内に帰陣したものと見べきか。しかし、同年七月四日に、前橋に馬を立てて、越後に帰国したとあるので、まだ、七月四日までは関東に在陣中であつたようである。そうなるのと、二年越して、九ヶ月と二十日間も関東にいたことになる。永祿三年九月十五日が第一回の越山、同四年二月廿日



上杉謙信書状

が第二回の越山とするならば、第一回には一ヶ月ぐらいで帰国したと見なければならぬ。雪中の越山は容易ならぬことであろうから、ゆっくり滞在していたとは考えられない。この時攻略した土地が沼田、飽間（安中市秋間）、岩下（沼田市岩下カ）、高山（藤岡市高山）、倉賀野（高崎市倉賀野）、小幡（甘栗郡甘栗町小幡）、既橋（前橋市）、大胡（勢多郡大胡町）、佐貫（館林市佐貫）、松山（埼玉県東松山市カ）の北条氏康方の要害地である。大休、埼玉県北半及び群馬県ほとんど全部にあたる。第二回目には小田原、鎌倉に至っている。関東のうち利根川西の全部であろう。

この上杉謙信の越山に、まず赤城山神主奈良原紀伊守が出迎えたのである。その目的は「上毛城々前引仕」とあるので、上野国の諸城の手引きをしたものであろう。忠誠をあらわしたもので、そのために長刀を拝領している。東宮の神主は謙信の手についたのである。したがって、爾來、謙信の死にいたるまで、その信仰を受け、保護されている。なお、北条安芸守、北条弥五郎宛宛輝虎署名の文書二通、北条丹後守及北条安芸守連名宛の謙信署名の文書一通が三夜沢の赤城神社に現存している。共に私信であって、北条氏によって奈良原神主の手に入ったものであるが、いずれにしても東宮神主奈良原家は上杉謙信と特別な関係にあったことが知られる。

ところが天正六年（一五七八）の謙信の死以後は、上杉氏関係の文書はな

く、北条高広のものも赤城神社宛については全く存在していない。それに対して、安中左衛門尉久繁、渋江能元斎高弥、弥波、能登守助威(カ)、菅原左衛門佐為繁、新居刑部少掾長重、大胡常陸守高繁、猪俣邦憲、一番法印宗門、北爪出羽守長秀等の文書に混って、北条氏邦、同氏照のものが見出され、北条氏政、氏直のものは存在しない。能登守助威(カ)の文書は天正七年（一五七九）霜月廿四日付で「跡形御印判申可進」とあるので、小田原北条氏関係であり、二月四日付猪俣邦憲の文書にも「氏邦御証文者元来、大途之御印判相調可令置候」とあるので、未（天正十一年癸未—一五八三）二月十三日付氏邦の文書の「大途之御印判相調可進之候」と相応じており、閏五月十日付の氏照の文書と一体と考えられる文書には「氏照被露御証文候」とあるので、天正十六年（一五八八）閏五月十日付の氏照の文書と一体と考えられるものである。すなわち、小田原北条氏では「大途」と称して氏政、氏直が赤城神社に直接文書を出して居らず、武将等に奉行せしめている。

『年代記』には、天正十年の条に、「西宮上葺萱三百駄北条安芸守殿被下ナリ」とある。この北条安芸守は北条高広であろうか。同書の天正六年の条に、「今年東社上葺、本願玄覺上人、大旦那北条安芸守、萱五百駄、俵頼甘快、グシ祝三月三日、同八日延年明神御進納、太刀折紙、戸張一流宛、女酒善生折紙」とある北条安芸守とは勿論同人であろうが、三夜沢赤城神社所藏の推定天正元年の八月廿二日付謙信の書状には、宛名に北条丹後守、北条安芸守と連名になっている。ところが、永禄十年と推定される三月廿五日付輝虎の書状の宛名は北条安芸守宛、同三月廿六日付の北条弥五郎宛になっており、後者の文中に「如註進者丹後守相動候也」とあって、丁度、北条高広が輝虎に逆き、北条氏政に通じたのが同年四月で相応じている。北条弥五郎宛の文中に丹後守とあるのが高広であるならば、北条安芸守は高広ではあるまい。高広は永禄八年九月晦日付前橋市端氣町(カ)の善勝寺宛の諸役免除の書状には、北条安芸守高広とあるが、文書としては他に一通も認められない。

北条丹後守或は丹後守が高広であるのは、永祿四年十二月廿六日付妙沢小屋に対する制札に丹後守とのみあるが、花押により高広とわかる。推定永祿五年十一月七日付赤城山神主奈良原紀伊守宛制札も同様である。永祿七年の常陸小田氏討伐軍役編成も北条丹後守は高広ということである。永祿九年十一月十五日付三夜沢神主奈良原紀伊守宛土地区進状には北条丹後守高広とある。そして推定永祿五年三月二十六日付北条弥五郎宛の輝虎の書状には、「如註進者丹後守相動候魁」という文句があり、その前日には北条安芸守宛輝虎の書状がある。この間に挟まって善勝寺宛北条安芸守高広というのが一通だけある。そして推定天正元年の八月廿二日付の謙信の書状には、北条丹後守、北条安芸守と連書してある。この場合、丹後守が景広で、安芸守が高広であるならば、景広を高広より上位に見ていることになり、既橋城主として高広を遇していなかったことになろう。尤も天正五年九月十六日付高広の勅進許可状には「大胡郷中」とあり、天正五年九月吉日付景広の勅進許可状には「既橋郷中」とあって、高広は大胡郷を、景広は既橋郷を支配しており、既橋城主は景広であったとも考えられよう。だが、この書状の時だけ、景広が丹後守、高広は安芸守であったと言う訳にもいくまい。

また、天正六年八月に、所謂御館みだにの乱のとき、越後国上田庄へ進出した武将に北条安芸守輔広すけひろという名が見えており、天正十年の後閑下野守ごんかろうのしん、富里佐渡守、曾我式部、内藤外記等への宛行状には「安芸守」、天正十一年六月廿一日付の曾我式部への宛行状には「丹後守」、同年六月廿三日付同人への宛行状には「安芸守」とある。ことに同年月の廿一日付に丹後守、廿三日付に安芸守とあるのを同一人と見られようか。また、景広は天正七年二月に死んでいるので、それ以降は景広にあててはいいか。高広以外に安芸守を称するものがいたのであろう。因みに輔広は高広の祖父にあたるが、別にその名を称したものがいたのではなからうか。或は高広の自署は丹後守であるが、嘗て安芸守を名乗ったので、他からは安芸守と称されたものであろうか。

高広の三夜沢神主宛の文書は、天正五年九月十六日付の上葺奉加帳許可が最後である。「年代記」では、天正六年に東社上葺が実施され、グシ祝が三月三日である。西宮の上葺は天正十年で、四年遅れているが、共に北条安芸守が萱を寄進している。但し、この両社の上葺について差異が見出される。「年代記」は東社と記して、その上葺について、本願玄覚上人、大旦那北条安芸守、その寄進の萱五百駄、俵積廿俵と記しており、グシ祝、延年舞奉納などをあげているが、西宮の折は「萱三百駄北条安芸守被下ナリ」とのみある。奉加帳については高広、景広の両人の許可が共に三夜沢神主宮内少輔宛となっており、宮内少輔は東宮の奈良原家である。

東宮の神主奈良原家は上杉謙信のもとに逸早く参向し、上野の城々の前引をしたために、上杉謙信はこれを優遇したものである。叙上のように多くの保護を加えている。したがって、東宮の勢力は西宮をはるかに越えて、赤城神社を代表しているかの感がある。戦国武将達の諸状の宛名もほとんど奈良原紀伊守、宮内少輔である。天正八年霜月三日付の新居形部少掾長重のもののみが、わずかに奈良原紀伊守、増田左京亮宛になっている。「年代記」にも「奈良原真須田兩名宛ニテ本紙到来新居形部少輔長重判」と特筆してあるが、日付は十一月十一日となっており、文書と差異があり、文書の花押にも疑問がある。奈良原家は如何にも赤城神社の筆頭神主のように見えるのである。そこで神社及神主についての古文書の表現をあたってみると次の点に気着いてくる。(中世の文書の項参照)

日付	差出人	名宛人	文中の表示
永禄三	光哲	赤城山大夫	赤城山大明神
四	新居与一長重	奈良原紀伊守	妙沢小屋
四	豊前守丹後守	赤城山	赤城山三夜沢
五(三・九)	輝虎	三夜沢神主	

五(十一・七)	丹後守	赤城山神主	奈良原紀伊守	赤城山三夜沢
八	(高広香炉型印) 長野氏業	赤城山	三夜沢神主	三夜沢二王堂
九(九・唯)	成繁	赤城山神主	奈良原紀伊守	(御父子)
九	北条丹後守高広	三夜沢神主	奈良原紀伊守	大胡領三夜沢
十二	(高広角印)			赤城山三夜沢大明神(御本社)
元亀三	丹後守高広			富士浅間大菩薩
三	丹後守高広			赤城山小路ヶ嶽
元亀三	高広香炉型印			三夜沢之社人
天正五	高広			三夜沢宮中(紀伊守父子)
五	景広			(紀伊守並宮内少輔父子)
六	安中左衛門尉久繁			三夜沢
六	淡江徳元斎沙弥休波			三夜沢(大胡郷中)
六(二・廿四)	河田備前守			三夜沢(鷹橋郷中)
七	能登守助威			三夜沢大明神
八(四・七)	菅原左衛門佐為繁			三夜沢大明神
八	新居形部少将長重			三夜沢(鉢形)
一〇	大胡常陸守高繁			赤城大明神(勝頼御出馬)
十一(二・四)	猪俣邦憲			三夜沢
十一(二・十三)	氏邦			(紀伊守父子)
十一(五・十)	氏邦			
十三(七・九)	常陸介高繁			

十三(八・吉)	大胡常陸守高繁	三夜沢	神主 紀伊守	赤城大神(近戸大神)
十六	一巻 宗円	赤城山 三夜沢神主	奈良原紀伊守	見よき已大明神
十六	氏 照	赤城山	三夜沢神主	
十七	常陸 介		奈良原紀伊守	
(五六)	北爪出羽守長秀		かんぬしきの守	
十八	赤尾修理亮高広宗		神主 紀伊守	
天正十八	天 徳 寺		大 胡 領	
廿	頼木九兵衛門尉経次	三夜沢神主	きのかみ	三夜沢
慶長十八	牧野駿河守忠成		奈良原出雲守	赤城山三夜沢宮中
慶安 二	前橋侍從源朝臣 酒井河内守忠清	三夜沢	神 主	三夜沢村明神
天保十五	世良田御別当 慈雲院権僧正		奈良原出雲正	其 御 神
明治 元	社 寺 役 所		奈良原出雲	赤城大明神社領

すなわち、「赤城神」、「赤城明神」或は「赤城大明神」と記したものは、右のうち僅かに三通にすぎず、そのうち天正十七年の常陸介の文書には疑問があり、菅原左衛門佐為繁（すげのさむらい）は「三夜沢」、「奈良原紀伊守」等の表示もなく、ただ、神主とあって、恐らく二宮、東宮或は西宮等の区別もなく、赤城大明神に報謝したことと見られる。残りは明治元年の社寺役所の朱印状上納の受領証で、それには「赤城大明神、社領」と記してある。他はほとんど「三夜沢」を冠している。

ことに、永禄九年十一月十五日付の北条丹後守高広の寄進状には、「赤城山三夜沢大明神為御本社之上、依在立願之旨」として、どうも無条件に三夜沢を赤城神の本社と認めたわけではなさそうである。しかし、他に東宮に匹敵する

勢力ある神社がないままに、遂に赤城大明神の社として確立していき、明治に至ってゆるぎないものとして安定したようである。

その頃の二之宮町の赤城神社はどういう状態であったかを加えて置こう。『年代記』の天正四年の条に、「八月八日二宮明神社南方氏政勢打破ルナリ、神主ハ無カト云ニ、大軍ニテ恐シマ^(シ)不出持、無宮ナラハ可打破ト云シ」とある。小田原の北条氏政が征めてきて、八月八日に、二宮の赤城神社を打破った。その折、神主は居らないのかと云ったが、大軍を恐れたのか出て来なかつたので、神主が居らなければ打破るべしと云ったという意味である。二宮赤城神社は存在していたが、この時に破却されたものであろうか。神主は居ったが逃げ隠れたものであろう。伊勢崎の赤城神社所蔵古文書に、榎木の赤城神社が荒廢の極に達していたので、領主稲垣氏が三夜沢の奈良原神主に依頼して、神主井下設岐を迎えて復興せしめたとある。二之宮町の赤城神社もこのような状態にあつたものであろう。

ここで参考として神職家の興亡について一言触れて置きたい。神職家も長い年月の間には興亡があり、交替がある。ことに平和な時代ならば可成り永続の事実が認められるが、戦乱続きの中世にあつては、実際に永続した家は少なかつたのであろう。

(1) 上野国一宮であつた抜鉾神社では、戦国時代には一宮新太郎が神主であつた。一宮新太郎は武將となり、武田信玄に従つて諸所に転戦し、遂に戦死した。その留守を貫前神社の神主尾崎大学が抜鉾、貫前兩社の維持を續けていた。やがて、平和の時が来て、一宮新太郎の系統と稱する小幡氏^(小幡氏)出の氏繁(幼名竹千代と推定)が後継者として出現し、尾崎大学に祭祀の神祕の法の返還をせまり、小幡氏が徳川家康に重用せられた威を借り、大宮司を稱するにいたつた。爾來、江戸時代を通じて、大宮司小幡家と神主尾崎家との勢力争いは絶えなかつたのである。

(2) 二之宮町の赤城神社の神主六弥太家については、『年代記』の慶長十六年の条に、「二宮六弥太左衛門尉重次吉田

初許状「下ル」とあつて、六弥太氏が初めて神職になつたように受けとれる。同書の寛政八年（一七九六）の条に、「今年二月、二宮神主六弥太氏勲許任讃岐守叙従五位下、大宮司号願、此家住古ハ永井姓ト云、六弥太ヲ名乗リ近代迄平姓ヲ用シテ、此時改、源忠直ト云、武藏岡部忠証末係ト吉田エ披露ス、依テ源姓ニ改ム、岡部ハ橋氏也、永井ハ大江ノ姓也、源姓ハ非ナランカ」と批判している。要するに、一宮の小幡家と同様に、武士崩れが神職となり、時の権力に取り入つて、成功するという形である。

因みに、神主というのは専ら神に仕えるものを謂い、大宮司はそれに経済上の管理をも併せて執行しているものといふことである。

二之宮町の赤城神社の神職としては、六弥太氏の外に、田所氏があげられる。「年代記」の慶安二年（一六四九）の条には、「桐生小島大和、二宮田所石見神子官出入」とあつて、この両者が争論をしていたことがわかるので、でに、古くから二之宮の赤城神社の神主をしていたことが知られる。その苗字の「田所」は耕田地帯をさすもので、或は神社領内の田所から出たものではなからうか。粕川村大字月田の「月田」は、斎田（いつきた）からの転訛であらうといわれている。山所（やまどころ）に対する田所（たどころ）であつて、二之宮町付近の地形から出たものであらう。また、田所神主宅地の西に続いて観音堂があり、赤城大沼神の本地堂と見られ、『神道集』に説くように、この大沼神が赤城御前であつて、赤城神の本体と考えているところからすれば、田所神主家はその神主として、六弥太神主家より古くからの家柄であつたのではなからうか。

(3) 西宮の増田神主の苗字「増田」は二之宮町の西南荒砥川の対岸にある前橋市上増田、下増田両町名に起因したものではなからうか。西宮の社家板橋讃岐の「板橋」は勢多郡新里村大字板橋の地と関係する伝承がある。これらの地名をとつて苗字としたのは、大胡、大屋、大室、二宮、膳のように中世に固定したものが多くいふようであり、附近の地

名との類似から見て、この地域で成立したものと考えられよう。また、増田家においては、『年代記』大永元年（一五二一）の条に、「今年十月三日神主左京亮仲致卒、武藏国岩付住士長井田彈正ノ三男ナリ、幼名与市」とあるように、長井田彈正の三男を養子としている。武士から神主に転じたものである。

このように神主家にも興亡盛衰がある。一系統で悠久の過去から永遠の未来まで続くということは夢であり、理想である。そこに系図ができ、祖先名が生れる。『年代記』の表紙の裏に記されている「奈良別命後裔多氣磨倍彦ヲ為斎主、祈年會ヲ行、多氣磨奈良ノ祖、倍彦ハ真隔田祖也」ということが起ってくる。江戸時代の中頃から起ってきた夢である。奈良原家は『年代記』寛文八年（一六六八）の条によると、「三月奈良原家神主号初ナリ、是吉田表祠官也」とあって、ここではじめて神主号を正式に許されている。また、同書の延享二年（一七四五）には、「二月朔日、勅許在テ成縁（増田神主）任佐渡守叙正六位下、是時上毛野国社家受領昇進始也」と誇らしげに記している。受領というのは国司に任命されることで、ここでは正式の手統を経て佐渡守に任命されたことであり、但し、当時の国司名は名替の称号とされている。したがって、従来の奈良原家の紀伊守或は出雲守、増田家の加賀守の称は、自称或は吉田神祇管領の承認によって用いられていたもので、受領の手統きがとられていなかったものと言えよう。

このように奈良原家と増田家と比較するに、増田家は古くからの神主家であり、正統を以て任じていたようであり、奈良原家は新興の家として、武將達に認められ、勢力を張ったものようである。『年代記』寛文十一年（一六七二）の条に、「二月竜赤寺東叡山直末に成ナリ」とあり、竜赤寺は東宮の神宮寺であり、これが東叡山寛永寺の直末になったことは、東宮が江戸幕府との関係をつけたことになる。右の文章につづけて、「今年神光寺離檀致、一代限ニテ竜赤寺エ付、硯石上ノ山ヲ竜赤寺エ寄進スル」とあり、西宮の増田神主が神光寺の檀家であったのをやめて、一代限りで竜赤寺の檀家となり、そのために硯石の上の山を竜赤寺に寄進したのである。西宮の筆頭神主が西宮



大正十一年庚子八月朔
尾園 道徳 監製

山道

赤城神社社家配置図

の神宮寺である神光寺から庵赤寺へ移ったということは、やはり幕府への接近を意図したものではなからうか。

東宮は三夜沢の地においては最初から西宮より優位にあった。それが奈良原紀伊守の活躍によって、その地歩をかため、着々と東宮を發展せしめ、「赤城山三夜沢大明神」を「赤城大明神」に固定せしめて行ったのである。慶安二年（一六四九）正月十九日付で次の文書が出ている。

覚

上州勢多郡三夜沢村明神面

高五拾石従前々社納仕米候并社内

竹木等至迄我等拝領之地高之外ニ談問

弥以無相違可致社納候於 神前

抽積誠祈禱可仕者也

前橋侍従源朝臣

(三)

慶安式_巳歳正月十九日酒井河内守忠清（花押）

三夜沢

神 主

（包紙 宛名）

三夜沢神主

宮内右衛門

この文書の宛名宮内右衛門は奈良原家広であろう。年代記の寛永六年（一六二九）の条に、「閏二月宮内尉家広上京、

明神ノ官仕ト云、吉田二代ノ判取、社人共ニ烏帽子ヲ免ス、紀伊守駒犬ヲ造立ス」とある。また、高五拾石というのは御朱印の額面と同じである。「年代記」には、慶安二年の条に、「八月廿四日御朱印始」とある。この御朱印状は「赤城大明神社額」としてきたものと見られる。明治元年の御朱印地上納の請取には

寛

一 高五拾石 赤城大明神社額

但 御朱印拾通

右 御朱印疊請取候以上

明治元 戊辰年十月 社寺役所 御

奈良原出雲

とある。すなわち、奈良原神主名宛ですべて行なわれている。

右の御朱印高五拾石に対し、西宮の神主は当然赤城大明神宛として東西両宮への分け前を要求したことであろう。年代記の寛文七年の条には、「八月廿七日、東ヨリ分米証文取」とあり、恐らく、分配の高を定めたことであろう。但し、御朱印高五拾石とは土地の広さを併せて意味しているのであるが、分米証文とははたして土地をわけたことであらうか。現物支給ではなからうか、土地は奈良原家で東宮への寄進としておさえたものではなからうか。奈良原家の活躍によって得たものとして、奈良原家では当然主張したことであろう。

結局、奈良原家は神主の職と経済的管理の職とを兼ね持った大宮司的な権力を以て三夜沢の支配に任じたものである。これに対して、増田家は神主職を堅持して譲らなかつたようで、それには伊勢崎の赤城神社を除く勢多郡東半、佐位郡、新田郡の大部分の赤城神社はいずれも西宮系統に属し、二宮赤城神社もその支配下であり、隠然たる勢力を

もっており、その信仰心に支えられ、且つはじめは正統の赤城大明神の祭祀者として、奈良原家に対抗していたようであるが、次第に権力に圧倒されていった。その一例として、『年代記』の正徳四年（一七一四）の条に、「九月十七日、兩宮出入始ル」とあり、元文五年（一七四〇）の条に、「七月朔日、前橋寺社方内意ニテ二宮兩神（主）參、兩社中正徳来ノ不和和談」とある。その折の正徳四年の東宮方の訴訟状写と、元文五年の東西兩宮の和談証文写とが奈良原家所藏文書のうちにあつたので次にあげて置こう、東西兩宮が赤城大明神であることを主張し合っている様子が如実にわかるのである。それに対して、結局は二之宮町の赤城神社の神主、六弥太、田所であらうが、その立会で和談している。この二之宮町の赤城神社が最も正統な赤城大明神と現在考えているのであるが、最も新らしい成立の三夜沢の東宮が本宮であることを主張し、二之宮系統から古く分派したと思われる西宮がそれに対抗し、本宮であるべき二之宮が和談の立会をしているという皮肉な情景が眼に見えるようである。

(1) 正徳四年東宮方訴訟状

乍恐以書付御訴訟申上候

上野國勢多郡三夜沢村、赤城大明神社領、同村五拾石之御
朱印頂戴仕、即社納奉仕置候、伏之、御長久之御祈禱仕、御
被并ニ青隔奉（新）獻上、御礼相勸米候

赤城大明神

神主

御訴訟人

奈良原宮内

板井因幡

同土佐

齋藤龜之助

板橋齋宮

常木左門

小野駿河

高山主税

木嶋勸負

常味新五衛門

常味八右衛門

板井伊与

小川伊豆

常木三大夫

神子大応

同国同郡同村

赤城山西宮之

神主

相手 増田加賀
杉下左近

一 当午ノ正月六日御年礼ニ罷出候節、前橋御役人様ヲ拙者共ニ被仰候者、御領分之儀ニ御座候間、赤城大明神之社之大サ等承届置度候間、重而社之大サ、御朱印何程と書付指出候様ニ被仰渡候御事

一同村ニ赤城山西宮と申社御座候、此神主増田加賀、杉下左近兩人方江も社之大サ書付被仰付候、然間、当二月十二日ニ拙者共西宮之加賀左近一同ニ、前橋御役人様江罷出候其節、拙者共書付申候者、御朱印社領高五拾石赤城大明神本宮并ニ拝殿、前殿、鳥井(唐)、想(延)門と書付申候御事

一 右之加賀左近書付申候者、赤城大明神本宮、拝殿、前殿、鳥井、想門と書付申候ニ付、加賀左近方江拙者共申候者、其方之書付ニ赤城大明神本宮と致候儀、殊ニ想門之儀書のせ候事、我候之仕形候、如有来、赤城山西宮と書付、殊ニ想門之儀其方之書付に可入事ニ無之候間、相除候様ニと申候、加賀左近申候者、我等存寄之通なれてハ書上ケ申事不罷成候と我候申候ニ付、其節前橋御役所様江拙者共申上候者、加賀左近西宮之書付、右之通之我候成書付ニ而者、為指上ケ申事雖罷成奉存候と申上候、御役人様被仰候者、其通

六ヶ敷申而者、書付不碍存候間、罷歸リ相談致候様ニと御意被遊候、拙者共申上候者、加様ニ意地たち申候而者、相談仕候間も巧明中間敷候と申上候而、罷歸候、其以後、右宮之書付御役人様江御人用無之由被仰付、双方書付指上ケ不申候、右赤城大明神本宮一社ニ御座候、殊ニ想門之儀本宮之大門ニ建置候処ニ、此度西宮之書付ニも書人候而我候仕候、赤城大明神社領五拾石之内ニおりながら、对本宮ニ加様成我候申掛タ、何共迷惑仕候、右之加賀左近被為召出、我候不仕候様ニ、御慈悲ニ被為仰付被下置候ハ、難有奉存候、御尋之上委細口上ニ可申上候、以上

正徳四年ノ年

寺社

御奉行所

(2) 元文五年東西両宮和談証文

一 札之事

一 当村東西不和ニ御座候所、今度就御上意、二ノ宮兩神主方立合、諸事古例之通、双方和談仕候、

一 当社神事祭礼、従先規、無相構、致来候通、互ニ違乱仕間敷候事

一、惣門、道、橋普請等先規之通双方神主立合、普請入目等可仕候事

一年始礼、兩神主二日従先規相勸来候、午去宮内方江先達而加賀對馬年礼仕候、其後西神主江年礼致来候、右之外無甲乙

諸事同様ニ仕来候事

赤城大明神東宮神主

一兩社之社家、百姓從古米元日ニ兩神主江年始礼致来候、勿

同 西神主 加 賀 内

論東社家西神主江元日年礼吉例之通可致、西社人も東神主

江元日年礼可致候、神主返礼者、宮内候三日ニ村方江返礼

元文五申年七月 同 同 對 馬

勅申候、西神主二日ニ村方返礼相勅米候事

松岡重左衛門様
山家孫四郎様

右之通、從先規仕来候通、和段仕候、乍此處亂無之可仕候、

右之通、証文卷上、壬七月朔日、双方先規通和談相濟候

右依御尋差上申候ヶ条書、少茂相違無御座候、為後日仍面知

但シ、本書者、二ノ宮江被下候也

勢多郡三夜沢村

二 『年代記』 ひろい読み

今まで度々引用してきた『年代記』は、その記述が天保三年（一八三三）から明治五年（一八七二）の終までには内容が豊富であり、神職の日記として見られる。これに次いではそれより前の部分で、天明三年（一七八三）頃からであり、それ以前水禄元年（一五五八）頃までは簡単に、更にそれをさかのぼっては全く赤城神社自身のことについては諸銘文などからの写をのせたにすぎない。水禄頃からの記事にしても、奈良原家に現存している古文書と引きあわせてみても、多少のくいちがひがある。後から書きいれた記事もあるし、既橋であるべき頃なのに前橋と書いてあって、後から記したものと直に知られるものもある。しかし、元和元年（一六一五）頃よりは大体妥当な記事であり、歴史の資料として、ことにこのような記録が稀なこの地方の資料としては重要なものである。

天明年間頃からは記事も豊富であり、実際に神職の見聞の記録であるので、事件の発展をたどることもできる。また、社会相についてもかなり、詳細に記してあるので、民衆の生活にちかに触れることのできるようなことも多い。

しかし、詳細であるといつても、重要な問題について極めて簡単に記しているのもあり、別記ありとして他に譲っているものもある。重要な問題については、関係書類が多かったこともあろうし、一兩年では解決しなかつたものもあるもので、略記せざるを得なかつたものもあろう。幸いに古文書のうちに採り得たものもあるので、重要と思われるものをかれこれとりあげて説明を加えて置こう。「年代記」は全文本書に採り入れてあるので、次の問題のほかは直接その方から読みとっていただきたい。

1 松並木の寄進

『年代記』慶長十七年の条に、「二月廿日ヨリ大門松並木植、大前田村川東彦兵衛寄進、松苗木新田金山ヨリ取、板橋村道守ノ森同、同人寄進ナリ、此時板橋森ニ団子売老女居ト云、今団子宮ト云」とある。文中の「此時」以下は後世の追記と考えられ、「今」というのは恐らく天保三年九月再記の時であらう。慶長十七年に大門の松並木を大前田村川東の彦兵衛が寄進し



松 並 木



同 上

たことを記している。

三夜沢の赤城神社の大胡町から鼻毛石を経て登る参道には、柏倉の西房（西房）の北で、二宮赤城神社の神幸式の際の御腰（御腰）掛と称する休憩場から龜門までの間に、県内のみならず他県でも珍らしい松並木が現存している。もとは苗ヶ島及び市之関からの参道にもあり、これらが一の島居で合していたそうであるが、現在は苗ヶ島からの参道では僅かにその面影を残すにすぎず、市之関方面のは全く消滅してしまつた。中央の参道のみが現在約三軒の間に大小取りまぜての松並木が存在しているのである。これは三夜沢の赤城神社が管理し、補植して現在に至つたのであり、近年は更につちを植え、松並木の維持保全がはかられている。

『年代記』にいう「大門松並木」とは右の松並木を指すのであろう。「大門」というのは勿論文字通り入口の大門なのであるが、転じて参道を意味し、文字の意味からは離れて「だいもん」と称している。三夜沢においては惣門を塀とした境外の参道を指すのであろう。この松並木を慶長十七年二月廿日に植えたのである。然もその松の苗木を新田の金山から取り寄せたというのである。新田の金山とは太田市の金山であり、天正十八年まで由良氏の城郭となつていた山であり、江戸時代には「ほかに木はない、まつばかり」と唱われた地で、現在でも松の名勝となつている。この点にも、赤城山と新田郡の地との関係を察知することができよう。

2 赤城明神神位勅許の問題

『年代記』明和二年（一七六五）の条に、「大神宮今年御神位勅許、日光万部供養法行ニテ鷹司殿杯ト同道、中山道下リ、手前安房兩人、別記在」とある。赤城明神に対し神位昇叙の勅許があり、「手前」というのは増田加賀守で、恐らく神主成宥であらうし、「安房」は杉下安房守である。別に杉下家所蔵文書の吉田家家老の鈴鹿筑前守、同下野守、同丹波守差出の杉下対馬宛書状に「増田加賀守、杉下安房守上京に付」とあり、なお、その書状には「去月廿日

首尾能正一位宣下神位記口宣案等頂戴」とある。この神位昇叙は重大事件であり、非常な騒ぎであったのであろうが、この問題については、『年代記』は多くを語っていない。尤も「別記在」りとして、ここには略している。

ところが三夜沢の赤城神社には、神位昇叙の直接資料として、宝暦十二年（一七六二）の位記及附風品、明和二年の位記及附風品との二組が現存しており、宝暦十二年のは東宮に對してであり、これは同赤城神社の宝物に登録されており、明和二年のは西宮のものでありそれは登録されていない。兩者とも位記、宣旨、宗源祝詞、宗源宣詞、筥等が揃って遺っているのである。『年代記』にはこの宝暦十二年の件については一言も触れていない。これに對して、同記安政二年（一八五五）及び三年の二宮赤城神社昇位の条には、「九月十九日二宮大宮司六谷田神主、田所長門上京出立、正一位太神宮神位願ノ為也、添状ヲ致」（以上安政二年）、「二月六日二宮御神位下向、当社西東ヨリ十人余出迎、芝宿ニ迎人五六百人」とあり、他に比してかなり詳細な記事をとどめている。東西兩宮の神位昇叙については、兩宮神主間に相当複雑な事情があったように見える。

この宝暦十二年の東宮、明和二年の西宮の神位昇叙は、『年代記』明和二年の条に「御神位勅許」とあるように、位記、宣旨が存在していて、明らかに朝廷から下賜されたものであり、律令制による「勅許」という神祇官の所務によつたものである。しかし、この時代には宗源宣旨と宗源祝詞が加わっている。この二種は神祇道管領と稱する吉田家の下したもので、吉田家は神祇伯白川家を圧して、神道の總支配を以て任じていて、神職はすべてこの吉田家の承認を得なければ存在していけなかつたのである。したがって、勅許を得るためには吉田家の推選を必要とした。位記、宣旨もその宗源宣旨が加わることによつて効果あらしめているのである。

この神位昇叙というのは、この場合では「正一位」に叙されるという意味をもっている。宝暦十二年に東宮が、次いで明和二年に西宮が相次いで正一位に叙されたのである。前掲正徳四年（一七一四）の東宮方差出の訴訟状にある

通り、すでに東宮は赤城大明神と称しており、訴訟の相手方である西宮は「赤城山西宮」とし、訴状の文章中にも「同村ニ赤城山西宮と申社御座候」として、西宮を赤城大明神以外の社としている。元文五年（一七四〇）には和談が成立したが、その結果は東宮の方が多少優位である。東宮は赤城大明神の古来からの称号を一手で占めたのである。それには西宮神主の抵抗があり独占するわけにはいかない。機会あるごとに手をつくすのであるが、その都度西宮は野望から切抜けようとしている。「御神位勅許」もその対抗のあらわれであろう。

一体、赤城神が江戸時代の中頃になって「正一位」に昇叙されるという騒ぎを起しているのはおかしなことなのである。尤も、六国史によると赤城神の神位は従四位上で終っており、その昇叙も元慶四年（八八〇）のことで、赤城神を赤城沼神としている。したがって、三夜沢の東西両宮の神職が六国史のみによってみていたならば、赤城神は従四位上であると考えたものであろう。しかし、『九條家本延喜式異文書（上野国交替実録帳）』によれば、「正一位赤城明神社」と記してあり、赤城神のみならず、伊香保神、美和神、委文神（しよ）がいずれも正一位と記されている。すでに、国司の手になった『上野国交替実録帳』に、「正一位と記してあるので、この正一位は正規の手続きを経て昇叙せられたものと見ねばなるまい。この記録は長元元年（一〇二八）のものと同定されている。この事実は三夜沢の東西両宮には伝えられていなかったものであろう。

右の事実が東宮には勿論のこと、西宮にも伝えられていなかったということは、若し律令政治下において正一位になつていたら当然伝えられていたことであろうから、東西両宮ともに神位には関係ない社であったと言えよう。つまり、西宮は元三夜沢から移った山の社であり、東宮は鎌倉時代末頃から三夜沢にはじめてできた社であるということになり、平安時代に神位を授けられ、次いで上野国二宮となった社はこの東西の宮以外のものであろうということになる。一宮乃至六宮又は九宮などの番号で呼ばれた社号は、そのはじめははっきりしないが、十一世紀頃から一

敷化されてきたもので、十二世紀には成立していたようである。その名が地名に定着するのは、鎌倉時代を通じてその社が存在し、その社の所在地をも併せて称したことからである。

「二宮」という地名は上野国二宮が鎮座していたからであり、上野国一宮の鎮座地は「一宮」という地名になっている。全国にその例が多い。また、寺院名にも多く見られ、群馬県下でも鬼石町大字浄法寺は平安時代初期に天台宗の最澄と関係深い浄法寺の所在地、尾島町字安養寺は平安時代末期に新田氏の氏寺として建てられたと推定される安養寺の所在地で、安養寺はすでに足利尊氏の宛行状に「安養寺村」と記されている。したがって鎌倉時代に上野国二宮であった赤城神社は前橋市二之宮町に鎮座していたのであり、神位に關係ある社はこの二之宮町鎮座の赤城神社に外ならない。本宮と稱し得るのも、本社と稱し得るのも、この二之宮町鎮座の赤城神社である。

二之宮町の赤城神社は、「年代記」にもある通り、「二宮明神社（後北条氏）南方氏政勢打破ルナリ、神主ハ無カト云ニ、大軍ニテ恐シマ不出持、無宮ナラバ可打破ト云シ」とあるように、神主は居ったのであろうが、恐らく逃げ出しており、荒廢していたものであろう。後に六弥太氏が神主として復興したが、昔日の面影はなく、西宮神主によってようやく安政二年（一八五五）に神位昇叙があつたような訳で、遂に「二宮」というのは三夜沢の赤城神社が本宮でその二宮であると言われるようになったのである。

『年代記』万治元年（一六五八）の条に、「同年吉川惟足上京、吉田殿御目見始、御相伝アリ」と、特記している。同三年の条にも、「今年七月惟足再上京、神道皆御伝受也」とある。復古神道の創立を記しているのである。次いで貞享三年（一六八六）には、「当社仏像ヲ掘埋、京都ヨリ千葉老岐守ト云人当国一宮エ来リ、今年此山エ移、神祇道行事此時ヨリ始ル」とあつて、排仏毀釈の動きがはじまったようである。このような機運は東宮神主に更に復古の期待、換言すれば式内の赤城神社の復活として東宮の位置を確立せしめる傾向をとらしたものであろう。それが宝曆

十二年（一七六二）の東宮の神位勅許であり、それについて西宮神主による明和二年（一七六五）西宮の神位勅許にいたつたのである。對抗意識のあらわれと見られよう。

3 大洞の赤城神社との関係

『年代記』の寛政十二年（一七九九）の条に、「今年三月、大洞千手観音前橋ニテ開帳、四月八日ヨリ廿二日迄大洞島ノ弁天モ開帳、北ヨリ浮橋ヲ造リ参詣始ル、室沢、関、大久保、女瀨辺者登山シ、橋ヲ止ム、四月十六日朝止ル」とある。この記事だけでは、大洞の開帳に参詣者が群集したことを知るのであるが、実はこの開帳に関係して、神祇伯白川家から奉納の「上野国惣社大洞赤城神社」という額と、その添書二通のうちに記された「本宮」ということについて、三夜沢の赤城神社神職一同と大洞赤城神社の別当寿延寺との間に訴訟が起されていた。

事の起りは、大洞赤城神社の別当寿延寺が神祇管領吉田家の江戸の役所に対し、「正一位赤城太神宮」の額を願ひ出したことからである。吉田家の江戸表役所から支障があるかどうかを三夜沢の赤城神社に問ひ合せがあり、三夜沢では高山大隅がその返答に江戸へ行った。その時の所謂出府許可額の控えと下書きとが残っている。控えのみを次にあげてみよう。

以書付奉願上候

可奉存候以上

一今度大洞別当寿延寺、江戸表吉田

赤城山三夜沢村

役所江、掛僧別当之赤城大明神之江

年 寄

正一位赤城太神宮額字御願申上ニ付、就

寛政十戌年十二月

右故障之筋合茂右之哉否哉趣相札

常木 筑前

近々申出候様ニと御座候ニ付、高山大隅右之返答旁出府仕

斎藤若狭

度御願申上候

寺社

御役所

右願之通り被仰付被下置申ハハ難有

板井土佐

宛先は前橋藩の寺社役所である。前橋藩主は寛延元年（一七四八）五月廿八日に移ってきた松平氏で、その寺社役所である。この差出人の三夜沢村年寄というのは注意してみると五人共に東宮の社家である。この文面は大洞赤城神社の別当寿延寺が江戸の吉田家の役所へ、「正一位赤城太神宮」という額字を使用することの許可を求めてきたので、吉田家役所では三夜沢の赤城神社へ、そのような額を許可しても、三夜沢の方では差支えないかどうかを問い合せたのに対し、三夜沢でその返答を吉田家役所にするために、高山大隅の出府を許可して欲しいと、藩の寺社役所に申出たものである。

三夜沢では大いに差支えあるということ、高山大隅から吉田家江戸役所へ報告したので、江戸役所から寿延寺に対し、「難相成」ということであった。ところが寛政十一年（一七九九）十二月に、突然、白川家から「上野国惣社大洞赤城神社」という額面が奉納され、その添書二通のうちには、「本社」とか、「本宮」とかいう文言を使用して、大洞赤城神社を指しており、且つ、この文言のある添書を印刷して、村々へ配布したという、三夜沢にとっては重大事件が起つたのである。

そこで三夜沢では寛政十二年（一八〇〇）二月廿二日に、社中惣代として井下越前と杉下伊勢を寿延寺に派遣してこの始末を尋ねさせた。寿延寺では額面とか添書中使用の文言とかについては、「於拙僧ニ不存知儀、白川家役人中江懸合、何れ共存寄次第可致という返事である。しかし、同年の三月十五日から廿八日まで寿延寺で、四月一日から十五日まで大洞で開帳をすることになっており、その準備がすすめられていたのである。三夜沢では寿延寺の返事によって三月に入って藩の寺社役所へ訴訟を起したのであるが、三月十五日に訴訟内容の詳細を寺社役所へ提出したのである。その内容ははっきりしないが、額面の開帳の中止をあげていたものであろう。

そこで仲人が入ってきた。藩の寺社役所も扱い方に困ったのであろう。方や白川家のことであり、方や吉田家を控

えた三夜沢神主のことであり、うっかりした判断は許されない。仲人は小暮村（勢多郡富士見村大字小暮）の須田亦久という隠居である。三月十五日夜に三夜沢社中惣代の宿舎に訪ねてきて、役人の意向を伝えた。その意向は顔面の件については三夜沢社中の言うところもともである。しかし、開帳中止の件は町内及び商人に難儀を与えることになるということで、明日九ツ時まで待って欲しいということになった。翌日は亦久が案内で、本町の勝山嘉平、十八郷名主源七、連雀町の高山宇吉がきて、昨日寿延寺が社役所へ呼出され吟味の結果、寿延寺から印刷配布された書面は、領内は急触で役所へ集め、他領は寿延寺で集めて役所へ納める。顔面開帳せず封する。所謂開帳だけは差支えない。ということで一応話がつき、三月十七日に惣代たちは帰山した。その後、仲人達の交渉で大洞の開帳も終わったのであるが、四月十八、十九日と続いた十八郷名主源七の処置にあきたらず、三夜沢では吉田家江戸役所の「其地之内済無用之由」、「額者白川家へ返納」という意見を取り、訴訟をつづけて強力に主張した。この時の訴状には「赤城太神宮二宮神主増田下野守、同杉下山城、大社司板橋讚岐、赤城太神宮年寄大社司高山大隅、同常木筑前、斎藤若狭、桜井土佐、桜井因幡、神主後見奈良原采女」とある。西宮だけは「赤城太神宮西宮神主」と記し、東宮は「赤城太神宮」のみで東宮とは書いていないが、両宮合同で行なっている。

この問題は享和二年（一八〇二）になって、白川家江戸役所を相手とって、幕府の寺社奉行へ訴えたのであるが、国許の領主の役所で調べべきものとして下げ渡された。その訴状は事件の経緯を詳細にかかげ、愈々以て東宮が赤城明神の正統な社であることを宣言しているもので、かなり読みにくいものであるが全文を掲げて置く。ここで注意されるのは、「上州勢多郡赤城山三夜沢村、式内大社赤城神社本宮、御朱印地、正一位赤城太神宮」という前書で、「神主増田下野守、同杉下山城、大社司板橋讚岐」からはじめて、大禰宜高橋和泉以下十八名、最後に「神主 奈良原出雲」でとめてあり、東西両宮をわけていない。

第二章 赤城神社をめぐる村

(端裏書)

寿延寺大塔額面江戸へ上候訴

(端書)

此訴状、享和二戌年六月廿一日、松平大和守様御留守居片平右仲殿御案内ニ而、寺社御奉行所脇坂淡路守様江差上候所、御吟味之上、国許領主役所へ致帰因別当寿延寺相手取再調願可仕由、御意被遊、御下ヶ被下置候也、後代ニ相出候而も、此之趣を以、若も之時者、御領主へ可相願事也

乍恐以書付御訴訟奉申上候

松平大和守領分

上州勢多郡赤城山三夜沢村

式内大社赤城神社本宮

御朱印地 正一位赤城太神宮

神主 増田下野守

杉下 山城

太社司 板橋 讚岐

大祓宣 高橋 和泉

杉下 伊勢

杉下 但馬

深沢 美作

杉下 右近

山川 美濃

二六四

桜井 河内

常木 豊前

常味 佐渡

井下 越前

木嶋 筑後

高山 大隅

小野 駿河

常木 筑前

板橋 上総

斎藤 若狭

板井 土佐

板井 因幡

神主 奈良原出雲

右式拾貳人惣代

訴訟人 板橋 讚岐

板橋 上総

新規惣社号之

額面奉納候出入

白川家江戸出役

相手 村本 石見

右訴訟人板橋讚岐板橋上総奉申上候、当社之義ハ人王十八

代 履仲天皇之御宇御鎮座ニ而、今之宮地より東ニ太敷立、

人王五十代 桓武天皇之御宇延暦年中今之宮地江辻座ニ而、

旧地を元三夜沢と号候、今之宮地江汪幸之時、石井村白河原之塚土ヲ以土器を作り、神膳を候し、朝夕之神候ニ造酒献備し、其糟を流納、此川を糟川と号、神候献備之土器を埋候処を横石と申、今ニ土器其外神器飾物残り御坐候、尤当社者延喜式神名帳ニ載ル所上野国十二社之内大社ニ而、往古宮地山林神領守護不入ニ付、中古小田原管領、大胡城主、越後輝虎、新田金山御城主御黒印ニも守護不入乱妨狼藉停止之制礼其外願書等今ニ所持仕、右御黒印ニ茂本宮本社と被載之、当社赤城之為本社事顯然之旨、慶安二年酒井河内守様被達上聞ニ、社頭五十石、御朱印被成下、御代々御書替頂戴仕、御武運長久国家安平之御祈禱無怠勤行仕候、其後宝曆十

三年より明和二年神位願之節、延喜式内上野国十二社之内名神為大社事御札之上蒙、勅許、且又承応年中吉田御本所より上野国諸社家社法之下知書当社江被下所持仕、延喜式内名神大社赤城為本社事聊無御座候、然ル処去ル寛政十一年十二月(ウ)中、同州同郡大塔赤城江白川家より上野国惣社大洞赤城神社(ウ)と額面奉納、并添書式通之内本宮と新規之称号、其外村々江も右本社心得違無之別当宜敷守護を加へ本宮繁昌可致様、不謂勝手之文言へ相認め致板行、村々致配達、新規非例之金、幾々大洞赤城明神を赤城神社之本社(ウ)と為致信仰、当社氏子付々迄可致取巧、殊ニ寛文五年被、仰出候神社、御条目、并天明二年御旗之御趣意ハ、諸國為神職緊急度相守り、天下国家之御神事無怠慢相致、職分違乱無御座、誠ニ嚴重御静謐之

御代長久難有奉仰候、然ル処右、御条目御旗流杯(ウ)と申候、種々致配達候職分之取柄恐多御義ニ付、去々申年二月廿二日、社中為惣代と、井下越前、杉下伊勢大洞赤城明神別当寿延寺江罷越、始末相尋候所、同寺挨拶仕候者、權儀義去々午年江戸表吉田殿役所江額字願出候所、役人中被申候者、今度之願筋ニ付、三夜沢村赤城太神宮神職中江相礼候所、差障有之候間、難相成由被中間、其通ニ而承り置く、帰國(ウ)候所、此度不依存、白川殿御立願ニ而、書面式通相添、此弁貴村々氏子江致配達候様被中間、額面御奉納之事ニ有之候、尤掛合之義ハ於掛合ニ不存知儀、白川家役人中江懸合、何通共存寄次第可致旨挨拶ニ付、井下越前杉下伊勢社中惣代として、江戸表吉田御本所御役所江罷出、番間中談、去々申年五月五日、江戸白川家御役所江罷出申入候ハ、上野国惣社大洞赤城神社(ウ)と額面、并添書式通之内本宮と相記シ、尤御神系岡本等御札有之候義、上野国大洞赤城神社と御記有之由ニ付、額面奉納之旨、寿延寺致板行、諸所江引札候、弥前段之通り御奉納ニ有之候哉、相伺候旨申入候所、白川家役人田中豊後中間候ハ、額面奉納ニハ相違無之、尤奉納以前寿延寺罷成、上野国惣社大洞赤城神社或者本宮才之趣者中立候、上野国惣社本宮之誤ハ当家ニ而可相知様無之、本社惣社之義ハ寿延寺任中立ニ、相調候、式通之書面も相添候得共、上野国本宮赤城神社或ハ御神系岡本等御札之所、上野国大洞赤城神社と御記シ有之候義、板行面ニ有之候得共、各承知之通

り何連之神系図ニ右様可有之哉、当家ニ而不存知事ニ候旨、田中豊按挨拶ニ御座候、然者寿延寺挨拶之趣願届いたし、全ク巧を以白川家江相願候ニ相違無之、既ニ前書寿延寺申口ニも有之候通り、去ル寛政十年、吉田御本所江戸役所江茂右同様之義願出候節、惣社号或ハ本宮等之義新規之義ニ付、被取用候ハ一國之乱雜出入之基ニ可相成哉ニ而、寿延寺願之趣、当社江御尋御座候上、差支有之ニ付、願意難相成旨、寿延寺江被申渡、御取用無之違白川家江立入、謀計を以額面奉納候積リニ差支、縦合添書式通有之候共、神祇道職分ニ無之宗外之書面被行いたし配達候段、重々難心得、況ヤ寛文五年被、仰出候神社、御条目ヲ茂、御触流杯、白川家添書ニ有之候共、寿延寺々右社申渡候書而諸所江可致配達請無之、当社ハ別面、御条目堅ク相守、代々吉田家江附風仕職分ニ付、取理ニ相成、第一上野惣社大洞赤城神社或ハ本宮、新規相金、板行面被致引札、其上右新規惣社号之額面相掛ク、諸方江為可相弘、同年三月十五日々廿八日迄、寿延寺ニ而開帳、四月朔日々十五日迄、大洞赤城明神ニ而開帳之由致立札、開帳中惣社之額面本宮等之板行物被相弘候而ハ、当社之責難、無是非御領主前御役所江出訴仕候、尤寿延寺持大洞赤城明神之義者、先年沼田深沢之産子、老君之者共、当社江山越之參詣難所を厭ひ、慶長元丙申年中山上ニ拜所を構、秀者相立、瀬武百年來之社ニ而、当社之末社たる事懸然ニ御座候也、右社新規相金候事者、早寛大塔赤城明神を当国赤城神社之惣社本社ト可

致巧ニ相違無御座、白川家ニ而も本末之本証願人も無之違路之所江、右社額面奉納添書等可被致哉、旁以難心得、当社之責難、數輩之神職必至、困窮仕候間、寿延寺被召出、前書之始末御孔明之上、新規偽謀之企御停止被下、先規之通り平和ニ相治り候様奉願候所、早速寿延寺被召出御吟味中、白川家役人森左京も、右奉納額面之義ニ付障り有之候間、内陣ニ納置候様ニ、寿延寺迄申來り候由ニ而、其通り對シ置候様被、仰付、引札板行面等ハ御領分急触を以御役所江御取揚ニ相成、御他領ハ夫々人夫相懸シ、寿延寺江取納御役所江差出候様被、仰付、未夕御吟味中ニハ候得共、寿延寺開帳之義者、先達而被、仰付有之候間、出入中ニ候得共、日限通り開帳ニ不差障様扱入立入、御吟味日延ニ相成、日限通り開帳相濟候也、其後寿延寺病氣ニ付御吟味無御座、去年秋中終ニ致死去候付、同年冬後住相居り候ニ付、一件早速落着可被仰付、存候内、又候当四月中、白川家江戸詰役人、先達而奉納之額面内陣納ニ相成候は、此度神前江相掛候様申候候ニ付相掛度旨、寿延寺々御役所江相届候由ニ而、当五月中、御領主御役所々被、仰渡候者、先達而白川家々大塔赤城江奉納額面、是迄内陣納ニ有之所、此度神前江相掛候様、寿延寺江申來候旨、同寺々届出候、然ル所右額面々事起り、訴状を以申出候趣、寿延寺存生之内及吟味ニ、不測法之儀者先住存命ニ候ハ、御政務筋之儀者、夫々、御致許可被仰付義ニ候所、病死ニ付無其儀、此度右額面々相掛候様別当所江申來り候上ハ、

此方ニおゐて可差踏訪ニ無之、扱又訴状之内本末之義相分リ候様いたし度旨申立候得共、是又神祇道ニ候間可被踏訪ニ無之ニ付、先達而差出候訴状御差戻候旨被 仰渡候ニ付、右奉納額面多事起り出訴仕候間、何分ニも御吟味被成下、新規惣社号相除、有来リ神社之額相掛候様被仰付度旨相願候所、神祇道筋ハ御取踏難成候間、其筋江可相願旨被仰渡候、依之無摺前書始末奉出訴候間、何卒白川家江戸役人村木石見被 召出、額面御吟味之上、新規惣社号相除キ候様被為 仰付被下置度、此一条而已幾重ニも奉願上候、白川家近年諸所神社江無謂惣社号額面奉納ニ付不穩候、既ニ同国邑丞郡舞木村長良明神江も惣社号額面奉納多事起り、郡中国中之騒働ニ野州佐野稲荷江も惣社号額面奉納多事起り、郡中国中之騒働ニ相成候段奉恐入候、大塔赤城明神江先達而奉納有之候惣社号額面、是迄内陣封置ニ相成候所、此度弥神前江相掛候様寿延寺江中越候段、奉驚入候、右新規惣社号額相掛候而者、当社寶敷数輩之神職相統難相成、難義至極仕候間、右額面惣社号相除、以来新規非例之企御差留、古来之通り相守り、平和ニ相治り候様被為 仰付被下置度、此段偏ニ奉願上候、猶又御尋之節乍恐口上ニ而可奉申上候以上

松平大和守領分

上州勢多郡赤城山三夜沢村

式内大社赤城神社本宮

御朱印地 正一位赤城太神宮

神主 増田下野守

第六節 三夜沢での赤城神社

享和二戌年六月 訴訟人

〃	杉下	大和
大社司	板橋	讚岐
大祓宜	高橋	和泉
〃	杉下	伊勢
〃	杉下	但馬
〃	深沢	美作
〃	杉下	右近
〃	小川	美濃
〃	板井	河内
〃	常木	豊前
〃	常見	佐渡
〃	井下	越前
〃	木嶋	筑後
〃	高山	大隅
〃	小野	駿河
〃	常木	筑前
〃	板橋	上総
〃	斎藤	若狭
〃	板井	土佐
〃	板井	因幡
神主	奈良原出雲	
右式拾貳人惣代		
	板橋讚岐(黒印)	
	板橋上総(黒印)	

更にこの問題は文化十三年（一八一六）まで尾を引いており、文化十三年三月にいたって済口証文を藩の寺社役所へ差出している。その条件は白川家よりの額は内陣へ納め置くこと、上野国惣鎮守惣社本宮本社神社等の文言の使用は寿延寺と神主社家とが合議してきめることということになった。これらのことは『年代記』にはほとんど触れていない。因みに大洞に関する年代記の記載事項を左に掲げて置く。この表によれば十七世紀代にて大洞では三回も火災があり、その翌年に復興している。『年代記』はこの火災を一々記録しているが、十八世紀においては開帳に際し、小島ヶ島へ橋をかけた事のみである。ただし、赤城山頂に祠を建てたことは右の文書のように慶長元年が最初ではなく、すでに『神道集』の文中にうかがえるのであって、ここに言う大洞赤城神社というのは、荒廃して復興せしめたものを指すのであろう。それも寛永十八年には残らず焼失しているのである。

年代記に記載の大洞関係事項

年 号	紀 年 月 日	記 載 事 項
応永 十三	一四〇六・七・一	大洞地藏岳地藏（造立） 当国佐貫庄可又太郎藤原沙弥道慶（寄進）
寛永 十八	一六四一	大洞山内不残炎焼也
〃 十九	一六四二	大洞宮塔建立
明暦 元	一六五五・三・廿八	大洞社堂火災
〃 二	一六五六	同年中大洞堂塔建立ナリ
寛文 十二	一六七二・三・十六	大洞宮火災
延宝 元	一六七三	大洞宮塔建立
（寛延 二	一七四九	今年正月十五日酒井家播州所替 同年五月廿八日松平喜八郎殿引移リ懸橋領主ナリ

安水 六 一七七七・四・八
 客政 十二 一八〇〇・三
 天保 十三 一八四二・四・一

大洞大沼ニ北ヨリ浮橋ヲ掛
 大洞千手観音前橋ニテ開帳、四月八日ヨリ廿二日迄、大沼島ノ弁天モ開帳、
 北ヨリ浮橋ヲ造リ参詣始ル、室沢関大久保女淵辺者登山シ橋ヲ止ム、四月十
 六日朝止ル
 四月一日ヨリ大洞開帳小島島橋ヲ掛ル

この問題は、大洞赤城神社及びその別当寿延寺対松平家の關係を示しているものではあるまいか。この地方に次のよ
 うな伝説がある。赤城神社（三夜沢）の神主は従五位下であつて、殿様と同格であつたので、松平家就封の際、伺候
 しなかつたため、領主は三夜沢の赤城神社を嫌い、大洞の赤城神社をもり立てて保護したといふのである。大洞赤城
 神社の旧社殿は頗る凝つた立派なもので、境内をめぐる玉垣は御影石で、鈍銅の三葉葵の紋所がついていたものであ
 る。右の伝説を裏書きしているように思える。三夜沢赤城神社との前掲争論の経緯もこれらを併せ見る時に、更に理
 解の度を深めることができよう。

4 三代沢赤城神社の神仏分離

九世紀以降の神仏習合に対して、明治政府下を実施された神仏分離について、三夜沢赤城神社におけるその経緯を
 説明して置く。神仏分離は明治元年三月十二日の神仏混淆の禁令により実施された。同十七日には社僧に蓄髪を命じ
 た。『年代記』には、慶応四年の条に「社持修験大ニ復飾シ、神職ニ相成、天台真言モ同」とある。慶応四年は即ち明
 治元年で、その九月八日の改元である。したがつて、三月は旧年号であつた。明治二年の条には「同二月、神光寺、
 竜赤寺庵寺ニ成、相済」とあつて、東宮の竜赤寺、西宮の神光寺はその各宮の神宮寺であつたのが庵寺となつた。三
 夜沢赤城神社から仏教色がぬぐい去られたことになる。排仏毀釈とも言われるが、三夜沢ではほとんどこれが徹底し
 て実施されたようである。

この神仏分離の動きは、復古神道の勃興によって起り、その発展と共に勢を得てきたものである。やがてこの傾向は民間に浸透し、この地方では神葬祭に移ることが流行した。排仏毀釈にいたったのである。前述のように、『年代記』の万治元年（一六五八）の条に吉川惟足の上京のことが見えており、同三年には再度上京して、吉田神祇管領家に神道を伝授している。これが復古神道のはじまりであり、このことを特に『年代記』にとりあげてあるので、この影響が三夜沢の社家へもあつたと見られよう。

元来、三夜沢の赤城神社は前述のように、東宮は鎌倉時代の地藏信仰によりその末期頃かに成立したものとと思われるし、西宮は僧侶の手により元三夜沢（宇通遺跡か）に神仏習合の形として鎮座していたものと考えられるので、相当仏教色の強かったものであろうが、三夜沢における両社の傾向はむしろ神職の手によって維持されてきたようで、とくに十六世紀中頃以降は、僧侶による管理支配はほとんど見られない。神宮寺として東宮に竜赤寺、西宮に神光寺の名が見えているが、年代記にはこれらの住僧のことについては西宮の神光寺の尊海以外には記したものが無い。この点は大洞の赤城神社とその別当寿延寺との関係にくらべて、全く相反した例である。

東宮は右のことから考えると或は修験者によって創立されたものではなからうか。年代記永禄四年（一五六一）の条に見える奈良原紀伊守の叔父尊義は、川原浜村の応昌寺の祖師と見えている。川原浜村は大胡町大字川原浜で、応昌寺は現存の寺院である。もとは勢多郡新里村大字新川の善昌寺の末寺であった。その寺の祖師としているのは開山のことであろう。善昌寺は長楽寺文書によると、応安六年（一三七三）に新田郡世良田の長楽寺の塔頭大通庵の末寺になっているので、禅宗の一派臨済宗になったもので、それが天海僧正が長楽寺の住職に任ぜられてから、長楽寺の末寺も天台宗になった。但し、天海が長楽寺住職になった年ははっきりしない。慈眼大師御年譜には慶長十七年（一六一二）の条のせてあり、長楽寺蔵の慈眼大師御伝には右の御年譜に従ったかのように慶長十七年にかけてある

が、「再興世良田長楽寺」は寛永十六年（一六三九）となつてゐる。したがって応昌寺の尊義は天台宗の僧侶と断定するわけにはいかない。また、その名からして臨済宗の僧とも言えない。密教僧のようである。或は長楽寺の赤城了需の流を嗣む所謂赤城門徒に属するものではなからうか。赤城了需は赤城山の練行人とその師法照禪師の伝記（十乗坊行状）には記してある。僧侶で修験を兼ねたものであろう。

『年代記寛永七年（一六三〇）の条に、「当年東社始テ神道取立ル」とある。この語句の解釈ははっきりしないが、東宮においては、従来の神仏習合のうちにおいて、特に神道を重視したという意味ではなからうか。すでに奈良原家は神主を称している。修験ではなかつたものであろうが、この記録が西宮神主の手になつたものという立場からすれば、常に東宮の神主に対抗意識をもつて、批判的であつたであらう。この東宮に対して西宮神主は、元三夜沢から神社を守つてきた神主の一団と見ねばなるまい。東宮が奈良原家のみを神主と称したのに対し、西宮では増田、杉下の二神主が存在していた。これは大沼、小沼二神に仕えるものとして各一家の社主を立てていたのかも知れないが、神主としての家柄を保持していたものが二家あつたということは、社家の古さを示しているものではあるまいか。然も、西宮神主は神主としての誇をもつていたものであろう。

西宮の神光寺には住僧が居つたようである。寛永十四年（一六三七）の条に、「西社鐘ヲ鑄、本願神光寺尊海、俗生沼田輪組ニテ、沼田ヲ勸化シ、十月廿八日佐野ニテ鑄ルナリ」とある。尊海というのがそれである。その名から見ると、前出の応昌寺の尊義と同じ系統の僧のようである。住僧が居つたとしても年代記に見えてるのはこの人だけであつて、鐘を造るのに尽力しただけのようで、神社の管理運営については口をさしはさむことはなかつた。もっとも、慶長十六年（一六一一）の西宮の上葺を瓦葺にした時までには、本願は牧野駿河守康成で、そのために願人として活躍したのは、湯殿山の行者の十乗というものである。これは修験者である。これ以前にも、慶長十一年に東西両宮

を楡皮葺にした時も、勧進本願は豆州大海坊十葉というものであった。この時は東宮の社殿のみが竣功したものである。この豆州大海坊十葉はすなわち湯殿山行者十葉と同人である。天正六年（一五七八）東宮の上葺の折は本願玄寛上人及び女淵の善生、永禄元年（一五五八）西宮の鳥居建立の本願善生、弘治二年（一五五六）の惣門建立の本願善生等の名が見えていて、諸建築の際、修験関係者が勧進をしたことが知られるが、これらのことは慶長十六年の記録で終り、以後は神主の直営であつたらしい。

寛文十一年（一六七一）には東宮の竜赤寺は東叡山寛永寺の直末になった。奈良原神主の活躍によってであろう。天台によって関東の天台宗寺院は寛永寺の支配を受けるようになり、長楽寺をはじめ県内の天台宗寺院は直接なり間接なりに寛永寺に属している。竜赤寺も神光寺も新里村新川の善昌寺に属し、善昌寺は長楽寺にその末寺となつていた。この二重の間接的な関係から脱して、幕府の権力に接触するため、寛永寺直末になったものであろう。この一証として、西宮の増田神主も神光寺から一代限りばかりで離壇して、竜赤寺の檀家となり、然もそのために、硯石すずしの上の山の地を竜赤寺に寄進したのである。

ところが『年代記』貞享三年（一六八六）には「当社仏像掘埋」とあつて、神仏習合の神社に一大事件が起つたのである。このことは直接には京都からきていた千葉孝岐守という人物によって惹き起された。この人は大常卿とも言つたとあるが、上野国一宮抜鉾神社に来ていて、貞享三年に赤城山の三夜沢へ移つてきたのである。この人によって神祇道行事が三夜沢にも始まつた。吉川惟足によって成立した復古神道の傾向が上野国にもたらされ、三夜沢の赤城神社でも仏像を掘り埋めて、その提称する神祇道行事がとり入れられたのである。吉川惟足は万治元年にその神道思想を神祇管領の吉田兼従に伝え、同三年七月に再度上京して皆伝授したが、兼従はその八月十三日に死去した。兼従の子兼連は幼少であつたので、元禄元年（一六八八）惟足は上京して兼連に神道行事を残らず伝えたのである。こ

の復古神道流行の機運は逸早く赤城山にも及んできたわけである。

新川の善昌寺には竜赤寺住職補任状二通を所蔵している。その一は

十二月

深 海(花押)

上州三夜沢竜赤寺無主ニ付、後任済川真光寺所紀中得看坊被

大寛王院

仰付、向後弥達入魂、寺院相統專要之旨

寛 深(花押)

輪王寺宮御気色之処此由宜有承知者也

竜赤寺

宝曆二年

深信解院

担那中

とある。宝曆二年(一七五二)で、寛文十一年から八十一年後である。他の一通は宝曆七年(一七五七)で、これも「就無主、今般檀方願、同国新川善昌寺門徒神宮寺、右住職被仰付候」とある。この神宮寺というのははっきりしない。或は神光寺の誤りであろうか。その上、僧侶の特定人名をあげていない。勿論兼帯を命じたものであるかも知れない。しかし両文書共に寛永寺からの住職補任状である。けれどもこのように「無主」であったことが多く、神宮寺というのは全く形式的な存在であり、神職がすべてを管理していたものである。これに対し、善昌寺は「赤城山御祈禱之密法」を伝えているのはその寺のみであるとして、明治二年まで神光寺の管理を握っていたものである。

ところが「年代記」の寛政七年(一七九四)の条に、突然、「同年十月十六日、新川善昌寺ヲ以、神葬式願東叡山差出ス、願相済」と記されている。これは西宮の増田神主がその神宮寺である神光寺の属している善昌寺によって、神葬式に改める願を東叡山寛永寺に出して認められたことである。増田神主一人であるかどうかははっきりしないが、それから十八年後の新川の善昌寺の文化九年(一八一二)二月付の「赤城山三夜沢住善昌寺門徒書上」に次のように記している。

上野国勢多郡新川村善昌寺

門 徒

同国同郡三夜沢村赤城山能福院(同志)

神光寺

一境内九畝歩 赤城山御朱印

五拾石之内

一山林四反三畝歩 同所

菩提檀那

高橋 和泉

高山 大隅

板橋 備後

板井 因幡

同 近江

右之通ニ御座候 以上

文化九壬申年三月

新光大平山

御納所

常味 刑部

杉下 但馬

深沢 美作

杉下 伊勢

木嶋 筑後

斎藤 若狭

板橋 讃岐◎

杉下 山城◎

右の社家名のうち、高橋和泉、杉下但馬、深沢美作、杉下伊勢、板橋讃岐、杉下山城は西宮に属しているが、他は皆東宮関係の社家であり、注意して見ると、西宮の社家のうち、増田加賀、杉下備前がぬけており、この兩人が寛政七年の神葬祭願のものに当るのではなからうか。因みに東宮関係の社家では、奈良原出雲、小野駿河、常木筑前、小川美濃、井下伊賀、常木豊前、同丹波外三名ほどが記載されていない。これらは竜赤寺檀家であったものと見られよう。

やがて文政九年（一八二六）には、同記に「同年東社家神光寺且那神葬祭願済 神祇道ニ成」とあって、東宮の社家で神光寺の檀家であったものが神葬祭になったのである。同善昌寺の文書に

一札之受

一金三両也

右ハ東祖檀中一同神擧之儀被頼候ニ付

神光寺為修造而右金被納候私方ニ預リ

候上者右寺茂永々相(統)候得ハ私共方より右之頼儀差遣□

□無御座候依而為

後日記件

三夜沢村

神光寺檀中

杉下山城◎

板橋 讚岐◎

文政八乙酉年二月 日

新川村

善昌寺様

とあって、『年代記』の記事と相呼応している。神光寺はまだ西宮の社家杉下山城、板橋讚岐などによって支えられているのである。

また、天保六年(一八三五)には、同記に「六月二日、井下大炊月田エ行、東寿寺ヲ頼、竜赤寺檀中不殘離且ニ成ル、神祇道ニ成ル、但シ離且書ハ且一紙ニ取ル、三年前ヨリ井下一人大ニ世話致シ候也」とある。井下大炊が三年前から大いに活躍し、竜赤寺の檀家である東宮の社家を全部竜赤寺と縁を切らせたのである。この方は月田の東寿寺を介して寛永寺に願出たものである。したがって竜赤寺は形骸のみとなった形である。しかし、『年代記』天保十二年(一八四一)の条には、「今月(閏正月)竜赤寺ノ且那十軒神祇道願ヲ出ス」、「(二月)廿三日、宗門役所、寺社役所同時神祇道葬式願濟ニ成、同日宗帳差出濟、宗門役人兩人板本林内、渡辺箕吉、廿四日川越エ出立ナリ、寺社役鳥田桂六、奥津喜内、高須小十郎、西部柳内四人、月田村東寿寺戒範代也」とあり、竜赤寺の檀家がまだ残っており、天保十二年に更に十軒が神祇道にかわるよう願出たともとれる。兎も角神擧祭の実施が次第に進行している様子が見える。

なお、年代記の慶応四年(明治元年)の条には、「社持修験大ニ復飾シ、神職ニ相成、天台真言寺モ同」とあり、

同二年には「二月神光寺竜赤寺庵寺ニ成、相濟」、「同月三日日出、柏倉村北爪一家外ニ人数加リ、同三十一軒自葬祭願、東京神祇官ニテ開濟ニ成、同廿八日一同帰邑ス、此外村々自葬大ニ成」、同三年には「同月廿三日波志江村七十一人自葬願ニ付、請合ノ派書伊勢崎民政所へ差出、吾妻ハ一郡大方自葬ニナル」等と記してあり、神仏分離、社持修験の復讐、神葬祭の普及にまで至ったのである。

5 東西両宮の合併

三夜沢の赤城神社は、右に述べたように、十四世紀頃から、東西の二社として存在してきた。しかし、現在は一社である。享和二年の訴状にも一社の如き体裁で、神職達は署名している。だが、少なくとも江戸時代末期までは二社であり、明治時代になって一社となったようであるが、年代記にはこの重大問題については一切触れていない。『年代記』の明治四年の条に、「正月奈良原出府、官へ御年頭御礼、此序、当社諸祀神ヲ伺、官ニ於テ御定被下処、祀神十柱ニ定、両社ニテ同シニ祀ル」とある。祀神を政府に定めて貰って、十柱の神を両社で同じに祀ったとある。今から見るとまことに權威のない神職のやり方であるが、ここにも奈良原神主の権力に結びつくやり方が如実に見える。この最後の「両社ニテ同シニ祀ル」というのは、両社各個に十柱の神を祀るのか、一共に祀るのかはつきりしない。

両社の合併については直接資料がほとんどのこっていない。『年代記』にも記していない。西宮の跡と言われるところには、現在、鳥居の吾石が一对残っており、現神楽殿から山側の区域がそれに当る。東宮の地域にあたるところに、更に山を整地して、豪荘な唯一神明造の現本殿が建てられている。この本殿は明治初年に建てられたものであり、『年代記』には、その明治二年（一八六九）の条に、「十一月二十五日、東本宮上棟祝ナリ、普請ハ去年ヨリ始ル、大工棟梁越後石地森山相模通称森八」とある。去年から普請を初めており、大工の棟梁は越後の石地の森山相模で、通称は森八というもので、十一月二十五日上棟祝があった。記録していることはこれだけである。



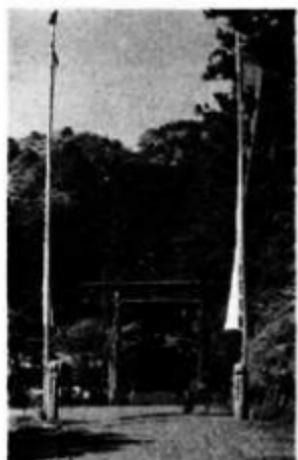
参道並木



下馬石



總門



大島居



一之島居



本殿



中門



拝殿

この建物は東宮の社殿である。この社殿のうち本殿と中門が現存している。拝殿は明治二十七年に焼け、再建したものである。この豪荘な本殿は赤城神社の社殿としてまことにふさわしいものである。東宮方ではこのすばらしい社殿をどういふ気持ちで造りあげたものであろうか。従来の社殿の位置より奥に高く引き移して、然も木組のすばらしくがっしりした大建築を実現せしめているのである。古来の名社の本殿としてゆるぎないものとした観がある。

増田家蔵の復飾帳によると、明治三年（一八七〇）までは増田神主は「神祇官附属 三夜沢村赤城太神宮神主」と肩書きをしている。同六年四月十六日付の第八大区長の神官中回達の宛名には「祠官 奈良原清志殿 祠掌真隅田建雄殿」とあり、明らかに奈良原神主と真隅田神主とはその地位が決定していたのであり、「郷社赤城神社」と記して

ある。明治十年の群馬県令掛取素彦宛の上申書には、御県下第八大区巻小区 上野国勢多郡三夜沢村 郷社赤城神社 祠家兼教導職試補 本県士族 真隅田健雄」とあつて、郷社赤城神社と称し、真隅田(増田)家はその郷社赤城神社 祠家として郷社赤城神社祠官奈良原家の次位に置かれている。郷社赤城神社は一社なのである。この郷社赤城神社一社というのが、群馬県の行政上の扱いである。したがつて、群馬県旧蔵の『神社明細帳』には郷社赤城神社として登録されたのである。

第七節 昭和年代の神社昇格運動

三夜沢の赤城神社は明治の新政のもとでは、神社明細帳に社名は赤城神社、祭神は大己貴命、豊城入彦命、鎮座地は後に宮城村大字三夜沢字境内一一四、三四七、三四八番地、例祭は五月五日と登録されるようになった。社格はじめ郷社であつたが、やがて県社に昇格したのである。しかし、古名社であり、ことに延喜式内の大社として、官国幣社への昇格を期待し、運動も起されたのであるが、失敗に終つていたのである。これには官国幣社になれば神官の任命によつて、従来の社家は離職せざるを得なくなるための社家の忌避とか、或は栃木県宇都宮市の二荒山神社が祭神を豊城入彦命に定めての昇格であつたので、同一祭神での昇格は不可であると政府から拒否されたとか、三夜沢へ親しく出入した字者が宇都宮の二荒山神社の昇格を援助して、重要な宝物や書類を提供したために、三夜沢には資料が存在していない故とか、種々とりざたされたようであるが、結局、赤城神社の本社として、県社にとどまつていたのである。

昭和十年に県知事君島清吉は、その頃の沈滞した社会の空気と、行幸に際しての訓導事件による県民の精神的萎縮

とを一掃しようとして、東国経聖業奉讃大祭なるものを計画し、昭和十一年四月十九日を期してその準備を命じた。その事業の一角が古墳の県下一斉調査と古墳祭である。東京帝国大学名誉教授黒板勝美博士がその助言者であった。赤城神社関係者もこの期をとらえて、国幣社への昇格運動に立ちあがったのである。宮城村の村民を中心として、県民全体によびかけ、柏川村出身の県会議員鎌塚西次郎がその統率にあたった。同時に赤城神社の沿革の調査を、黒板勝美博士に委嘱したのである。

宮城村においては、村民を代表する赤城神社昇格実行委員を選出した。下田勇一郎、大崎公平、小池大助、東宮祐吉、田島莊次郎、北爪勝次の諸氏を委員とし、鎌塚西次郎氏を委員長として、昇格運動を推進したのである。昇格については再三の失敗がある。委員はこの繰返しを恐れ互に自戒し、ひたすら赤城神社を中心として、滅私の奔走をつとめたのである。神社固定資産を作るための寄附の勧誘、昇格資料の調査、とりわけ分社の調査においては、各委員自費で関東地方をはじめ、東北地方、北陸地方に出かけ、すでに合併のため廃社となったものまで、福島及び新潟両県の山奥の寒村にまでたずねて行き、つぶさに赤城信仰の分布及び篤さを調べたのである。従来の昇格運動と全くその行き方を異にしていた。群馬県においてはその学務部社寺兵事課で管轄し、大國軍之丞、吉沢澄治両氏が直接その指導に当たっていた。

筆者は当時東大国史学研究室の副手であったが、黒板博士の指示で研究室を代表して右の奉讃大祭に出席したが、その帰途山ノ上碑を見学し、山名の丘上で、夕陽に映じた赤城山を眺めて、その美しさに打たれた。その後、山と言えばその折の赤城山が想い出される。眼底に深く焼きつけられているのである。この奉讃大祭への出席は次いで調査古墳の台帳の整理という仕事を命ぜられる伏線であったのであり、群馬県庁へ囑託として赴任し、朝夕、赤城山を仰ぐようになった。

昭和十一年十一月十一日には何か起りはしないかとその、前夜黒板博士、君島県知事の会食の折に出た話であるが、その日は遂に黒板博士が病に倒れるという事件にはじまった。爾来、四十日病室近くに詰めていたのであるが、その際病見足舞の赤城神社昇格運動の方々に始めて逢ったのである。しかし、鎌塚県議には既に数度逢っていた。或時、赤城神社の祭神について、鎌塚県議は豊城入彦命を主張して譲らず、筆者は赤城神を妥当とし、恐らく豊城入彦命では神祇院を通るまいと述べたのである。昭和十五年十一月に中支戦場から帰還して筆者は群馬県に復職した。赤城神社昇格運動は益々盛になり、黒板博士に代って宮地直一博士が調査に当られ、大場磐雄、押木耿介等の諸氏が地元の研究と共に奔走しておられた。鎌塚県議は祭神について、宮地博士から筆者と同様のことを言われたとして、それ以来筆者を厚遇して呉れるようになった。

大場磐雄氏はその研究を「赤城神の考古学的考察」にまとめ、押木氏は「赤城神社誌」を著した。これと宮地博士の総括篇によってこの昇格運動は功を奏し、昭和十九年には国幣中社とする内示があった。その手統きの終了しないうちに終戦を迎え、やがて、マッカーサーの指令により、神道は宗教とし、神社祭祀は宗教行事として、国政から分離され、神社は宗教学法として処遇されることになった。したがって、国政の機関として格付けされていた社格は一切消滅せしめられ、新たに民間に組織された神社庁によって統括されるに至った。神社は萎微沈滞せざるを得なかったのであるが、赤城神社昇格運動関係者達は赤城神社奉賛会を組織し、神徳の昂揚と村民の繁栄とを期している。

△粕川の水げんか▽

大正十三年七月、粕川の東西で起った水喧嘩の記憶をたどると、私が二十一才のこと、堰に関係があったので始めから知っている。

喧嘩の因は水不足で小麦畑を全部東側へあげて砂留めし、番人まで置いたのが始まりでした。田植えが終って水引きに行ったらそのような状況で、西側の人が堰をこわして分水すると東側の番人がすぐに元に戻すのだ。

そんなことを繰返すうちに騒ぎが大きくなってきた。苗ヶ島区長は東宮端一郎さんで、区長も関係があるので現地で東西区長が折衝した。室沢区長は石川啓次郎さんであった。川東は室沢区長、月田の石橋さんや田村さんなどがいたようです。

堰の分水は五分五分ということを知っていました。しかし、東側は砂留を主張して少しも譲りませんでした。区長の東宮さんは困って区会にかけた。

区会の議論は大いに沸騰して、川東でそういう不法行為をするのなら川西全体にさたを出して考えようということになったよう

です。そこで川西の区長を金剛寺へ集めて会議をした結果、大いに川東の不法をなじり、それではやむをえないから、苗ヶ島引分け大堰より水を全部西側へ引上げようということになりました。当時の引分け大堰は、大堰橋の農場付近で、いまの農場の小さな田圃が杉山でした。西側は直ちにここへ陣地をかまえたのです。西側の総勢は八百人位、各々糞笠に身をかため、金剛寺をかついで、まるで百姓一揆のようでした。現地の指導官は井上正勝さん、平田豊作さんで、何れも日露の勇士です。

西側の本部は金剛寺でしたが、東西の会談は女淵の公会堂で行なわれました。調停者側は、県農務課長、部長、大胡警察署長、神官、僧侶等でしたが、なかなか一喜一憂でよい案ができません。

私の家には享和三年の水論のとき中裁をしたので濟口証文が三通ありました。父は区のことに関係していませんでしたが、私とその古文書をだしてみました。これを金剛寺へ行き見せました。前原馬さんが解説され、水論解決の鍵となったのです。(上野丑之助)

第三章 古代

第一節 旧石器時代

第二節 縄文時代

第三節 弥生時代

第四節 古墳時代

第五節 仏教文化時代

第一節 旧石器時代

岩 宿 文 化

岩宿遺跡の発見以来、日本にも旧石器時代があったことが証明され、各地でこの種遺跡が発掘調査されることになった。その端緒となったのは、相沢忠洋氏の慧眼によるところが多いが、特に氏の主たる研究のフィールドが赤城南麓に求められたため、五十カ所に及ぶ遺跡が認められている。

これらの遺跡は地質の研究と提携して特に火山噴出の浮石層とからませて分類、編年が大成されるところまでできている。

この文化の特徴としては、まずその時代区分の名称(無土器文化)のとおり、土器を伴わないことを挙げることができる。したがって石器の精粗、個性等からその分類を行ない、そこにおける石器の組合せ(敲打器、刃器、握斧、槌器、細石器等)が問題とされてきた。したがって、その遺跡の新旧は石器の製作技術と出土層位が常に問題である。

しかし多くの場合、そこに人間の生活の跡や人骨を伴っていない。今後はこうした面の研究が進展し、より確実な旧石器文化の解明がなされるであらう。

そこで、宮城村における岩宿文化時代の遺跡をみると、次のようである。

遺跡名	所在	出土石器・その他
赤城樹形	赤城樹形	撻器、彫器、舟底形石器、刃器、細石器、石核、剝片石器
石 関	石 関	削器、刃器、石核
柏 倉	柏 倉	尖頭器、削器、刃器、剝片石器
白 山	苗ヶ島景原	尖頭器、刃器、剝片石器

(日本の考古学Ⅰ、先土器時代 河出書房)

この中で古くから知られているのは樹形遺跡である。以下相沢氏による樹形遺跡の報告文を引用する。

赤城升形関東ローム層中石器文化の遺跡

日本第四紀学会評議員

相 沢 忠 洋

遺跡地は、群馬県勢多郡富城村大字原字升形地籍にあり赤城山の南麓標高四二〇米附近に所在しております。(赤城センターより南西三〇〇米の丘陵上)

日本に旧石器時代文化存在の端緒となりました、関東ローム層中の石器文化岩宿遺跡(新田郡笠懸村沢田所在)が発掘調査されて間もない昭和二十六年九月本遺跡地を群馬大学芸学部尾崎研究室の協力を得まして発掘調査を実施、日本に



樹形遺跡

も岩宿遺跡発見の石器グループとは別の石器グループが存在することが判明致したところでございます。

本遺跡より発見されました石器グループは、石刃状剝片、石核・削器・撻器・舟底形石器・彫器・細石刃・細石核等約七十点程が出土、特に舟底形石器を主体とする点が特色とさ

れます。

これらの石器グループが所在しました層位は、北関東西部に於ける関東ローム層中、上部ローム層の板鼻褐色浮石層（浅間火山起源）以後の層中でした。

現在では当地のローム層中発見石器文化は、下部ローム層中発見の不二山文化、中部ローム層中発見の権現山文化及山寺山文化等が古期に属し（これらの資料は一昨年伊勢丹に於て開催されました、水河時代の日本展の折衝高覧を戴きました）上部ローム層中では非常に多くの文化層が発見され、石刃を主体とするもの尖頭器・細石刃・有茎尖頭器等を主体とする諸グループに大別されます。

当升形遺跡の舟底形石器を主体とするグループは、主として北陸東北・北海道方面に分布し関東地方では、今の所本遺

跡のみであります。

その点北陸・東北・北海道方面と関東地方発見の石器文化との編年的研究上大変重要な遺跡地となっております。

年代は、前橋泥炭層資料によるラヂオカーボンC一四測定より推考致し今より一万二二万年の間の文化と考えられます。

升形遺跡周辺には関東ローム層中の尖頭石器文化及縄文早期文化の遺跡も発見され、諸遺跡との関係については現在調査を続行中でございます。

尚、本遺跡につきましては、地質学研究会第四紀小委員会第二十二回談話会（昭和二十九年十一月十三日）に報告発表致しました。

その他のものについては未だ未発表であり、その詳細は不明であるが、その石器の組成からみて榊形遺跡に類するものと考えられる。ともかく、この宮城村においても岩宿文化時代に既に人類が住みついたことは明らかであり、その時期は縄文時代に接するものようであり、関東ローム層の上層の部分に発見される尖頭器、細石器を中心とした文化であることから一〜二万年前ごろのもの考えられるものである。

とにかく、宮城村には既に縄文土器の時代以前から人類が住んでい



柏倉久保出土

たことは明らかである。今後より古い遺跡が発見される可能性もある。

参考資料として偶然の出土であるが、この時期のものと思われる石器の写真を掲げておくことにする。

第二節 縄文時代

複式火山である赤城山は、外輪山の裾野が広くひろがり、そこに侵蝕作用が進んで深い放射谷が多数発達している。赤城山山腹部から裾野部へ北から南に長く位置する宮城村は特に傾斜変更線以南（標高四百五十米前後）に現在の生活の舞台がある。

水系をみると荒砥川以東は赤城山麓の一般的傾向を呈するのに対し、以西では各小沢が一斉に荒砥川に合流する逆扇状を呈している。また、宮城村南半部は荒砥川、粕川の扇状地におおわれている。このように本村は地形的にみて北部山腹地域、中央荒砥川以西山麓、荒砥川以東山麓地域、南半部扇状地域の四つに区分することができる。

この内、主として人間の生活の舞台となったのは、縄文時代からの中部以南である。特に扇状地域は荒砥川、粕川の流路の変更と土砂の堆積がくりかえされているためか遺跡の分布が粗になっている。

そこでもうすこしまかく宮城村の縄文時代の遺跡の分布をみてみると、現在九十か所近く発見されており、それらを時期別にみると次表のようである。表中目につくのは前期の遺跡が著しく増加していることである。特に前期後半のものは諸儀式に比定されるものが多く、他には市之関遺跡（昭和三十九年群大調査）と同期の関山期のもめだち、中には踊場式、十三菩薩式に比定されるものも含まれており、その様相は複雑である。

中期の遺跡では、加曾利期のもものが多く、勝坂期のものも含まれている。特に扇状地上に遺跡が営まれ始めるのが

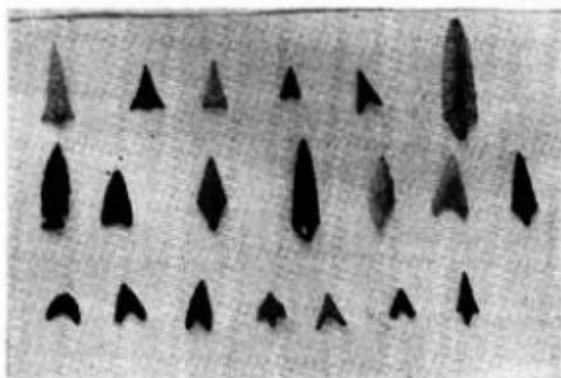
時期別遺跡数

晩期	後期	中期	前期	早期	時期
二	十六	十四	四十七	十四	遺跡数
鼻毛石庄可皆戸出土大洞式注口土器(北爪道治氏蔵)	大前田針間出土壺、堀之内式(前原豊氏蔵)		市之関遺跡、群大調査関山式土器		備考

(鬼形芳夫氏調査による)



縄文時代の石器(北爪一夫氏蔵)



縄文時代の石器(北爪一夫氏蔵)

中期になってかららしい。このことは、扇状地の形成の時期と関連するものであろう。

晩期のもは数も少ないこともあるが大洞式のような縄文終末期のものが認められる。

以上概観したように時期的にはすべての時期にわたつ

ているがその分類からみると偏りがみられる。特に立地からみると山麓の小沢の各流域にそって遺跡が分布している。そこで更にその標高から分布をみることにする。

標高別時期別分布

計	晩	後	中	前	早	時期	標高
						上	四〇〇米
一七	〇	三	二	八	四	四〇〇	四〇〇米
二四	一	二	四	一三	四	四〇〇	三五〇〇
二三	一	四	三	一二	三	三〇〇	三五〇〇
二三	〇	三	三	一四	三	三〇〇	三五〇〇
六	〇	四	二	〇	〇	二五〇	以下

(鬼形芳夫氏調査による)



縄文時代の石器(北爪一夫氏蔵)

これでも三〇〇米から四〇〇米までの間に七五パーセントの遺跡が含まれて主たる生活の舞台であったことがうかがわれ、更に、二五〇米以下の扇状地には中後期以外の遺跡が認められていないという興味ある結論を得た。今後より広範囲の分布調査から鬼形氏による研究が発表される予定であるが、自然地形の変化、気候条件、食料採集等

諸種の条件から考察される必要があろう。

次に宮城村内における縄文時代の遺跡の内、発掘調査を経たものについてみよう。

市之関遺跡

標高三二〇米、村の南西方に位置し、北方から流れてくる二本の小川にはさまれた一段高い所の東側にある。そこで住居の概要を摘記すると次のようである。

市之関住居跡概要

形状：長方形 南に向ってやや広がり

規模：南辺五米二〇、北辺四米八〇

東辺七米九〇、西辺七米六〇

方向：S三三度—E（台地の走行に一致）

周溝：壁下床面四周（壁柱穴の連続か）

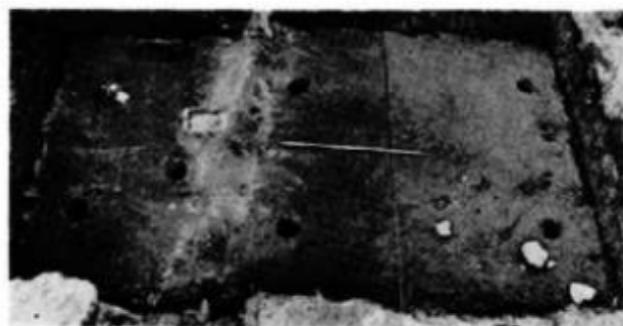
貯蔵穴：東壁に平行、東北隅、一米×四〇、深さ一五〇

柱穴：主柱穴六コ、補助柱穴一コ

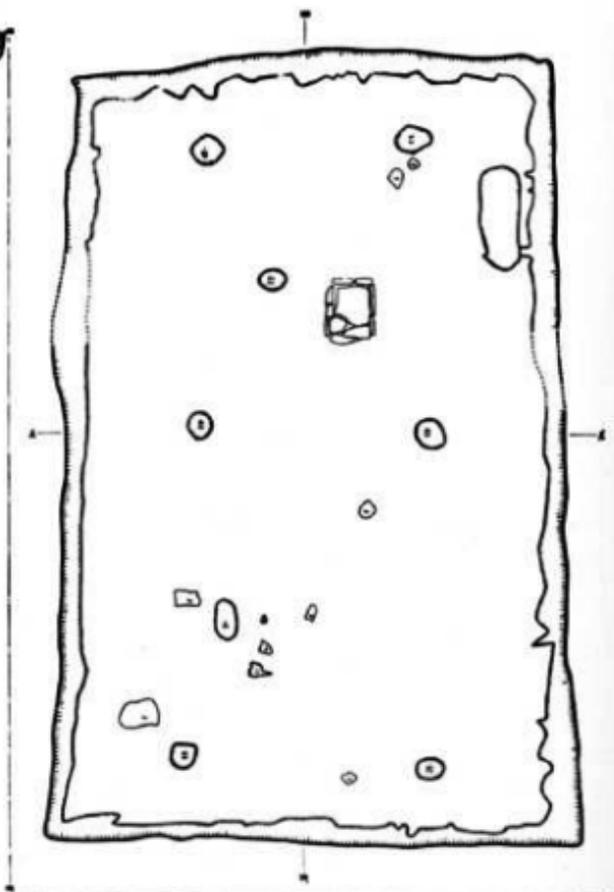
伊跡：位置は長軸線を僅かに東側にそれ、中央より北に偏す、細長い自然石で

矩形に囲み、底に扁平な石を敷く、幅五〇〇、長さ六〇〇

入口：南壁西寄りに長さ二米二〇、ローム面を二〇〇程切込む。（以上図版参



市之関住居跡全景



1:10
0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
METER



市之関住居跡

この住居跡は以上のように赤城南麓の台地を一米五〇〜九〇厘ほど掘り下げた長方形の堅穴住居跡である。特にその形状、施設の整備されていることから県下における縄文遺跡の典型となったものである。この遺跡から出土した遺物は土器及び石器であるが、そのいくつかを取上げることにする。

(1) 土 器

○深鉢形土器

口縁部径三八厘、高さ四九厘、口縁部には、波状に盛り上がり、口唇部から四厘下まで鋸歯状の半截竹管と爪形文と瘤状点をつけている。それから下には縄文がまんべんなくつけられている。内側はよく研かれています。厚さは一厘である。

○深鉢形（円筒に近い）土器

口縁部径二一厘、高さ二三厘、底部径七厘、器体部上半に二本の連続半円文が施されている。他は縄文が付されている。口唇部はほぼ平らで四カ所に三コずつ瘤点が付されている。

以上二個体がほぼ完形のもので

あるが他は破片であり、文様の付け方は同時期の特徴を有するものである。写真を掲げておくことにする。



市之岡遺跡出土土器



同 上

(2) 石 器

敲石は三コあり、内一つは中央がややくぼみ片面をやや叩いた痕跡がある。他の二つは欠けているが、叩いたあとすってあり表面はなめらかである。

磨石はまるみをもち全体にすってあり、両端は使用された痕がある。

凹石は欠けているが叩いたあとすった痕跡が全面にある。

石斧はおれたものが一つある。

その他には、石さじ状の半製品と思われるものが三個ある。石のやじりは見当らない。石質は頁岩、チャート、黒曜石であるが、特に黒曜石は付近では信州和田峠に産するのみであるので、そこから流入してきたものと考えられる。

石器の内、敲石はものをたたいたり、すりつぶしたりする用にあてたと思われるものであり、磨石はそれに組み合わされるものである。石斧は土を掘ったり、植物の切断に使用されたといわれ、石さじは一名「皮はぎ」ともよばれナイフ的役割を果たしたものとわれている。道具の面からみてもその原始的な生活がうかがわれる。

家は、土を掘りくぼめ、それに柱をたて、梁、桁を渡し、地面までふきおろした形であるが、この市之関遺跡においては住居の拡張が行なわれたともみられている。家族数の増加によるものであろう。

以上のように学術発掘を経ることによってのみ当時の生活を具体的に描きだすことができるわけであるが、濃密な分布を示す地域だけに今後村民各位が十分注意されることが望まれる。

ともかく、市之関遺跡についてその概略を述べてきたがその時期は縄文前期に属する関山式土器を伴なうことから、その時期にとらえておく。そしておよそ四千年前のものとみられる。(以上宮城村教育委員会発行「市之関遺跡」による)

この他、縄文遺跡の発掘は、昭和四十三年、四十四年にわたり、群馬用水幹線水路地域埋蔵文化財調査として実施されたのは次のものである。

(1) 苗ヶ島白山遺跡、昭和四十三年八月一日～五日

附近の表面採集では縄文時代早期後半から前期におよぶ遺物の散布がみられたが発掘の結果は遺構は存在しなかった。

(2) 柏倉西房遺跡（同期）

縄文、土師器の散布をみていたが、明確な遺構は認められなかった。



晩期注口土器（北爪一夫氏蔵）



後期深鉢形土器（前原豊氏蔵）



後期深鉢形土器（前原豊氏蔵）

(3) 柏倉新井橋（昭和四十三年八月）

先土器時代の石槍等が以前採集された地点であったが、遺構は認められず地層の確認にとどまった。

(4) 馬場矢継 (昭和四十四年八月)

表面には縄文中後期遺物が多数散見され、遺構の存在を思わせたが発掘結果はそれを認めることはできなかった。以上、いくつかの例からみても、縄文時代の遺構と地表面の遺物の散布は必ずしも合致するものではなく、それだけ地形の変化があることを物語っている。

他に縄文時代のものとして村内で収集されているいくつかについて写真で掲げて参考資料としておきたい。

第三節 弥生時代

弥生時代における文化面での変革は狩猟経済から農耕経済へ、石器文化から金属器文化への移行が指摘されている。そこで宮城村における弥生時代の遺跡を表示し、その立地について考えてみたい。

宮城村弥生文化期遺跡地名表

遺跡地	標高	備考
一 柏倉廻久保	四四〇米	芳見川支流東岸 中期
二 同 白草	四一〇米	芳見川支流西岸 中期
三 同 白草	四〇〇米	同 中期
四 柏倉新井橋西	三七〇米	大穴川と芳見川にはさまれた台地東縁 中期

五	鼻毛石弥源司	三九〇米	弥源司部落上の湿地帯の入り込んだ最奥	中期
六	同 弥源司	三〇〇米	神沢川支流の谷地最奥部	中期
七	苗ヶ島白山	三一〇米	白山部落の南端台地西傾斜面	中期

(鬼形芳夫氏調査による)

立地では、すべての遺跡が河川又は各地に沿っていることである。しかもこれらはすべて台地縁辺に位置して低湿地を見下す景観を具している。このことは前述の農耕文化への移行との関連を示すものであろうが、本村のような山村では完全な農耕文化に脱皮することは不可能であることも考えられ、その意味において比較的高標高地にあることは注目されよう。また、縄文時代の地形でのべた荒砥川、粕川の扇状地には縄文中後期の遺物は認められるものの弥生期の遺物が認められないのは、まだ地形が安定していないためであろうか。

時期的にみると、すべて中期に該当するものであるが、主として須和田式系のものを中心に、水沼遺跡を中心としてみられる樽式土器とよばれる系統に属するものが僅かに含まれている。特に前期の遺物が認められないし、縄文文化がこの地域では比較的小くまで残存していたものと考えられる。

第四節 古墳時代

全国的にみて群馬県は古墳分布の濃密地帯であるが、本村における古墳の分布をみると非常に少ない。

古墳は現在までのところ十基確認されているがこれらはいずれも東部の緩傾斜地にあって、うち六基は粕川流域の

標高二六〇〜三二〇米の間に集中している。また、対岸約三〇〇米の粕川村地内には三基の古墳があり、更に月田古墳群等の大古墳群に連なっている。それ故、宮城村の古墳もこれら粕川流域の古墳群に連続するものとしてとらえることができよう。宮城村所在古墳十基中の五基は馬場地区にあり、他の一基はここより北約一軒の苗ヶ島地区にある。他の地域では大前田地内に二基、荒砥川流域に二基ある。昭和十年の景下一斉古墳調査の際には三基があげられているが、いずれも古墳とは認めがたいものであり、現在確認されているものはすべて記載もれのものであった。

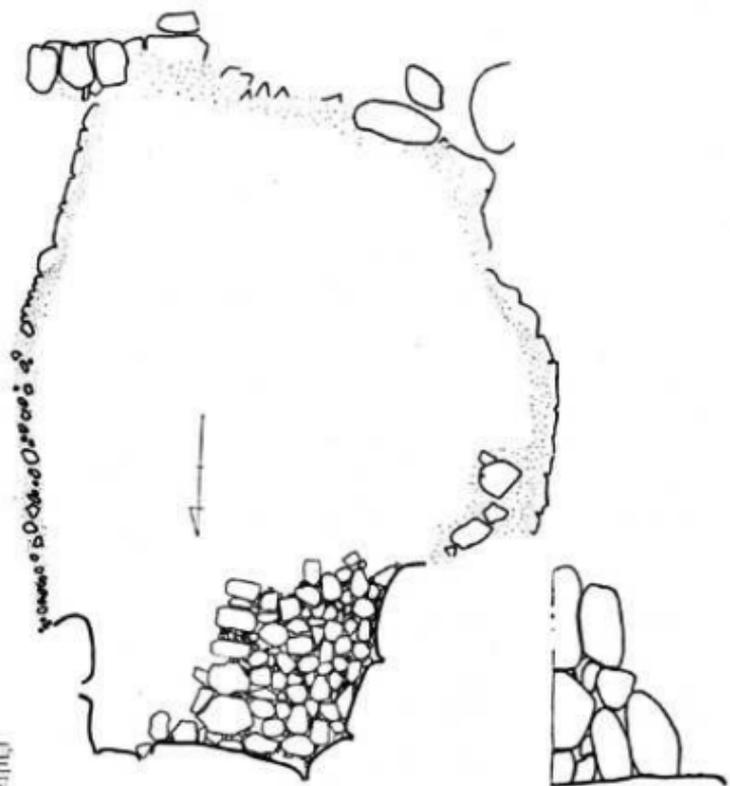
以下、本村において調査しえた古墳について宮城村誌資料編第一集からその概略をのべることにする。

一 白山古墳

白山古墳は大字苗ヶ島字白山一六六〇番地の一に、昭和二十九年十月、古墳として新たに認められたものである。所有者が畑の中に埋まっている石を除こうとして、和銅開珎等の遺物を発見したことから、群馬大学芸学部史学研究室の調査となつて、石室の残部を精査した。もとの地には白山神社があり、明治四十二年に苗ヶ島神社に合併された。その際神社の鎮座した小丘をならして畑としたということである。この附近は赤城山の中腹であり、大小の転石は附近に散在していることとて、石室に対し何ら注意を払われなかつたものらしい。昭和十年の古墳調査には漏れていた。墳丘の土によって石室の半ば以下は



白山古墳遠望(現状)



白山古墳石室実測図



そのまま埋まっていたのであるが、深耕に不便のため、石を掘り取ったのであり、遺物の出土についても、所有者は和銅開珎を文久銭ぐらいに考えていたものらしく、偶然前原歌氏の知るところとなって、群大の尾崎研究室に通報されたのである。

したがって、墳丘は推定することも不可能であり、石室も壁の一部が残存しているのみで、その遺構を追って、漸く裏込めの礎及びその外側の石積の根石をたしかめ得たにすぎない。奥壁幅二米一〇／二〇、根もとは小石を混えて



白山古墳 石室

三石であるが、上方は一石で、輝石安山岩の巨大な転石を用い、石室の壁面となる部分には荒いのみのもがみえている。左右壁は輝石安山岩の自然石乱石積で、奥壁と同様割目のあるものを混えている。石室平面図形には胴張りがあったようで、左右壁の間隔は奥壁幅より次第に広がっている。奥壁から一米四〇離れて、左右壁の隔りは三米である。右壁は一米三〇、左壁は二米六〇残っていて、それ以外の部分には根石すらも既にぬきとられていた。左壁の端から裏込めの外側の石積みの根石が注意されたので、それを追って奥壁と相対する位置に入口部の根石と考えられるものを発見した。奥壁から六米六〇の距離がある。右壁の端は裏込めの小礎のみで、これを追って約三米のところ、裏込めの外側の石積の根石を発見し、入口部右側の根石にいたった。その石まで奥壁から約七米。但し裏込めの根石列とは別に、右の入口部右側

の根石から右方に他の根石列が出ている。この構造は藤岡市三本木の古墳で調査した結果と対比し、封土上の葺石の根石と推定して誤りなからう。又、入口の根石と考えられるものの間の幅は約一米五〇である。

そこで図形にしたがって石室を推定すると、玄室の長さは四米三〇、幅は最大幅三米三〇内外に及ぶであろう。自然石乱石積で、胴張りのあるものである。壁石の下には何らの設備もなく、ローム層の上にじかに根石を置いていゝる。その石は必ずしも小口積ではなく、横積みもかなり混っている。その背後には小砂利の裏込めが認められ、その外側には礫を以て築きあげてあった。それが天井石の上面全部にまで及んでいたかどうかは不明である。恐らく天井石の下で終っていたものではなからうか。壁の内側からこの築きあげてある石組みの外側まで略々一米ある。この内部施設の平面形は石室の長さに応じて楕円形である。又、この内部施設の上に土がかぶせられていて、その上に葺石があったと推定する。入口の右側に延びる石組の根石と多野郡及び藤岡市等の地方に見られる古墳の構築状態とから判断したのである。

床には上面が平な河原石が一面に敷かれていた。その石の下は直に粘土であり、又その上に砂利を置いた様子もない。遺物はこの床の上に密着していた。且つこの石敷の床には、中央に稍大きめの石が一〇匁ぐらい高くして、奥壁から入口に向かって一直線に置かれてあった。丁度、玄室を左右に区画しているような状態である。この点は夫婦合葬の型のものである。

街道橋古墳(新田郡飯塚本町)の石室には右方の方に副葬品がみられ、左方には殆どなく、骨粉すらも見出されなかった。元来横穴式石室でも、竪穴式石室の単独葬に做ったものが存在したのであるが、多くの場合は五、六体の共同葬であり、夫婦合葬の形は極く少ない。本石室もはたして合葬であったものか、共同葬であったものかわからないが、少くとも右のように石室が左右に別れて設置してある以上は、大和の赤牛子塚古墳の如く、室を二室設けなくとも、そ

圖版第二 群石川遺跡出土品



白山古墳出土遺物
—文化財保護委員会「埋蔵文化財要覧」に拠る—

の左右に一体宛納める意図をもって構築されたものと考へる。

副葬品にも特殊なものが見える。本縣の他の古墳からまだその出土例をみなかった和銅開珎をはじめ、二、三の出土例のある鍔手太刀、及び佐波理は特に注目すべきものであり、又飛燕型の鉄鏃も、同形のものが正倉院御物に遺存しており、この古墳の年代推定の重要な資料たり得る。

1 和銅開珎

八枚出土している。調査前に出土したもので、発掘者である土地の所有主の話から推すと、玄室中央右壁寄りのあたりのようである。八枚重って出土したので、外側のもので多少腐蝕していたが、中央のものは殆ど毀損されて居らず、又、鑄造後間もない頃に納入されたとみられる程、しっかりしたものである。

和銅開珎の文字は確に「和銅開珎」であり、珎については従来宝の異字説と、珍の字説とわかれ、その調み方も「ほう」と「ちん」の二説ある。

開は門がまえが戸を左右に配しているものであり、中に井を入れたのは、門の戸が左右にあつて、その間から中庭の井を見た形であり、これは中国の家の構造を示すものから、門をひらいた形として納得ゆくものであろう。珎は確に珍の異字であることには反対するものではない。けれども、珎字を宝の略字として使用している例も少なくない。殊に銅すらも「同」に略してあり、その後の鑄銭はいずれも「珎」字を用いている。相對した文字に略字を用いたやり方と、爾後の鑄銭に宝字を踏襲したことは、明かに珎を宝と解していたものであり、「天平勝宝」の年号も黄金の産出により定められたことで、これらを併せて、「宝」の略字説を肯定するものである。従つて、文字そのものは珍であろうが、和銅開珎においては「宝」の音に従うべきものと考えている。関東地方における和銅開珎の出土例は未だ見聞していない。したがつて、本出土例はその最初のものと考えられる。秩父の産銅により和銅と

改元され銚貨されたことは著名な記述である（鏡日本紀卷四、和銅元年集）。且つ改元のこととも銚貨のことも共に疑をいれ得ざることと信ずる。しかし、その産銅、銚貨を合せて、直ちに秩父において銚貨されたと見ることにについては問題がある。即ち近畿地方に出土例が多く、関東地方にこれをみなかったという事実にてらして、貨幣として関東地方から近畿地方に運搬せられたということは大いに疑問の存する点である。それ故に本古墳出土の貨幣は直接秩父から運ばれたものではなく、近畿地方から運搬されたものとして見る方が穏当と考える。

2 蔵手太刀

蔵手太刀の出土例は東北地方に多く、中部地方以西には殆ど稀である。群馬県は東北色も認め得るところとして、この蔵手太刀の遺存例は数振あげることができる。しかし、その一も出土状態を明にしていない。本古墳においては、群大史学研究室の調査中、発掘されたものであって、奥壁近く、中央の境界石上に斜に鋒を左先に、刃を斜め奥に向け柄を左手前にして横たえられていた。外装は腐蝕し、刀身も錆びて全く破損し、数片になって辛うじて原形がうかがえるだけである。その長さは凡そ九〇釐、幅五釐、柄部は蔵手形となっている。本県の遺存例は次の如くである。

(1) 大宮蔵鼓神社所蔵（吾妻郡吾妻町、田原町）

長さ五三、五釐。幅五、一釐。伝世品という。出土地は勿論不明。

(2) 赤城神社所蔵（勢多郡北碓村真壁）

長さ四四釐。幅三、八釐。刃渡三一、五釐。鍔。賣金具付。（北碓村第一〇号墳出土）

3 佐波理

和銅開珎と同じく既に地主により発掘され、はじめは稍完全に近いものであったが、多少光沢があることとて、

破損の箇所から破りと、遂に口縁部のみを残すような有様になっていた。口径一五・一六釐、高さ推定六釐で、中型のものである。佐波理は響銅といわれ、銅錫の特殊な合金で、響の美しい金質をもっている。それで作られた碗型の器であり、観音塚古墳（高崎市八幡町、田嶋木部八幡村）出土例によれば、盛器に使用されていた。現在朝鮮では「さはり」とよぶ金属器を、食物の煮沸用と、食器とに用いている由である。本県の出土例として次のようである。

(1) 観音塚古墳出土 高崎市八幡町

二個、径一七、八釐、高九、二釐

この内から果物、殊に桃の種が出ている。

(2) 三本山古墳出土 高崎市大八木町

一個、径一六、五釐、高さ不明。出土状態不明。

(3) 大沢勝一氏所蔵 佐波郡赤堀村下触

一個、寸法未調査、下触地内某古墳より出土

(4) 山王座寺跡附近出土 前橋市總社町大字總社昌菜寺廻り出土、同地谷田勇氏蔵

一個、径一六、七釐、高七、四釐。畑耕作中出土

以上の五個である。

4 飛燕型鉄鏡

↑型をした鉄鏡である。完形品は二個であるが、それも柄部が折れている。その他破損したものの四個、都合六個の出土をみた。いずれも石室の中央右壁寄りに、和銅開珎、佐波理、太刀等に近く出土したということである。そ

の大きさは大小があるが、長さは尖から飛燕翼の末端まで四握乃至五握、翼端の間の幅外側でほぼ五握である。本県の出土例は沼田市奈良町（旧利根郡池田村奈良）の古墳（群大調査ヤ号墳）のものがあり、正倉院御物に見られ、奈良時代に使用されたものであろう。

5 平根型鉄鎌

平根型の両肩部に丸味があり、わたぐりは深いけれども、幅広く力の弱いものである。幅の最も広い部分の中央に小孔がうかがってあり、柄部はいずれも折れている。完形に近いもの四個、破損したもの三個出土している。出土位置は大体右壁寄り、奥壁から三〇〜一〇〇握にわたるあたりであり、奥壁から三〇握、右壁から一〇握の位置に一個、奥壁から五〇握、右壁から二〇握の位置に一個の出土は確実に捉え得た。その幅約二握五〜六、長さ尖よりわたぐり端まで約四握〜五握四である。

6 尖根型鉄鎌

尖に近く幅六〜七握、長さ五握五ぐらいの間に次第に幅狭まって柄に続いている。四本の出土をみたが、左壁より三〇握、奥壁より五〇握の位置にかたまっていた。

7 直 刀

和銅開珙及び佐波理の近くに、二本並べて配置してあったということである。共に既に数片に破損していて、その長さを推定するのも困難である。但し共に吊金具及び賣金具の優秀なものを伴って居り、その一本には円頭の柄頭が附着していた。又、その付属品とみられる鳩目も出土していた。いずれも銀めっきの肉厚な作である。右の調査の概要に基づいて、要点を抜抄してみると。

- (1) 柄目をもった自然石乱石積両袖横穴式石室。その長さ約七米

- (2) 玄室平面には胴張りがある。
- (3) 奥壁の基部の幅は二米一〇センチ。
- (4) 玄室の長さと同幅との比は1より大で2より小、調査上の推定によれば1.3である。
- (5) 裏込めの外側に石積みがありその平面は楕円形である。
- (6) 封土を有して、その外側に葺石をもっており、その平面は円形である。
- (7) 右の石積みと葺石との根石は入口部に集っている。
- (8) 玄室の床には鋪石があり、左右の二部にわけけるための境石が並べてあった。
- (9) 和銅開珎を副葬していた。
- (10) 蔵手太刀、佐波理、飛燕型鉄鏝が出土した。
- (11) 埴輪は痕跡すら認められない。
- (12) 円墳であったようである。
- (13) 古墳の所在地は赤城山の中腹で、附近には古墳及び古墳跡は少ない。

となる。

(尾崎喜左雄)

二 新山一号古墳

本古墳は屋敷裏の竹藪中にあり、墳丘の存在は付近の人々に知られていたが、古墳とは意識されず、古墳総覧にも記載漏れとなっていた。昭和三十三年四月六日から、農地交換分合の結果、畑にする目的で開墾が始められた。しかし、前述のように、古墳とは意識されなかった為に、墳丘の全てを破壊してしまったのであるが、くずしていくにしたがい、礫石の多量の出土や大石の存在に疑問がもたれ、郷土史の研究家である上野丑之助氏により群馬大学史学研

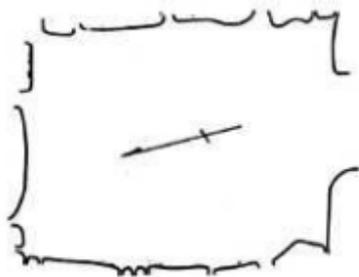
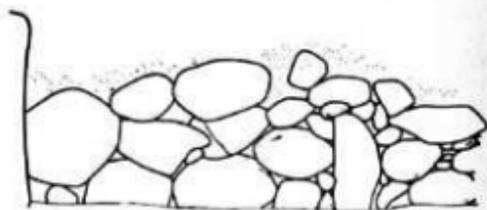
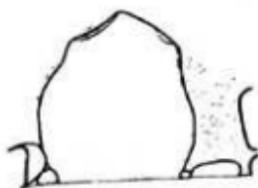


新山I号古墳石室

研究室に連絡があり、同研究室で調査するに至ったものである。その為、墳丘の全々と、天井石、壁の上半分はすでに破壊されていた。

内部調査

前述のように、古墳の大半は既に破壊されていたが、調査の結果横穴式石室と判明した。天井石や兩壁の上の方は石室内に落ちこんでおり、それらの構造については調査不能であったが、幸いなことに、玄室の



新山I号古墳石室実測図

0 1m

壁は床面より一米内外、奥壁は大石一石残っており、石室のプラン及びその積み方も一部調査することが出来た。また、羨道の墳塞の部分はほぼ原形をとどめていたが、ここが丁度家屋の裏手にあたっている為に精査することが出来ず、調査は主として玄室の部分に限られた。

その結果は、横穴式石室で、自然石乱石積両袖型である。奥壁は下幅一米、高さ一米三〇の石を一箇たて、天井石、側壁との間隙に中小の石を積んでいた。側壁は自然石を小口及び横積みにしており、玄室入口部には自然石の玄門が認められた。

石室の平面プランは、前述のように両袖型で玄門を有し、少々胴張りが認められ、特に西壁はそれがはっきりしている。玄室の長さは西壁で二米二九、東壁で二米二九である。また、玄室幅は奥壁下で一米六九、中央最大幅が一米八八、玄室前部で一米七一である。石室全長は羨道部の調査ができず、正確な値は不明であるが、現状からおして、羨道の長さがほぼ二米六〇前後と推定され、約五米位と考えられる。

玄室床面は扁平な河原石を敷き、その上に約八釐の厚さで玉砂利を敷きつめている。玄室舗石の下は黒色土が約二五釐の厚さで堆積し、これが当時の地表であったと考えられる。黒色土の下は暗褐色上に角のある石塊が多く混じり、相当にかたい層となっている。石室壁に使用している石材は、この近辺に多く見られて輝石安山岩で、奥壁にやや削り痕らしき形跡が見られるが、それも極わずかであり、自然石をそのまま使用している。尚玄門はやや縦長の石を利用し、羨道壁面よりやや前にせり出している。

墳塞の部分はほぼ完全に残っていた。玄門柱と同列に柵石をおき、その上にやや大ぶりの石を積み上げ、その内側には大小の石を投げ込んで墳塞している。即ち墳塞は羨道いっぱいにしてあり、羨道部には空間が認められない。

壁の裏込めは、奥壁裏においては奥壁内側より一米三〇、西側壁では側壁内側より二米一〇の所に、その根石が認められた。おそらく、この根石から上に裏込め外側石組みを築き上げていったものであろう。

外部調査

前述のように、本古墳の墳丘はすべて取り去られ、墳丘の規模や状態は、開墾にあたった人々の話を総合して推測する他に手段はないように思われたが、念のため葦石根石の所在を確かめる意味で、東・西・北に三本のトレンチを入れて調査してみた。その結果、石室西側、側壁から六米の所に、人頭大の石二十数個の配列を見出したが、やや貧弱であり、その並び方もまばらであり、葦石根石と断定しがたいものであった。しかし、開墾にあたった人々の話から推測するに、この石の近辺が開墾前の墳丘裾部にあたっていたとのことである。築造当時よりけずられていたか、土が堆積していたかも不明である。結局墳丘は円墳であったと推測されるが、その規模については不明である。

埴輪は発掘調査中においても破片の散布が認められず、それ以前の破壊の過程においても出土していない。埴輪は存在しなかったと考えられる。

出土遺物

副葬品は相当数出土しているが、乱掘されているため、石室内各所に散乱していた。石室東壁寄りの所に、鉄鎌群、直刀等があり、遺物は数の上から東部に集中している傾向がみられる。

直刀 玄室東壁に沿って出土した。その位置は東壁から二〇釐、玄門から二五釐の所に柄部、同じく玄門から七釐の所が切先部となり、先を奥壁に向けて、石室長軸線とほぼ平行に、東壁、玄門寄りのところにおかれていた。錆化は相当にひどく、まわりの礫が柄部及び刀身部にこびりつき、先の部分はおれていた。その寸法は茎の長さ一一・五釐、刃の長さ四〇・五釐であり、幅は最大で二・七釐である。

尖根型鉄鎌 白山古墳出土のものと同型しているが、完形品はない。ほとんどが柄の部分で折れてしまっている。出土位置は支門から六〇釐／＼一米二〇（玄室ほぼ中央）までの所で、東壁に接して一群をなしており、東壁の一部は錆が赤く附着していた。現在確認できる数は十五本であるが、他に破片が十数本ある。

平根型鉄鎌 これは右の鉄鎌群とはやや離れた、東壁から八〇釐、玄門から五〇釐の位置に単独で出土している。形は白山古墳出土のものと同型し、幅は最も広い所で二・三釐、長さは尖よりわたぐり端まで四釐である。

尾錠 銅製。小型ではあるが、精巧なつくりである。厚さ一ミリの一枚の銅板を、輪の根本の所で折り上げ、この中央から止金具が出ている。折り上げた反対側は二本の鉄で止め、そこに二ミリの間隙がある。即ち厚さは板の厚さと間隙を含め四ミリとなる。大きさは全長三・五釐で、その内、輪の部分は約三分の一・一釐であり、幅は最大二・五釐である。出土位置は東壁から一米、奥壁から五〇釐の所で、石室中軸線よりやや西に寄っている。

止金具 右の尾錠とほぼ同じところから出土している。尾錠と同様に厚さ一ミリの銅板を二枚用い、四隅を鉄で止めている。全体の厚さは四ミリである。大きさは一辺二釐の正方形で、中央より上に穴があいている。ほぼ完全なものの一個、他にこれと同大のものの破片一個、ひとまわりの小型のもの一個、計三個出ている。（松本 浩一）

三 新山Ⅱ号古墳

前述の新山Ⅰ号古墳の北約三五米の地点に近接し、Ⅰ号古墳発掘当時すでに墳丘上半部はけずり取られ、その一部を残していたものである。昭和四十年、畑地への開墾に着手され、Ⅰ号古墳と同様墳丘はすべて排土した後、石室の存在に気づかれた所有者井上正雄氏から連絡があり、同氏の好意と村助役上野丑之助氏の援助によって群馬大学考古学部史学研究室が調査した。

所有者井上氏は、Ⅰ号古墳調査の際、種々援助をおしまれなかったが、古墳への関心も強く、石室構造出現と同時

に作業を中止されていたため、外部施設は別として、内部施設では大体の調査をすることができた。

外部調査

開墾前残っていた墳丘は直径七米前後で、高さは一米五〇内外上半部は削り取られていた。葺石根石の有無、地層変化等を見るため、石室東方から南東にかけて三本のトレンチを入れた。その結果は、東方の第二トレンチにおいて、石室東壁から三米の地点に、長径二十厘の石一個の出土を見たが、これは葺石の根石とは認められず、また地層変平の上からも、墳丘規模を推測するきめ手は得られなかった。よって、墳丘の規模については、石室全長三米を半径としたと仮定すれば、直径六米内外の円墳と推定される。

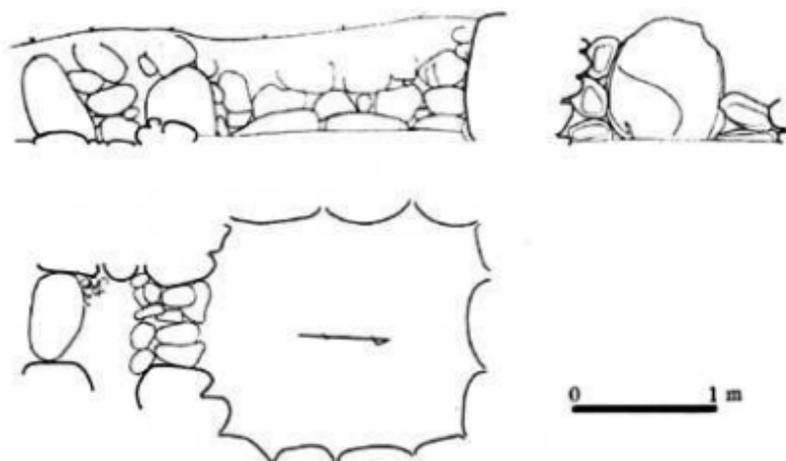
地層については、前述の第二トレンチにおいて、現地表面から六〇釐下が火山灰層にまじって礫が緻密に重さな



新山Ⅱ号古墳



新山Ⅱ号古墳玄門



新山Ⅰ号古墳石室実測図

りあった非常にかたい層であり、その上に二五種ほど褐色の火山灰層が積もっており、この上には黒色土が二〇種ほど堆積している。この黒色土は、Ⅰ号古墳においては、玄室床の鋪石下に見られたものであり、当時の地表であったと推定される。埴輪は存在していない。

内部調査

石室は外部トレンチで築造当時の地表と推定した黒色土、火山灰質の褐色土層及びびかたい礫層等を六〇種ほど掘り下げ、その上に五種ほどの厚みに径五〜一〇種程度の礫を敷きつめて床としている。また、東部トレンチにおいて側壁裏込めの背面が出土したが、この背面から側壁表面までは八〇種であり、その内、側壁の厚さが四〇種前後あり、裏込めは比較的貧弱である。また、石室築造のため地表を掘り込み、側壁を積んだ後、この掘り込みの間隙に石を投げ込んで裏込めとしたようで、裏込め外側石組みの根石と言うべき大石の存在はなかった。

前述のように、本石室はすでに大半が崩れ去っていた。所有者井上氏の話では、開鑿作業中においても、大小の石が乱雑に出土し、天井石らしきものはなかった由で、開鑿以前に石室は大半が



新山Ⅱ号古墳発掘風景

崩れていたものと思われる。幸い、排土作業中に鉄さびを見出して、その作業が中止されたため、奥壁及び側壁の二、三段は残存し、石室ブランは完全に調査することができた。

石室壁は自然石を用いた乱石積で、側壁は大ぶりの石は横積みに、小ぶりの石は小口積にし、約二〇度の転びが認められる。奥壁は下幅六〇檜、中幅八〇檜、上幅三五檜、高さ八五檜の丸味をおびた石を一石たて、その両側に小ぶりの石を各々一列ずつ積み上げている。この状態はⅠ号古墳においても同様である。恐らく上部は天井と共に取り去られたものであろう。石室のブランは両袖型で、玄室はやや胴張りがあり、

玄室入口部、石室入口部には夫々玄門、羨門がたっており、羨門部には、床に接して大石を、玄門部には人頭大の石四個をならべて榎石としている。玄門は羨道壁とは分離した石を用い、羨道壁面よりやや前に出ている。石室床面は玄室部では前述のように小礎を敷きつめ、鋪石はないが、羨道部には鋪石と認められる川原石が一層ある。墳塞は前述の玄門部及び羨門部の榎石の上に人頭大の石を用いた石組みが認められ、双方の間に羨道いっぽいに大小の石を投げこんでいる。

石室各部の寸法は、玄室幅は奥幅一米四九、中幅一米六〇、前幅一米五二で胴張りがあり、前幅と奥幅はほぼ同じ数値をとる。玄室長は東壁で一米六一、西壁で一米七一であるが、実測図に見るように、袖壁は両側壁に直角ではなく、鈍角で交わっている。よって玄室中央部の長さは両側壁長より長くなり、奥壁と榎石との間は一米八七、玄門柱

内側の面を結んだ線と奥壁との間は一米七六となる。羨道は前幅六六種、奥幅六三種、長さは前述のように、袖壁の傾斜により、測定する場所によって異なるが、東壁では玄門内側からは一米三三、西壁では一米二五であり、中央では柵石内側から羨道入口の柵石先端まで一米二〇である。石室全長は三米〇五という小型のものであり、特に玄室に対し羨道が短いのが特色である。図版に見る羨門前の石の列はくずれたものであり、石室プランとは関係のないものである。

出土 遺物

石室内はすでに相当に攪乱されており、遺物も完形品は少なく、破片となったものが多かった。出土状態はいずれも玄室床面にあたる小礫と混じり、三種位のレベル差をもって出土していたが、これが一度に副葬されたものか、二回以上にわたって副葬されたものであるかは攪乱のため不明である。また、出土位置を原位置としておさえ得るものも少ないが、傾向としては、玄室の東部と南西の隅とに集中しているかに見受けられる。特に新山一号古墳と同様、東壁寄りの所に集中している傾向があるのは特色であろう。

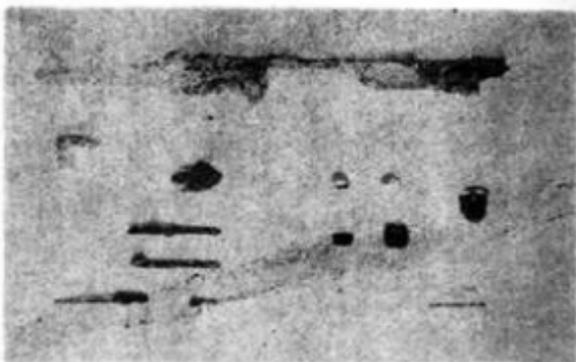
遺物の中で確認し得るものは次の通りである。

飛燕型鉄鏃 白山古墳にも出土しているが、正倉院御物の中にも見られるという鏃であり二個出土としている。一個は東壁から三〇種、東側玄門にほぼ接していた。大きさは先端から飛燕翼の末端まで六種、翼と翼との幅は外側で三・八種で、白山古墳のものよりやや大型になっている。もう一個は西壁から四〇種、袖壁から二〇種の所で、玄室西南隅に出土した。大きさは先端から飛燕翼末端までが五・五で、幅は一方の翼が欠損しているために不明である。

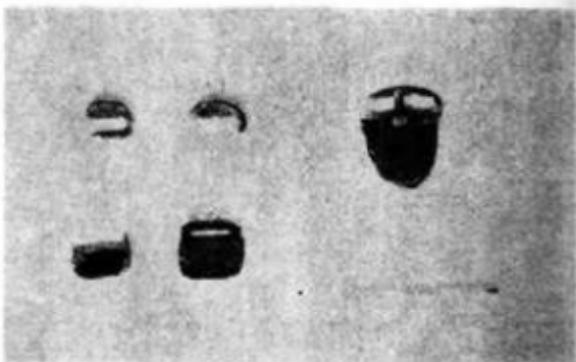
平根型鉄鏃 東壁から二〇種、奥壁から八〇種を中心とした範囲から二個出土している。破損大きく、ようやくそれと判明する程度の残部で、寸法等は不明である。



新山Ⅰ・Ⅱ号古墳出土遺物
—左端Ⅰ号古墳、右2箇Ⅱ号古墳—



新山Ⅰ号古墳出土遺物



同 上

他に鉄破片が三十片余あるが、その中に刀子破片が数片含まれている。他は鉄鑢の破片と思われるが、柄の部分が多く形は不明である。(松本 浩一)

四 古屋敷古墳

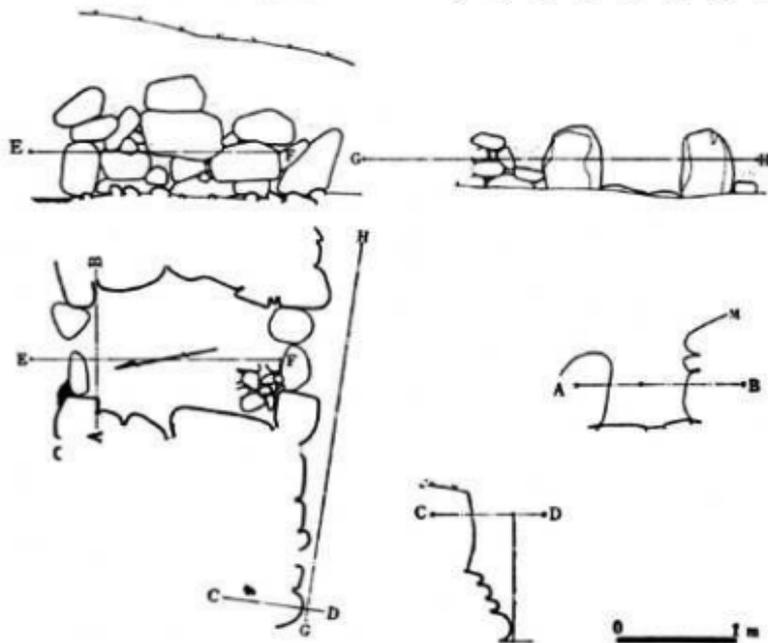
本古墳は前の二古墳同様大字馬場地区にあり、新山Ⅰ号古墳より南へ約二〇〇〇米の地点にあたる。所有者井上民司氏の奥の竹藪の中に墳丘を残していたものである。

昭和三十九年から、本村においても村誌編纂の計画がたてられ、四〇年からその調査が始まったが、本古墳はその調査の一環として四十年八月群馬大学史研究室で発掘調査した。前述の二基が共に墳丘排土後の調査であり、その一部のみ解明したのに対し、本古墳はこれら古墳に近接し、墳丘も一部崩壊してはいるが残存している唯一基のものであっただけに、その調査には相当の期待をもつてのぞんだ。

外部調査

右のように、本古墳調査に対する期待は大きかったのであるが、結果においては、本古墳もまた他の古墳同様破壊のすすんだものであった。

発掘前の状態は、本古墳が竹林と道との境界に位置し、墳丘は北側は大半を裏の道によって削りとられ、上部も墳丘及び石室天井石等もすでに破壊され、決して完全に残っていたわけではない。しかし、墳丘東西においてはある程度原形を保ち



古屋敷古墳石室実測図

葦石を迫り事によって、その規模も推定できると予想された。この予想のもとに、墳丘東西に一本ずつトレンチを入れた。しかし、予想に反し、ここも意外に破壊がすんでおり、葦石根石もつかめずに終わった。結局本古墳は墳丘のごく一部を残しているにすぎないことが判明した。ただ、調査予定最後の日に、羨道入口部から西に、人頭大の石を組み合わせたしっかりした石組みが発見された。これは葦石の根石と認められるものであるが、西方へ二米の所まで追い得たのみで、墳丘全体については不明である。この二米の所までほとんどカーブが見られず、どのような曲線でまわっていたかはわからないが、そのようすからして墳丘も意外に規模が大きかったものと推定されるのである。

破壊の時期については、石室調査のため発掘をすすめている際に、石室東壁裏ないしは上部に中世の五輪塔が三基分出土した。この古墳のすぐ東には板碑も出土しており、これらの事から、墳頂部は中世の頃にすでに破壊され、その盛り土を墳墓として利用したものであろう。

尚墳輪は破片すらも一切見当らず存在しない。

内部調査

本古墳の内部主体のあった所は、すでに一段落ちくぼみ、天井石等も一切抜きとられ、破壊著しいものであることは、発掘当初から予想された。前述の五輪塔の一つは、羨道東壁の裏側、レベルでは床面とほぼ同高の所から出土した。しかし、調査前の予想では、新山一・II号墳同様小型の石室で、石室の根石は残り、そのプラン、規模は判明するものと推定し、調査に着手したのであるが、調査をすすめるにしたがい、墳丘同様、石室も予想以上に大きく、結局、玄室の大半は北側の道によって消滅していることが判明した。また玄室の残った部分についても、天井石と思われる大石がくずれ危険性があり。玄門部一部を調査したのみで、羨道の調査で終る結果となった。



古原敷古墳出土物



同上

石室の規模、玄室のようについては不明であるが、石室は自然石乱石積の横穴式石室で玄門・羨門を有するものである。羨道部の寸法は、入口幅八二匁、最大幅一米一二、長さは西壁で二米二二である。床面は川原石を敷いて鋪石としている。

注目すべきことは、羨道部で、石室中軸線より東部において、当初玄室かと錯覚をおこさせるほどの遺物が出土したことである。鉄鉄を中心としたもので、東壁に沿って一群をなしていた。これら羨道部からの多数の遺物の出土状態からみて、遺体の埋葬は羨道部にも行なわれたものと推定される。

出土遺物

石室の調査は、羨道部のみであったが、注目すべきことは、この羨道部から鉄鉄を中心とした遺物が五十点余出土していることである。その出土の状態を見ると、東壁に沿って集中している。その位置は東壁から三〇匁、石室入口

から八〇〜六〇釐までの範囲である。ここから出土している遺物は尖根型鉄鎌が中心である。中に、刀の吊金具が半個体出ている。その大きさは短径二・五釐、長径四釐、(推定)幅一・一釐である。

この部分からやや離れて、東壁から九〇釐(西壁寄り)、入口から一米二〇の所から、鏝口が一個出ている。大きさは長径四・五釐、短径二・二釐、幅三・二釐、厚さ四釐である。

また、羨道と玄室との境である欄石上からはほぼ完全な刀子が一本出ている。切先近くでやや外反りが認められる。長さは刃長一〇・八釐、茎七釐で、この中間に刃関がある。刀の幅は刃関の根本で二釐、先端へいって六釐であり、刃関の部分で二・二釐である。この刀子は、西の玄門柱にはほぼ接して出土したが、玄室側においても、この西玄門柱の根に、鉄鎌を中心とした遺物群があった。これも羨道部と同様、尖根型鉄鎌が多く、また完形品が目立った。その数はおよそ二十片近い。尖根型鉄鎌の全長は一・二釐であり、先端は扁平であるが、中部及び柄の部分の断面は角である。幅は先端の最大の所で八釐、中央部で七釐である。

右のように、本古墳では、羨道の東壁寄り、玄室では玄門西側壁の根の部分と二カ所に、尖根型鉄鎌を中心とした遺物群があったことが特色と言えよう。尖根型鉄鎌で確認できたものは三四本である。これらは前記新山一・II号墳のものと同様している。

(松本 浩一)

以上四基の古墳調査の結果から共通な要素を抽出すると

- 1 石室は横穴式で自然石乱石積両袖型石室であること
- 2 白山古墳以外はいずれも玄門を有すること
- 3 古屋敷古墳以外は玄室に胴張りを有すること

- 4 奥壁は古屋敷古墳の外は大石一石で構成されていること
 - 5 白山古墳以外は遺物は攪乱されてはいるものの石室中軸線より東半部に集中していること
 - 6 白山古墳では石室中軸線上に一段高い石の配列があり石室を二分していること
 - 7 遺物中では鉄鎌が最も多く、白山古墳の一種を除くと共通していること
 - 8 玄室プランが明らかな新山Ⅰ・Ⅱ号古墳の長さと同幅の比が一・二で一に近い値をとること
- 等を上げることができる。

以上のことから推察すると新山Ⅰ・Ⅱ号墳は自然石乱石積の石室を有するが、他の要素である石室平面企画、玄門を有する点等で葦石切組積石室（技術的に新しい時期のもの）に共通した点が多い、また、白山古墳、古屋敷古墳等もこれに類したものと考えられる。また白山古墳の和銅開弥、巖手太刀、飛燕型鉄鎌、佐波理等の遺物から仏教文化の影響も考えられるものや、時代決定上重要な銅銭等の出土からこれら四古墳の築造年代は七世紀末から八世紀初頭のものと考えられる。

土 師 器

古墳時代の代表的遺跡は古墳であるがそこに表わされる文化の様相はいわば上層階級のものであり、その意味では資料として限界がある。そこで当時の人たちの生活そのものをみるためには、庶民の生活の跡である住居跡を問題とする必要がある。しかし、本村においてこれら古墳時代の住居跡の発掘調査例は少ない。そこで本稿では古墳時代の土器（土師器）を出した遺跡についてその概略をのべ、これらを県下の趨勢と合せて論じてみることにする。

(1) 一本木土師遺跡

遺構は宮城小学校の東の道路開削の際、その表土をはいで掘開いたところその断面に住居の一部がひっきり、松本浩一氏が実査した。その結果、住居の一部である竈を確認し、その精査を通して竈内から六コの土師器及一コの須恵器を見出した。

竈は、堅穴住居の東壁の一部に造りつけられていたものと考えられ、壁外に半分程造り出していた。竈壁は粘土で馬蹄形に開かれ、焚口の部分には鳥居状に石組で構築されていた。その竈の内部中央には底をくりぬいたすづまりの長壺形土器を倒立させ、炊飯用の土器の底部を支えるように設置されていた。これは直接土器の底を床面につけることによる熱効率の悪さを考へての操作であり、機能的にすずんだものである。

遺物

壺形土器



長壺形土器



小型壺形土器

器高二九・二匁、胴部最大幅二六・八匁、口径三二匁、底径六・五匁で比較的大形である。全体としてやや薄手のものを感じがし、胴下半部に煤を附着させていることから、甕にかけられて炊飯用に用いられたものと考えられる。

長梨形土器

器高二一・七匁、口径一九・二匁でズン胴な胴部から口縁を大きく外反する形である。底部は全体を焼成後打ちかいたものであり、前述のように土器の底を支えるためにした操作と考えられる。全体につくりは棒で器面に凹凸をもち、全体につよく焼けていた。

小型梨形土器

器高一七・九匁、口径一七・六匁、ほぼ球形の胴部に大きく外反する口縁を有する形で底は丸味をおびる。全体としてうすくつくりは良好である。

盤形土器

大きい皿状のもので口径一七・二匁、高さ四・一匁で浅く盛物用の器である。全体につくりはよくない。

碗形土器

径一二・六匁、高さ三・八匁程のものが二個出土したが両方ともよく整っている盛物用の器である。

須恵器合子（蓋欠）

前のものがすべて赤焼きの土師器であるのに対し、これは灰色の堅焼きである。これは焼きがちがうことによるもので大陸系の技術といわれる。器高



須 恵 器 合 子

一〇・三種、口径一五・二種、高台をもち鉢形で全体にやわらかな丸味を帯び、ロクロ整形のあとがはっきり残っている。仏教文化との関連もうかがわれる。

以上、遺構及び遺物についてみてきたが、竈のつくりが技術的に進歩したものであり、遺物も土師器としては新しいものであり、須恵器に至っては仏教文化との関連を考えられることからおそらく八世紀後半のものと考えられる。

(2) 片並木住居跡（苗ヶ島字片並木一七九二番地所在）

昭和三十六年一月、四月の二次にわたる片並木遺跡調査に伴なうものである。特に本遺跡は、県下に種な製鉄遺構の調査に関して「たたら」と共に発掘されたものであり、それとの関連において詳細を述べることにする。しかし、時期的にみると前述の遺構より時期的には後出の九世紀後半から十世紀初めごろのものである。

その他にも多くの土師器の出土が伝えられているが、これらは主として工事や畑耕作中に偶然認められたもので多いので詳細は不明である。次にそのいくつかを掲げる。

宮城村土師器出土地名表

No.	地名	面積	備考
1	柏倉字乙赤石	四〇〇米	赤城南面横断道路南側台地散布量少
2	同 赤芝	七〇〇	赤柴開拓地、高台付礎、皿主体、平安時代、鉄滓出土？
3	同 大沢	三〇〇	畑中から勾玉出、祭祀遺跡か北爪道治氏蔵
4	同 廻久保	四二〇	赤芝へ通ずる道路の西台地終末期土師器
5	市之関字三本木	三〇〇	台地上、杯、皿出土、末期の土師器伝勾玉出土
6	三夜沢字櫃石	八八〇	手捏土器、玉類県下に著名な祭祀遺跡
7	鼻毛石字弥源司	二八〇～三二〇	中学校北広範囲に散布

8 苗ヶ島子片並木
9 鼻毛石子一本木
10 馬場矢継

三三〇
二六〇
二三〇

「たたら」と同時に調査九世紀末ころ？
小学校東、縣道拡張工事の際住居跡発見
勾玉出土、北爪道治氏藏

このように見てくると土師器の分布はほぼ縄文遺跡の分布と一致する。このことは気象条件、地形等の変化に対応するものであることも推論できるが、後世における生産技術の進歩発展や畑作等の普及により生活圏が拡大していったことも考えられる。このため、ごく限られた弥生文化期の遺跡の分布圏を超えて、より広範な生活圏が形成されていったことも考えられる。

特に本村における土師器の出土例をみると祭祀遺跡を除いては奈良時代以降の土師器の分布がみられることから推察される。更に本村における古墳の分布をみると数的にも粗な地域であることから古墳時代以降における発展が考えられよう。

そこでの生活は土器の器制の面からみると分化し、生活が多様化していたことがうかがわれるし、施設の面でも一本木遺跡にみる竈のように機能的な面を考慮したものであり、文化の発展を裏書きしている。

更に住居跡の発見を困難にしている原因の一つに奈良時代末から平安時代にかけては竪穴住居から高床住居への移行も考えられる。特に堀久保から白草区にかけての瓦器の散布と共存する土師器については、こうした面も考慮して考える必要がある。

更にまた、律令制国家の進展と共に職業分化が進み、片並木、赤芝等のように製鉄職業集団との関連を考えられようなものもある。

とにかく縄文時代と比較すると格段の進歩を認めなければならない。

祭祀遺跡

生活跡としての住居跡と共に本村における土師器を出土する地域の内、特に祭祀遺跡を注目しなければならない。そこで次に、榎石を中心としてそれについて触れておくことにする。

榎石

赤城神社北方約二軒、標高八七七・九米の三角点附近の尾根上にある輝石安山岩の巨石を呼ぶ。これは赤城神社の神跡とされ、飛地境内となっている。この種遺跡は磐座（いわくら）と呼ばれ、神聖視される。この附近からは、あまのたくじり、滑石製の粗末な小玉・鏡・剣等の祭祀遺物を出土している。これらはこの巨石と一連のものとして考えられるべきものであり、古墳時代において既に赤城山に対する信仰があったことを裏づけるものである。

この他にも前表中3・5・10については勾玉を出土していて祭祀と関連ある遺跡である可能性もある。特に粕川流域における祭祀遺跡の分布が濃密なことから合せてみて、赤城山が早くから住民の信仰の対称になっていたことは想像に難くないところである。

赤城神社と元三夜沢宇通遺跡

赤城神信仰と合せて考えねばならないのは赤城神社である。しかし、現在の赤城神社は古来からここ三夜沢に鎮座していたものではないといわれてきた。

「元三夜沢の御殿」という地名は古くからあったらしく、明治十一年一月三十一日付室沢戸長の小池藤造が群馬県令榎取素彦へ差出した報告書に

「赤城山神社跡本村の北方字御殿と言所にあり、東西四十五間、南北三十五間、面積五反二畝十五歩、本村より一里

八町にあり、但し赤城山神社の三夜沢へ御遷座は、桓武天皇御代の頃と言ひ伝えあり、年号不詳かならず」とある。

昭和四十年秋に赤城山に山火事が起こり、山林二町歩ほどが焼けた。この地は柏用村大字室沢字字通に属する地で詳しく言えば柏用の支流、大猿川の谷に面する標高六五〇米前後の高原である。焼け跡を整理中、そこが、山を削り、段々に整地されており、その段毎に建造物の礎石を確認した。

その建造物の規模と配置から考えてみると

推定堂宇	規	模
大 堂	間口五間、奥行四間	
塔若くは堂	方三間、四天柱	
八角円堂		
割 拝 殿	方三間、南向き、中央間が西側に比して大	
神 殿	四間三間の中央二間が広い	

この他その規模が不明のものも含めると数十棟にも及ぶという。

昭和四十二年九月、群馬大学史学研究室は尾崎博士の指導の下に学術調査を実施した。その結果方三間四天柱が外側に少しずつた建物遺構を発掘した。平安中期の字丸、宇平瓦が出し、瓦葺きの塔かまたは堂であることが明らかにになった。



調査発掘跡通字

これがもし平安中期の赤城神社であったとすれば、長元元年と推定される上野国交替実録帳中の記事が該当するかも知れぬ。即ち、

勢多郡

正一位赤城神社

御玉殿一字 御美豆垣一題板

玉垣一題 御向殿一字

御吊殿一字 大門一字

鳥居一本 荒垣一前東

西

館屋一字 陪從屋一字

厨屋一字

件社七年一度有造作之例

当任去万寿四年相当□大

修造之事、仍皆新所修造也

とある。しかし、これとの対比は未だおこなわれていない。

いずれにしても、発掘調査の結果からみると掘り出された礫石は、どれも焼けて、ひび割れており、多くの瓦片は焼きもどされ、赤または白っぽくなっている。

吾妻鏡第四十一、建長三年四月二十六日条「去十九日、上野国赤木嶽焼、為先例兵革兆之由、令在庁等申之由云云」とあり、赤城神社に火災があったことが考えられる。

更に発掘調査の結果からみると、この地方には弘安四年（二二八一）の浅間山噴火の浮石層があり、建造物跡の地覆石内にはそれが認められないが、周囲の雨垂落の溝中には木炭片・鉄釘・瓦片等が浮石層の下に堆積していた。このことは更に検討を要しようが、確認されれば、吾妻鏡中の記事もほぼ立証されよう。もし、このことが確認されたとして、赤城神社が現在地に移ったのはこの火災によるものであろうか。（月刊文化財、昭和四十三年十二月一日号参照）

いずれにしても、現在の赤城神社は一社であるが、少なくとも江戸時代には東宮、西宮があり、この東西両宮の成立や合社についての記録は欠いている。しかし、この字通の建築遺構が赤城神社の元宮地とすれば、このいずれに当るのであろうか。それについては、尾崎博士の論稿があるが、それによれば柏川と小沼との関連、小沼と虚空蔵信仰との関連、赤城塔の分布とその銘文等の記録からこの系統を西宮のものとして把握されているが、詳細については赤城

神社の項にゆずることにした。

生産遺跡

先土器時代、縄文時代、弥生時代を経て、生産力の向上、とりわけ農業生産力の増大は生活それ自体や生活圏の拡大にも結びついている。こうした生産遺跡の種類は多様でありその実体を把握することは文化の実体を解明する上で重要な問題である。



片並木遺跡遠望



片並木たたら全景、上方が壁

重要な問題である。

生産遺跡の範疇に属するものには石器製作所跡、窯跡製鉄跡等があるが、特に本稿では片並木において調査された製鉄跡について述べることにする。

片並木製鉄遺跡（大字苗ヶ島字片並木一、七九二所在）

南北によく発達した縦谷に刻まれた台地の一



爐壁欄部 北側石の割れ目あたりが爐床割石上部スラッグ

つ、弥源司部落から苗ヶ島へ抜ける道路わきに発見されたこの遺跡は、西に神沢川、東にその支流の窪地をひかえた台地先端部東斜面に位置している。この窪地はさらに南にのびて苗ヶ島部落の水田地帯に連なり、遺跡地から南をながめると展望すこぶるよく開けて壮観である。すぐ背後には山が迫り急傾斜面につながっている。東側の開折谷との比高は四・五米で台地面の傾斜は十一度を算している。

本調査では製鉄のための溶鉱炉（たたら）と附属作業場及び住居跡を発掘したが、たたらと住居跡に分けて述べることにする。

たたら

たたらとは原料（鉄鉱石または砂鉄）を炉中に投入し、ふいごにより送風しつつ炭火でそれを溶かし、不純物を取り去り、鉄鉄または鋼を取りだすための設備である。

調査の結果、傾斜面の上方に炉床を傾斜に合せて長方形に掘り型をつくり壁面に石を立て、溶鉱が下に流れ出るようにつくられていた。その炉の下方に作業場様の施設を接続していた。すなわち、全体の形は瓶状を呈し、口縁に当る部分が炉の主体を成し、器体部が作業場に該当する。（図参照）各部の規模をみると次表のようである。